

## 中野区地域防災計画(第43次修正)(案)について

中野区地域防災計画(第43次修正)(案)について、本年1月4日に開催した中野区防災会議において、各防災関係機関等から提出された回答等を反映し、修正案を作成したので報告する。

### 1 中野区地域防災計画(第43次修正)(案)の構成

#### 総則

#### 第1編 震災対策計画

- 第1部 基本方針
- 第2部 震災予防計画
- 第3部 震災応急対策計画
- 第4部 震災復旧・復興計画

#### 第2編 風水害対策計画

- 第1部 計画の前提条件
- 第2部 風水害予防計画
- 第3部 風水害応急対策計画
- 第4部 風水害復旧計画

#### 第3編 火山災害対策計画

- 第1部 計画の前提条件
- 第2部 火山災害予防計画
- 第3部 火山災害応急対策計画
- 第4部 火山災害復旧計画

#### 第4編 大規模事故対策計画

- 第1部 計画の前提
- 第2部 大規模事故等予防計画
- 第3部 大規模事故等応急対策計画

### 2 主な修正内容

中野区地域防災計画 新旧対照表(別紙1)及び火山災害対策計画(別紙2)のとおり

### 3 今後の予定

- 令和6年 1月 修正(案)を防災対策連絡協議会報告
- 2月 パブリック・コメント手続き
- 3月 中野区防災会議・同幹事会開催 第43次修正の決定  
第43次修正を議会、防災対策連絡協議会報告  
計画策定

中野区地域防災計画 新旧対照表

総則 第3章 防災機関の業務大綱 (赤字：修正検討事項に基づく修正)

修正箇所	現行計画	修正案
2 都関係機関 (P5~6)	表<警視庁 第四方面本部 中野警察署 野方警察署> 1 被害実態の把握と各種情報の収集に関する事 2 交通規制に関する事 3 被災者の救出及び避難誘導に関する事 4 行方不明者の捜索及び調査に関する事 5 死体の調査等及び検視に関する事 6 公共の安全と秩序の維持に関する事	表<警視庁 第四方面本部 中野警察署 野方警察署> 1 被害実態の把握及び各種情報の収集に関する事 2 被災者の救出救助及び避難誘導に関する事 3 行方不明者等の捜索及び調査に関する事 4 遺体の調査等及び検視に関する事 5 交通の規制に関する事 6 緊急通行車両確認標章の交付に関する事 7 公共の安全と秩序の維持に関する事
	表<都第三建設事務所> 1 水防管理団体に対する情報連絡、資機材及び技術的援助に関する事 2 道路、橋梁及び河川の保全並びに応急修理に関する事 3 道路及び河川における障害物の除去に関する事	表<都第三建設事務所> 1 河川の保全及び復旧に関する事 2 道路及び橋りょうの整備、保全及び復旧に関する事 3 水防に関する事 4 河川、道路等における障害物の除去に関する事
	表<都下水道局 西部第一下水道事務所> 1 下水道施設の点検、整備及び復旧に関する事 2 仮設トイレ等のし尿の受入れ・処理に関する事	表<都下水道局 西部第一下水道事務所> 1 下水道施設の点検、整備及び復旧に関する事 2 仮設トイレ等のし尿の受入れ及び処理に関する事
3 自衛隊 (P6)	表<陸上自衛隊 第一師団 第一普通科連隊> 1 災害派遣の準備に関する事 (1) 災害派遣の計画に関する事 (2) 中野区地域防災計画に基づく防災に関する訓練の実施  2 災害派遣の実施に関する事 (1) 人命または財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧 (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲渡に関する事	表<陸上自衛隊 第一師団 第一普通科連隊> 1 災害派遣の計画及び準備に関する事 (1) 防災関係資料の基礎調査 (2) 災害派遣計画の作成 (3) 中野区地域防災計画に整合した防災に関する訓練の実施 2 災害派遣の実施に関する事 (1) 人命または財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧 (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲渡
	表<日本郵便(株)(中野郵便局、中野北郵便局及び中野区内郵便局)> 1 郵便業務及び窓口業務の確保に関する事 2 郵便物の運送施設及び集配施設の整備に関する事 3 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関する事	表<日本郵便(株)(中野郵便局、中野北郵便局及び中野区内郵便局)> 1 郵便物送達確保、窓口業務の維持及びこれら施設等の保全に関する事 2 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱に関する事 (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災地宛救助用郵便物の料金免除 (4) 被災者援助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分
4 指定公共機関 (P7)	表<東京電力パワーグリッド(株)荻窪支社> 1 電力施設等の建設並びに保全に関する事 2 災害時における電力の供給に関する事	表<東京電力パワーグリッド(株)荻窪支社> 1 電力施設等の建設及び安全保安に関する事 2 電力需給に関する事
	表<東京ガス(株)東京中支店> 1 ガス施設等の建設及び保安に関する事 2 ガスの供給に関する事	表<東京ガス(株)東京中支店> 1 ガス工作物の建設及びそれらの維持管理に関する事 2 ガスの供給に関する事
	表<(株)NTT東日本> 1 電気通信設備の建設及び保全に関する事 2 災害時における電報・電話の通信の提供に関する事及び気象予報の伝達に関する事	表<(株)NTT東日本> 1 電気通信設備の建設及び保全に関する事 2 重要通信の確保に関する事 3 気象予報の伝達に関する事 4 通信ネットワークの信頼性向上に関する事 5 災害時の電気通信設備の復旧に関する事
	表<東日本旅客鉄道(株)(中野、東中野の各駅)> 1 鉄道施設等の保全に関する事 2 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事  3 施設利用者の救護及び避難誘導に関する事	表<東日本旅客鉄道(株)(中野、東中野の各駅)> 1 鉄道施設等の工事計画及びこれらの施設等の保全に関する事 2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者輸送の協力に関する事 3 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関する事
	表<(一社)中野区医師会> 1 医療及び助産救護に関する事 2 防疫の協力に関する事	表<(一社)中野区医師会> 1 医療に関する事 2 防疫の協力に関する事 3 遺体の検案の協力に関する事
	表<(一社)東京都中野区 歯科医師会> 歯科医療に関する事	表<(一社)東京都中野区 歯科医師会> 1 歯科医療活動に関する事 2 遺体の検案の協力に関する事
表<(一社)中野区薬剤師会> 応急措置用医薬品等の提供に関する事	表<(一社)中野区薬剤師会> 医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理に関する事	
表<西武鉄道(株)各駅 東京地下鉄(株)各駅 東京バス協会> 1 鉄道施設等の保全に関する事 2 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事 3 施設利用者の救護及び避難誘導に関する事	表<西武鉄道(株)各駅 東京地下鉄(株)各駅 東京バス協会> 1 鉄道施設等の安全保安に関する事 2 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関する事 3 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関する事 4 バスによる輸送の確保に関する事	
6 公共的団体 (P8)	表<(株)ジェイコム東京 中野局>	表<(株)ジェイコム東京 杉並・中野局>
第2節 区民の責務 (P9)	1 区民は、～(略)～自ら災害に備える手段を講ずるよう努めなければならない。 (1) 建築物等の耐震性及び耐火性の向上 (2) 家具の転倒、落下、移動防止 (3) 出火防止(住宅用火災警報器の設置を含む) (4) 初期消火に必要な用具の準備 (5) 飲料水及び食料の確保(3日分) (6) 避難場所及び避難の経路の確認 (7) 通信手段の相互確認 (略)	1 区民は、～(略)～自ら災害に備える手段を講ずるよう努めなければならない。 (1) 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保 (2) 家具類の転倒・落下・移動の防止 (3) 出火の防止 (4) 初期消火に必要な用具の準備 (5) 飲料水及び食料の確保 (6) 避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路についての確認 (7) 家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保 (略)

総則 第5章 中野区の概況（赤字：修正検討事項に基づく修正）

修正箇所	現行計画	修正案
第1節 自然環境 1 位置と面積 (P11)	中野区は、23区の西方に位置し、東は新宿区、豊島区、西は杉並区、南は渋谷区、北は練馬区に接している。面積は、15.59k㎡あり、東京都の総面積2,194.03k㎡の約0.71%、区部面積627.53k㎡の約2.48%にあたり、23区中14番目の広さである。 (略) 令和2年10月1日 国土地理院 東京都面積 2,194.03km2	中野区は、23区の西方に位置し、東は新宿区、豊島区、西は杉並区、南は渋谷区、北は練馬区に接している。面積は、15.59k㎡あり、東京都の総面積2,193.79k㎡の約0.71%、区部面積627.53k㎡の約2.48%にあたり、23区中14番目の広さである。 (略) 令和5年4月1日 国土地理院 東京都面積 2,193.79km2
第2節 人口と世帯 (平成27令和2年国勢調査結果参照) 1 人口の動き (P14)	中野区の人口は328,215人、世帯数は196,132世帯で、23区中中位である。人口密度は、1k㎡あたり21,052人となっている。区内では、JR中央線を境に南の地域が比較的高く、1k㎡あたり3万人を超える地区もある。 (略)	中野区の人口は344,880人、世帯数は208,093世帯で、23区中中位である。人口密度は、1k㎡あたり22,122人となっている。区内では、JR中央線を境に南の地域が比較的高く、1k㎡あたり3万人を超える地区もある。 (略)
// 2 人口構成 (P14)	中野区の人口構成は、30歳代が最も多く、人口の17.9%を占め、次いで40歳代が15.6%、また、20歳代も15.2%となっている。20歳代の東京都平均が12.0%であることから、中野区は30歳代人口が比較的多い区といえる。また、65歳以上の人が占める割合は21.3%で、東京都平均の22.7%とほぼ同等となっている。	中野区の人口構成は、30歳代が多く、人口の17.7%を占め、次いで20歳代が16.3%、40歳代が16.2%となっている。30歳代の23区平均が15.0%、20歳代が13.2%であることから、中野区は20歳代、30歳代人口が比較的多い区といえる。また、65歳以上の人が占める割合は20.2%で、23区平均の21.5%よりもやや少なくなっている。
// 3 世帯構成 (P14)	中野区の世帯構成は、単身世帯が増加し、全一般世帯数の62.0%を占め、平成17年調査57.2%に比べて4.8ポイント増加している。逆に、5人以上の世帯は全体の1.6%を占めているにすぎない。また、夫婦のみ・夫婦と子ども・ひとり親と子どもからなる核家族世帯は、一般世帯の33.9%を占めている。	中野区の世帯構成は、単身世帯が全一般世帯数の62.3%を占め、逆に、5人以上の世帯は全体世帯数の1.5%を占めているにすぎない。また、夫婦のみ・夫婦と子ども・ひとり親と子どもからなる核家族世帯は、一般世帯の33.7%を占めている。
// 4 昼間人口 (P14)	中野区の昼間人口は313,270人、昼夜間人口比率は95.4%で、他の地域に通勤や通学をする人数が、他の地域から中野区に流入する人数よりも多くなっている。区民が通勤や通学をする地域としては、新宿区、千代田区、港区の3区に集中している。 また、区内で昼夜間人口比率が高い地域は、中野（※175.5%）、本町（※126.6%）、中央（※115.6%）（※いずれも平成22年国勢調査結果）となっている。今後、中野駅周辺地域の開発に伴い、さらに昼間人口の増加が見込まれる。	中野区の昼間人口は325,767人、昼夜間人口比率は94.5%で、他の地域に通勤や通学をする人数が、他の地域から中野区に流入する人数よりも多くなっている。区民が通勤や通学をする地域としては、新宿区、千代田区、港区の3区に集中している。
第3節 住環境及び産業 2 住宅 (P15)	中野区の住宅の特徴は、持ち家が少なく、アパート、マンションなどの民営借家が多いことがあげられる。ちなみに住宅総数181,010戸のうち、持ち家は64,440戸（平成25年住宅土地統計調査報告）で、35.6%である。	中野区の住宅の特徴は、持ち家が少なく、アパート、マンションなどの民営借家が多いことがあげられる。ちなみに住宅総数201,160戸のうち、持ち家は64,960戸で、32.3%である。（総務省「平成30年住宅・土地統計調査報告」）
// 3 産業 (P15)	中野区は、戦前から住宅地として発展してきたため、区内にある企業数は少ない。産業分類別にみると、商業・サービス業などの第3次産業が89.8%と大きな比重を占めている。建設業・製造業などの第2次産業は10.2%、農業の第1次産業はごくわずかである。また、企業のほとんどは従業員30人未満の中小企業であり、特に従業員4人以下の小規模企業が62.7%を占めている。1事業所あたりの平均従業員数は9.7人となっている。（平成26年経済センサス基礎調査報告）	中野区は、戦前から住宅地として発展してきたため、区内にある企業数は少ない。産業分類別にみると、商業・サービス業などの第3次産業が80.7%と大きな比重を占めている。建設業・製造業などの第2次産業は19.3%、農業の第1次産業はごくわずかである。また、企業のほとんどは従業員30人未満の中小企業であり、特に従業員4人以下の小規模企業が69.6%を占めている。1事業所あたりの平均従業員数は10.4人となっている。（総務省「令和3年経済センサス－活動調査（速報値）」）
第4節 交通 1 鉄道及びバス路線 (P15)	(1) 鉄道 中野区内の鉄道は、区中央部を東西に貫通するJR中央線が中枢をなし、これと並行して南に東京メトロ丸の内線、北には西武線が走り、東京メトロ東西線も中野駅に相互乗り入れしている。また、平成9年12月に都営地下鉄大江戸線が開通、新江古田駅が新設されるとともに、JR中央線の東中野駅、東京メトロ丸の内線の中野坂上駅とで接続する等新たな交通ネットワークの形成が図られた。	(1) 鉄道 中野区内の鉄道は、区中央部を東西に貫通するJR中央線が中枢をなし、これと並行して南に東京メトロ丸の内線、北には西武新宿線が走り、東京メトロ東西線も中野駅に相互乗り入れしている。また、平成9年12月に都営地下鉄大江戸線が開通、新江古田駅が新設されるとともに、JR中央線の東中野駅、東京メトロ丸の内線の中野坂上駅とで接続する等新たな交通ネットワークの形成が図られた。

総則 第6章 令和3-5年修正（第4243次修正）概要（赤字：修正検討事項に基づく修正）

修正箇所	現行計画	修正案
第1節 修正主旨 (P18)	中野区地域防災計画（第42次修正）では、平成30年に第41次修正を行った後の地域防災に関する国、東京都及び中野区等の取組みを反映させるため、震災対策計画及び風水害対策計画、並びにその他の必要事項を修正した。 (略)	中野区地域防災計画（第43次修正）では、令和3年に第42次修正を行った後の地域防災に関する国、東京都及び中野区等の取組みを反映させるため、震災対策計画、風水害対策計画、大規模事故対策計画に新たに火山災害対策計画を加えるとともに、その他の必要事項を修正した。 (略)
第2節 修正の基本的な考え方 2 国、都の計画との整合性 (P18)	国の防災基本計画、都の地域防災計画の他、第41次修正以降の国、都等の取組みを反映した。	国の防災基本計画、都の地域防災計画の他、第42次修正以降の国、都等の取組みを反映した。
第3節 強化・推進施策 (P19)	(略) そのためには、自助、共助、公助の強化はもとより、多様な機関の連携協力のもと、「住宅の倒壊や火災等被害の減少」「円滑な避難行動の誘導や避難所運営」「迅速な復旧・復興支援」を実施するための、様々な施策の展開が必要である 第42次修正にあたっては、～（略）～ 予防、応急、復旧、復興対策の強化、推進を図る。（略）	(略) そのためには、自助、共助、公助の強化はもとより、多様な機関の連携協力のもと、「首都直下地震等による人的・物的被害の減少」「円滑な避難行動の誘導や避難所運営」「迅速な復旧・復興支援」を実施するための、様々な施策の展開が必要である。 第43次修正にあたっては、～（略）～ 予防、応急、復旧、復興対策の強化、推進を図る。（略）
// 2 「災害に強い都市基盤の整備」 (P19)	災害から区民の生命と財産を守るためには、災害に強い建物の整備や公園、道路等の都市施設の適切な配備が重要である。～	災害から区民の生命と財産を守るためには、災害に強い建物の整備や道路、公園等の都市施設の適切な配備が重要である。～略～。
// 強化・推進施策の概要図 (P21)	(略) 住宅の倒壊、火災等被害の減少 (略) ≪予防対策≫ 地域の防災行動力の向上 (災害リスクととるべき行動の理解促進) 災害に強い都市基盤の整備 ≪応急対策≫ 活動体制の整備 (中野区タイムライン(防災行動計画)の修正)	(略) 首都直下地震等による人的・物的被害の減少 (略) ≪予防対策≫ 地域の防災行動力の向上 災害に強い都市基盤の整備 ≪応急対策≫ 活動体制の整備 避難者対応の充実 ≪復旧・復興対策≫

	避難者対応の充実 ( <b>新型コロナウイルス感染症対策</b> ) ≪復旧・復興対策≫ 生活の安全確保・安定化	生活の安全確保・安定化
第4節 主要な修正項目 (P22)	<p>1 災害リスクととるべき行動の理解促進 令和元年東日本台風に係る国等の検証を踏まえ、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めることとした。</p> <p>2 中野区タイムライン（防災行動計画）の修正 令和2年8月、妙正寺川が水位予測技術の向上等により、洪水予報の運用が可能になったことに伴い、洪水警報や注意報の発令基準が見直しされた。また、避難指示（緊急）に相当する気象状況の次元をはるかに超えるような現象を対象に発表する大雨特別警報（土砂災害）について、雨を要因とした短時間指標を変更し、新たな発表基準（警報基準値（土壌雨量指数）を130以上超過する1km格子が概ね10個以上まとまって出現）を設けた。これらを受け、中野区タイムライン（防災行動計画）を修正するとともに避難指示等の発令基準を見直した。</p> <p>3 新型コロナウイルス感染症対策 新型コロナウイルス感染症対策として、基本的な感染症予防の徹底や密集・密接・密閉の回避等、感染症対策に万全を期した新たな避難所運営が求められたことから、避難スペースやソーシャルディスタンスの確保、指消毒やマスクの着用の徹底、検温・問診票によるスクリーニングなどを盛り込んだ新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営管理マニュアルを作成するとともに、必要な備蓄物資や防災資機材等の配備を行った。</p>	<p>1 新たな「首都直下地震等による東京の被害想定」等の反映 東京都では、「首都直下地震等による東京の被害想定」及び「地震に関する地域危険度測定調査」について、前回被害想定から約10年が経過していることから、耐震対策の進展や都内人口構造の変化等を踏まえ、また、最新の知見等を反映し、見直しを行っている。同被害想定では、多摩東部直下地震において中野区での最も大きな被害が予想されており、同被害想定に基づき、<b>区における人々や建物、インフラ等の被害想定を修正し、<del>中野区</del>地域防災計画の地震編を修正する上での前提とした。</b> また、東京都では、同被害想定に基づき、東京都地域防災計画の減災目標の見直しを図っており、<b>中野区においても東京都の減災目標との整合に留意するとともに、区の耐震対策等の進展等を踏まえ、減災目標の修正を行った。</b></p> <p>2 マンション防災及び在宅避難対策の追加 近年の都内におけるマンションの増加に伴い、大規模震災時において、エレベーターの停止やトイレの使用不可などにより、多数のマンション居住者が避難所へ避難する事態が想定され、東京都では、マンションにおける在宅避難を促すため、「東京とどまるマンション」などの支援策を展開している。 中野区地域防災計画においても、地域の防災行動力の向上に際してのマンションの課題を記載するとともに、マンション居住者に向けたパンフレット等による知識普及や、管理組合等に対し「東京とどまるマンション」を周知するなど、マンションにおける自助・共助の強化に向けた新たな施策を位置付けた。</p> <p>3 火山災害対策計画の新設 富士山の噴火に伴う降灰被害については、国が設置した富士山ハザードマップ検討委員会が平成16年6月に公表した「富士山ハザードマップ検討委員会報告書」に示されており、中野区においては2~10cm程の降灰が想定されている。 降灰に伴い、中野区を含む広範な範囲において、健康障害、建物被害、交通・ライフライン、各種産業への影響、また、人的・物的被害が予想されており、今回の計画見直しにあわせ火山編災害対策計画を新設し、降灰対策における区や区民、事業者、防災関係機関の役割や対策を位置付けた。</p>

第1編 震災対策計画 第1部 基本方針 第1章 計画の前提条件（赤字：修正検討事項に基づく修正）

修正箇所	現行計画	修正案
第2節 基本理念 (P25)	(略) 4 あらゆる取組みについて、女性や要配慮者（第3部第4章参照）に対するきめ細かい配慮を行う。 5 防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女 <b>双方</b> の視点に配慮した防災 <b>対策</b> を <b>推進</b> していく。	4 あらゆる取組みについて、女性や <b>子ども、性的マイノリティのほか、高齢者、障害者、難病患者、外国人等</b> の要配慮者（第3部第4章参照）等に対するきめ細かい配慮を行う。 5 防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や <b>高齢者、障害者</b> などの参画を拡大し、男女 <b>平等参画</b> その他の多様な視点に配慮した防災 <b>体制</b> を <b>整備</b> していく。
第4節地 震被害の想定 (P26)	～ 本計画では、平成24年4月に公表された「首都直下地震等による東京の被害想定」(*)のうち、中野区における被害が最も大きく見込まれている東京湾北部地震（マグニチュード（以下「M」と表記）7.3）の想定を前提とする。加えて、これらを災害対策の上限ととらえるのではなく、想定外の事態への備えについても適切な対応を講じる。	～ 本計画では、 <b>令和4年5月</b> に公表された「首都直下地震等による東京の被害想定」(*)のうち、中野区における被害が最も大きく見込まれている <b>多摩東部直下地震</b> （マグニチュード（以下「M」と表記）7.3）の想定を前提とする。加えて、これらを災害対策の上限ととらえるのではなく、想定外の事態への備えについても適切な対応を講じる。
// 1 前提条件 (P26)	(1) 想定地震 種類 東京湾北部地震 震源 東京湾北部 規模 M7.3 震源の深さ約 20 km～35 km  (2) 気象条件等 ① 季節等冬の夕方18時、風速8m/秒 ② 想定される被害 ア 火気器具利用が最も多いと考えられる時間帯で、これらを原因とする出火数が最も多くなる イ オフィスや繁華街周辺、ターミナル駅では、帰宅、飲食のために <b>多数の人が滞留する</b> ウ ビル倒壊や落下物等により被災する危険性が高い エ 鉄道、道路も <b>ほぼラッシュ時に近い状況で人的被害や交通機能支障による影響拡大の危険性が高い</b>	(1) 想定地震 種類 <b>多摩東部直下地震</b> 震源 <b>多摩東部</b> 規模 M7.3 震源の深さ約 <b>30～45 km</b>  (2) 気象条件等 ① 季節等冬の夕方18時、風速8m/秒 ② 想定される被害 ア 火気器具利用が最も多いと考えられる時間帯で、これらを原因とする出火数が最も多くなる。 イ オフィスや繁華街周辺、ターミナル駅では、帰宅 <b>や</b> 飲食のため <b>滞留者が多数存在する</b> 。 ウ ビル倒壊や <b>看板等</b> の落下物等により被災する危険性が高い。 エ 鉄道、道路は <b>ほぼラッシュ時に近い状況で人的被害や交通機能支障による影響が大きい</b> 。
// 2 中野区の被害想定 (P28)	<ライフライン> ・ガス供給停止率(%) 26.8～74.2  (表略)	・夜間人口(人)：344,880 昼間人口(人)：313,270 ・面積(km <sup>2</sup> )：15.6 ・震度別面積率(%) 6弱：84.2 6強：15.8 ・建物棟数(棟)：67,301 木造：45,579 非木造：21,722 <原因別建物全壊棟数>(棟)計：1,036 ・ゆれ：1,027 (木造：889 非木造：138) ・液状化：8 ・急傾斜地：0 <b>&lt;急傾斜地崩壊箇所&gt;：不明</b> <火災> ・出火件数：11 ・失棟数 倒壊建物を含む：1,328 倒壊建物を含まない：1,303 <人的被害(死者)> 計：98 ・ゆれ・液状化建物被害：33 ・屋内収容物：4 ・急傾斜地崩壊：0 ・火災：27 ・ブロック塀等：35 <人的被害(負傷者)> 計：2,301 ・ゆれ・建物被害：919 ・屋内収容物：86

	<p>※首都直下地震等による東京の被害想定</p> <p>東京都は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震における被害及び客観的なデータや最新の科学的知見に基づき被害想定の見直しを行い、平成24年4月に「首都直下地震等による東京の被害想定」を東京都防災会議で決定した。</p> <p>想定地震は、首都直下地震（東京湾北部地震、多摩直下地震）、元禄型関東地震、立川断層帯地震であり、そのうち中野区における被害が最も大きく見込まれているのは東京湾北部地震（M7.3）である。</p> <p>なお、被害想定の数値は、過去の地震被害のデータ等に基づき、被害項目ごとに想定地震における被害の算定を行ったものであり、個別の地点における被害を集計したものではない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・急傾斜地崩壊：0</li> <li>・火災：83</li> <li>・ブロック塀等：1,212</li> <li>・屋外落下物：2</li> <li>&lt;うち重傷者（人）&gt; 計：576</li> <li>・ゆれ・建物被害：61</li> <li>・屋内収容物：19</li> <li>・急傾斜地崩壊：0</li> <li>・火災：23</li> <li>・ブロック塀等：473</li> <li>&lt;避難者&gt; 避難人口発生数（人）：48,402</li> <li>・避難生活所避難者数（人）：32,268</li> <li>・一疎開者避難所外避難者数（人）：16,134</li> <li>&lt;都内滞留者数&gt; 発生数（人）：288,721</li> <li>・屋内被災滞留者：146,184</li> <li>・屋外被災滞留者数：15,521</li> <li>・待機人口：121,794</li> <li>・滞留場所不明人口：5,222</li> <li>&lt;帰宅困難者&gt; 発生数（人）：56,532</li> <li>&lt;閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数&gt;：397</li> <li>&lt;要配慮者・死者数（人）&gt;：65</li> <li>&lt;自力脱出困難者（人）&gt;：303</li> <li>&lt;震災災害廃棄物（万t）&gt;：40</li> <li>&lt;ライフライン&gt;</li> <li>・電力 停電率（%）：6.1</li> <li>・通信 不通率（%）：2.3</li> <li>・ガス供給停止率（%）10.0</li> <li>・上水道断水率（%）：17.4</li> <li>・下水道管きよ被害率（%）：3.9</li> </ul> <p>※首都直下地震等による東京の被害想定</p> <p>東京都は、東京都防災会議で平成24年4月に決定した「首都直下地震等による東京の被害想定」について、前回被害想定から約10年が経過するなか、住宅の耐震化や不燃化対策などの取組の進展、高齢化や単身世帯の増加など、都内人口構造の変化、南海トラフ巨大地震の発生確率の上昇など、東京を取り巻く環境が変化しているため、客観的なデータや最新の科学的知見に基づき被害想定の見直しを行い、令和4年5月、「首都直下地震等による東京の被害想定」を東京都防災会議で決定した。</p> <p>なお、現在の科学的知見では、客観的に定量化できる事項に限られるため、今回の被害想定では、過去の大規模地震において家庭や地域で実際に発生した被害様相等も参考にしつつ、首都直下地震等の発生時に起こり得る事象について、定量的に示すことが困難な事項についても、定性的な被害シナリオとして新たに示した。</p> <p>想定地震は、首都直下地震として、都心南部直下地震のほか、多摩東部直下地震及び立川断層帯地震、海溝型の地震として、大正関東地震及び南海トラフ巨大地震であり、そのうち中野区における被害が最も大きく見込まれているのは多摩東部直下地震（M7.3）である。</p> <p>なお、被害想定の数値は、過去の地震被害のデータ等に基づき、被害項目ごとに想定地震における被害の算定を行ったものである。</p>
(新規)		<p>3 長周期地震動</p> <p>長周期地震動とは、大きな地震で生じる周期の長い大きな揺れのことで、遠くまで伝わりやすい性質があり、南海トラフ地震のような規模の大きい地震が発生すると、高層ビルなどは長周期な揺れと共振し、長時間にわたり大きな揺れが生じることとなる。</p> <p>都では、「首都直下地震等による東京の被害想定」において、長周期地震動がもたらし得る被害について定性的に評価し、以下のような被害を予測している。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 都内に多く立地する高層ビルでは、遠隔地で地震が発生し、地表の揺れが小さい場合でも、長周期地震動により、徐々に大きくゆっくりとした揺れになり、建物内の家具等、人に被害が発生する可能性がある。</li> <li>(2) 築年数が古いなど、長周期地震動に対する十分な構造安全性を有していないビルでは、建物構造に影響が発生する可能性がある。</li> <li>(3) 屋内の間仕切り壁や天井材、スプリンクラー、空調などが剥落するなどの被害が発生する。</li> <li>(4) 建物の構造に大きな被害が生じない場合であっても、特に中高層階では、背の高い家具類等の転倒が発生する可能性が高い。</li> <li>(5) エレベーターが停止するため、中高層階からの避難や、負傷者の搬送、各フロアの被害確認等が困難となる。</li> </ol>
(新規) (P31)		<p>■参照（別冊資料）</p> <p>資料第〇「身の回りで起こり得る災害シナリオと被害の様相」</p>
第6節 地震に関する地域危険度（P32）	<p>防災都市づくりの推進にあたっては、各地域の特性に応じた対策が必要である。東京都では、東京都震災対策条例第12条に基づき概ね5年毎に、地震に関する地域の危険度を科学的に測定し、その結果を都民に公表するものとしている。平成30年3月に第8回目の調査結果が公表された。</p>	<p>防災都市づくりの推進にあたっては、各地域の特性に応じた対策が必要である。東京都では、東京都震災対策条例第12条に基づき概ね5年毎に、地震に関する地域の危険度を科学的に測定し、その結果を都民に公表するものとしている。令和4年9月に第9回目の調査結果が公表された。</p>
// 1 調査概要（P32）	<p>(2) 調査内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 調査は、都内の町丁目の地震に対する危険性を比較するため、特定の地震を想定せず、全ての地域において地震の強さを同じ条件で設定して危険性を測定している。</li> <li>② 本調査では、防災都市づくりを推進する上で、地域に内在する地震に関する危険性を把握するための指標として、建物倒壊危険度、火災危険度、災害時活動困難度及び総合危険度を測定している。</li> <li>③ 都内5,177町丁目（区内85町丁目）ごとに測定し、5段階（相対評価）にランク分けしている。</li> </ol>	<p>(2) 調査内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 調査は、都内の町丁目の地震に対する危険性を相対的に評価するため、特定の地震を想定するのではなく、全ての町丁目直下の地盤で同じ強さの揺れが生じた場合の危険性を測定している。</li> <li>② 本調査では、防災都市づくりを推進する上で、地域に内在する地震に関する危険性を把握するための指標として、建物倒壊危険度、火災危険度、災害時活動困難係数及び総合危険度を測定・算出している。</li> <li>③ 都内5,192町丁目（区内85町丁目）ごとに測定し、5段階（相対評価）にランク分けしている。</li> </ol>
// 2 調査の種類と調査結果の概要（P32~33）	<p>(1) 建物倒壊危険度</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 地盤特性（地盤増幅率／液状化可能性）、建物量（建物棟数密度）、建物特性（建物構造、建築年代）などを考慮して、地震の揺れによって建物が倒壊する危険性の度合いを測定したもの。</li> <li>② 中野区ではランク4、5の町丁目は無く、ランク2とランク3があわせて75町丁目あり、全体の88%を占めている。</li> </ol>	<p>(1) 建物倒壊危険度</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 地震の揺れによって建物が壊れる危険性の度合いを測定したもの。</li> <li>② この危険度は、地盤特性や建物量、建物の種類、構造、建築年次といった建物特性などを考慮し測定した建物倒壊危険度を基に、ランク分けしている。</li> <li>③ 中野区ではランク4、5の町丁目は無く、ランク2とランク3があわせて78町丁目あり、全体の92%を占めている。</li> </ol>

	<p>(2) 火災危険度</p> <p>① 地震の揺れで発生した火災の延焼により、被害を受ける危険性の度合いを測定したもの。</p> <p>② 世帯や用途別の事業所の分布状況、火器器具等の使用状況や出火率、地盤の揺れやすさから測定した出火の危険性と、建物の構造や建物の間隔などから測定した延焼の危険性とにより測定している。</p> <p>③ 中野区では<del>ランク5の町丁目が4丁目</del>、ランク4の町丁目が15町丁目あり、全体の22%、ランク2とランク3があわせて61町丁目あり、全体の72%を占めている。</p> <p><del>④ 北部地域では大和、若宮、野方に危険度の高い地域が連続している。</del></p>	<p>(2) 火災危険度</p> <p>① 地震の揺れで発生した火災の延焼により、<b>広い地域で</b>被害を受ける危険性の度合いを測定したもの。</p> <p>② 東京消防庁が測定した、火気、電気器具の使用状況出火率やなどに基づく出火の危険性と、建物の構造や間隔などに<b>基づく</b>延焼の危険性とにより<b>火災危険量</b>を測定し、それを基に<b>ランク分け</b>している。</p> <p>③ 中野区ではランク4の町丁目が16町丁目あり、全体の<b>2219%</b>、ランク2とランク3があわせて61町丁目あり、全体の72%を占めている。</p>
	<p>(3) <del>災害時活動困難度</del></p> <p>① <del>災害時の危険区域からの避難や消火・救助活動のしやすさ(困難さ)を表す指標として、道路基盤の整備状況(幅員4m以上の道路や小公園、外郭道路につながる幅員6m以上の道路)に基づき測定している。</del></p> <p>② <del>中野区では、ランク5の町丁目が3町丁目、ランク4の町丁目が7町丁目あり、全体の12%を占めている。</del></p>	(削除)
	<p>(4) 総合危険度</p> <p>① 「建物倒壊危険度」、「火災危険度」に「災害時活動困難度」加味して、一つの指標にまとめ、<del>5段階にランク分け</del>したものを。</p> <p>② 中野区ではランク5の町丁目が4町丁目、ランク4の町丁目が18町丁目あり、全体の26%を占める。ランク3は、32町丁目、38%を占める。ランク2とランク1があわせて31町丁目あり、全体の36%を占めている。</p>	<p>(3) 総合危険度</p> <p>① 建物倒壊や火災の危険性に、災害時活動に有効な空間の多さや、道路ネットワーク密度の高さといった道路基盤などの整備状況から評価した、<b>避難や消火・救助活動のしやすさ(困難さ)</b>を加味して、一つの指標にまとめたもの。</p> <p>② 中野区ではランク5の町丁目が2町丁目、ランク4の町丁目が14町丁目あり、全体の19%を占める。ランク3は、31町丁目、<b>3736%</b>を占める。ランク2とランク1があわせて38町丁目あり、全体の45%を占めている。</p>

第1編 震災対策計画 第1部 基本方針 第2章 減災目標 (赤字：修正検討事項に基づく修正)

修正箇所	現行計画	修正案
(P34)	(略)	(略)
視点1 首都直下地震等による人的・物的被害の減少 (P34)	<p>「住宅の倒壊や火災等被害の減少」「円滑な避難行動の誘導や避難所運営」「迅速な復旧・復興支援」を実施するための様々な施策の展開による減災効果を踏まえ、以下の目標を設定し、<b>おおむね10年以内</b>に達成するものとする。</p> <p>視点1 住宅の倒壊、火災等被害の減少</p> <p>(1) 死者数を約120人減少させる。</p> <p>(2) <del>避難者数を約33,000人減少させる。</del></p> <p>(3) <del>建築物の全壊・焼失棟数を約5,600棟減少させる。</del></p> <p>目標を達成するための対策</p> <p>(1) 自助の備えの普及啓発、地域防災会の活動推進、防災活動に取り組む人材の養成等による地域防災行動力の向上を図る。</p> <p>(2) 建物の耐震化の促進</p> <p>(略)</p> <p>(3) 建物等の不燃化、出火の防止</p> <p>(略)</p> <p>(4) 特定整備路線に指定された都市計画道路(整備地域)の整備率を平成32年度までに100%にする。</p> <p>(5) 防災公園の整備、都市開発にあわせた防災機能の充実を図る。</p> <p>(6) ライフライン施設の耐震化、バックアップ機能を確保する。</p>	<p>「首都直下地震等による人的・物的被害の減少」「円滑な避難行動の誘導や避難所運営」「迅速な復旧・復興支援」を実施するための様々な施策の展開による減災効果を踏まえ、以下の目標を設定し、<b>2030年までに</b>達成するものとする。</p> <p>視点1 首都直下地震等による人的・物的被害の減少</p> <p>(1) 人的・物的被害を概ね半減させる。</p> <p>目標を達成するための<b>主な</b>対策</p> <p>(1) 自助の備えの普及啓発、地域防災会の活動推進、<b>外国人防災リーダー</b>を含めた防災活動に取り組む人材の養成等による地域防災行動力の向上を図る。</p> <p>(2) <b>マンション防災の推進</b></p> <p>マンション防災に関するパンフレット等による知識の普及、マンション防災自主住民組織等への「東京とどまるマンション」の周知や防災対策への協力の働きかけなどを推進する。</p> <p>(3) 建物の耐震化の促進</p> <p>(略)</p> <p>(4) 建物等の不燃化、出火の防止</p> <p>(略)</p> <p>(5) 特定整備路線に指定された都市計画道路(整備地域)の整備率を<b>令和6年度</b>までに100%にする。</p> <p>(6) 防災公園の整備、都市開発にあわせた防災機能の充実を図る。</p> <p>(7) ライフライン施設の耐震化、バックアップ機能を確保する。</p>
視点2 円滑な避難行動、避難所運営 目標を達成するための主な対策 (P35)	<p>(略)</p> <p>(2) ソーシャルメディアの活用や(株)ジェイコム東京<b>中野局</b>との連携による災害報道等、区民への情報伝達において多様な手段を確保する。</p> <p>(3) 避難所において、女性や要配慮者への対応、ペットの同行避難受入れ等の体制を確保する。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 事業者や施設において従業員の帰宅抑制や利用者保護策が講じるとともに、区は民間事業者等の協力により企業や学校などに所属していない帰宅困難となった屋外滞留者を待機させる帰宅困難者一時滞在施設を確保する。</p> <p>(7) 区、交通事業者、主要駅周辺事業者等を構成員とする中野区帰宅困難者対策協議会において、各機関の役割や協力体制等について協議する。</p>	<p>(略)</p> <p>(2) ソーシャルメディアの活用や(株)ジェイコム東京<b>杉並・中野局</b>との連携による災害報道等、区民への情報伝達において多様な手段を確保する。</p> <p>(3) 避難所において、女性・<b>子ども</b>や要配慮者への対応、ペットの同行避難受入れ、<b>総合的なトイレや避難生活に伴う心的・身体的な負担軽減の対策</b>等、質の高い生活環境を確保する。</p> <p>(略)</p> <p>(6) <b>在宅避難への備えの推進や在宅避難者など避難所以外への避難者に対する対応の推進</b>を図る。</p> <p>(7) 事業者や施設において従業員の帰宅抑制や利用者保護策が講じるとともに、区は民間事業者等の協力により企業や学校などに所属していない帰宅困難となった屋外滞留者を待機させる帰宅困難者一時滞在施設を確保する。</p> <p>(8) 区、交通事業者、主要駅周辺事業者等を構成員とする中野区帰宅困難者対策協議会において、各機関の役割や協力体制等について協議する。</p>
視点3 迅速な復旧・復興支援 目標を達成するための主な対策 (P35)	<p>(1) 避難所等において保健師、栄養士等の必要な職種により健康調査、健康相談等を実施するとともに、災害によるPTSDの把握と支援を長期に行う体制を確保する。</p> <p>(略)</p>	<p>(1) 避難所等において保健師、栄養士等の必要な職種により健康調査、健康相談等を実施するとともに、災害による<b>避難住民や援助者の健康状態、特にPTSD、飲酒問題、睡眠障害、バーンアウト等の課題、虐待やDV等の要支援者の把握と支援</b>を長期に行う体制を確保する。</p> <p>(略)</p>

第1編 震災対策計画 第1部 基本方針 第3章 南海トラフ地震防災対策 (赤字：修正検討事項に基づく修正)

修正箇所	現行計画	修正案
第1節 策定の <b>主旨</b> 1 南海トラフ地震に関連する情報 (P36~37)	<p>昭和53年に～(略)～。これに伴い東海地震のみに着目した情報(東海地震に関連する情報)の発表は行わないとしている。</p> <p>中野区は、～(略)～。</p> <p>※1 (略)</p> <p>※2 内閣府(平成24年8月29日発表)「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等(第二次報告)及び被害想定(第一次報告)について 資料1-6市町村別最大震度一覧表」によると、中野区の想定震度最大値は<b>震度5強</b>である。また、東京都内で南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されているのは、島しょ部2町7村である。</p>	<p>昭和53年に～(略)～。これに伴い東海地震のみに着目した情報(東海地震に関連する情報)の発表は行わないとしている。</p> <p>その後、平成30年12月に中央防災会議の有識者会議において「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応のあり方について」がとりまとめられ、平成31年3月には、内閣府が「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン(第1版)」を公表した。</p> <p>気象庁では、これら防災対応が国の「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」に位置づけられた令和元年5月より、南海トラフ地震に関連する情報を「南海トラフ地震臨時情報」と「南海トラフ地震関連解説情報」として発表している。</p>

		<p>中野区は、～（略）～。</p> <p>※1（略）          ※2「首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月25日公表）」によると、中野区の想定震度は区の大部分で震度5弱、ごく一部において震度5強となっている。また、東京都内で南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されているのは、島しょ部2町7村である。</p>																										
<p>第3節 南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合の対応</p> <p>1 南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件（P38）</p>	<p>気象庁は、南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合等に、「南海トラフ地震に関連する情報」の発表を行う。</p> <table border="1" data-bbox="436 439 1136 872"> <thead> <tr> <th>情報名</th> <th>情報発表条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南海トラフ地震に関連する情報（臨時）</td> <td>(1) 南海トラフ沿いで異常な現象（※）が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 (2) 観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合 (3) 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合</td> </tr> <tr> <td>南海トラフ地震に関連する情報（定例）</td> <td>「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>※—南海トラフ沿いでマグニチュード7以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合など、気象庁が調査を開始する対象となる現象</p>	情報名	情報発表条件	南海トラフ地震に関連する情報（臨時）	(1) 南海トラフ沿いで異常な現象（※）が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 (2) 観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合 (3) 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合	南海トラフ地震に関連する情報（定例）	「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合	<p>気象庁は、南海トラフ沿いでマグニチュード6.8以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合等、異常な現象が観測された場合には、有識者及び関係機関の協力を得て「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査を行う。この検討会において、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁は「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を発表する（この二つの情報をあわせて「南海トラフ地震に関連する情報」と呼ぶ。）。</p> <p>南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の情報が発表された場合には、国は地方自治体に対して防災対応について指示や呼びかけを行い、国民に対してその旨周知することとしている。</p> <table border="1" data-bbox="1220 774 1919 1258"> <thead> <tr> <th>情報名</th> <th>情報発表条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南海トラフ地震臨時情報</td> <td>○ 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ○ 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合</td> </tr> <tr> <td>南海トラフ地震関連解説情報</td> <td>○ 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○ 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く。） ※ 既に必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。</td> </tr> </tbody> </table> <p>【「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードとキーワードを付記する条件】          情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で発表</p> <table border="1" data-bbox="1220 1442 1919 2436"> <thead> <tr> <th>発表時間</th> <th>キーワード</th> <th>各キーワードを付記する条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震発生等から5～30分後</td> <td>調査中</td> <td>次のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○ 監視領域内でマグニチュード6.8以上の地震が発生 ○ 1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○ その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地震発生等から最短で2時間後</td> <td>巨大地震警戒</td> <td>○ 想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合</td> </tr> <tr> <td>巨大地震注意</td> <td>○ 監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合を除く。） ○ 想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合</td> </tr> <tr> <td></td> <td>調査終了</td> <td>○（巨大地震警戒）又は（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合</td> </tr> </tbody> </table>	情報名	情報発表条件	南海トラフ地震臨時情報	○ 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ○ 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合	南海トラフ地震関連解説情報	○ 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○ 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く。） ※ 既に必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。	発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件	地震発生等から5～30分後	調査中	次のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○ 監視領域内でマグニチュード6.8以上の地震が発生 ○ 1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○ その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測	地震発生等から最短で2時間後	巨大地震警戒	○ 想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合	巨大地震注意	○ 監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合を除く。） ○ 想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合		調査終了	○（巨大地震警戒）又は（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合
情報名	情報発表条件																											
南海トラフ地震に関連する情報（臨時）	(1) 南海トラフ沿いで異常な現象（※）が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 (2) 観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合 (3) 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合																											
南海トラフ地震に関連する情報（定例）	「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合																											
情報名	情報発表条件																											
南海トラフ地震臨時情報	○ 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ○ 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合																											
南海トラフ地震関連解説情報	○ 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○ 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く。） ※ 既に必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。																											
発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件																										
地震発生等から5～30分後	調査中	次のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○ 監視領域内でマグニチュード6.8以上の地震が発生 ○ 1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○ その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測																										
地震発生等から最短で2時間後	巨大地震警戒	○ 想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合																										
	巨大地震注意	○ 監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合を除く。） ○ 想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合																										
	調査終了	○（巨大地震警戒）又は（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合																										
<p>//</p> <p>2 南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表された場合の対応（P38）</p>	<p>区は、南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表された場合は、内閣府、東京都がとる対応に関する情報を収集し、防災関係機関と十分な連携のもと、社会的混乱の発生の防止、地震による被害を最小限にとどめる対応をとるものとする。</p>	<p>区は、「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合は、内閣府、東京都がとる対応に関する情報を収集し、防災関係機関と十分な連携のもと、社会的混乱の発生の防止、地震による被害を最小限にとどめる対応をとるものとする。</p>																										

第1編 震災対策計画 第2部 災害予防計画 第1章 地域の防災行動力の向上（赤字：修正検討事項に基づく修正）

修正箇所	現行計画	修正案
第1節 現状と課題（P39）	（略） また、災害発生時、一人でも多くの命を救うためには、～（略）～地域の「共助」の取組みの活性化を促していく必要がある。	（略） また、災害発生時、一人でも多くの命を救うためには、～（略）～地域の「共助」の取組みの活性化を促していく必要がある。近年では、タワーマン

		<p>ションをはじめとしたマンションが増加しており、エレベーターや水道、トイレが使用不可能となった際に、避難所への多数のマンション居住者の避難が想定されるなど、マンション固有の課題への対応も必要となっている。</p> <p>3 マンション防災における自助・共助の推進 耐震性を備えたマンションにおいては、自助・共助の考えに基づき、初期消火や安否確認が行われ、生活を維持する備えがあれば在宅避難が可能となる。日頃の備えの大切を学ぶことができるよう、パンフレット等によるマンション防災に関する知識の普及を図るほか、マンションの自主防災組織や管理組合等に対し、東京都が実施している「東京とどまるマンション」の周知や防災対策への協力を働きかけるなど、マンションの防災力向上を推進していく。</p> <p>4 防災に取り組む人材の養成 (略)</p> <p>5 事業所等における地域防災の連携のしくみづくり (略)</p>
第2節 対策の方向性 (P40)	<p>(略)</p> <p>3 防災に取り組む人材の養成 (略)</p> <p>4 事業所等における地域防災の連携のしくみづくり (略)</p>	
第3節 具体的な取り組み 1 区民等における防災対策の推進 (P40)	<p>(略)</p> <p>(1) <b>住宅・事業所等の耐震性及び耐火性の確保</b> (略)</p> <p>(7) 水(1日一人3ℓ目安)、食料、医薬品、携帯ラジオなど非常用持出用品や簡易トイレの準備</p> <p>(8) 災害が発生した場合の家族の役割分担、避難や連絡方法、<del>集合場所</del>の確認 (略)</p> <p>(11) <b>避難生活</b>に向けた食品や生活用品を備える日常備蓄の実施(最低3日間分、奨励1週間分)</p> <p>(12) 保険・共済<b>加入等</b>生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策 (略)</p> <p>(14) <b>日頃からの</b>地域の相互協力体制の構築への協力</p> <p>(15) 避難行動要支援者がいる家庭における、<b>災害発生時の支援態勢の確保</b></p> <p>(16) 災害<b>発生</b>時に備え、避難所、避難場所及び避難経路の確認・点検 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>(1) <b>建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保</b> (略)</p> <p>(7) 水(1日一人3ℓ目安)、食料、医薬品、携帯ラジオなど非常持出用品や<b>携帯トイレ・簡易トイレ</b>の準備</p> <p>(8) 災害が発生した場合の家族の役割分担、避難や連絡方法の確認</p> <p>(9) 買い物や片付けなど日頃の暮らしの中でできる災害への備え</p> <p>(10) 自転車を安全に利用するための適切な点検整備</p> <p>(11) <b>在宅避難</b>に向けた食品や生活用品を備える日常備蓄の実施(最低3日間分、奨励1週間分)</p> <p>(12) 保険・共済<b>等</b>の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策 (略)</p> <p>(14) <b>町会や自治会が行う</b>地域の相互協力体制の構築への協力</p> <p>(15) 避難行動要支援者がいる家庭における、<b>個別避難計画の作成や「避難行動要支援者名簿」「個別避難計画」情報の避難支援等関係者への事前提供についての同意等の円滑かつ迅速な避難への備え</b></p> <p>(16) 災害時に備え、避難所、避難場所及び避難経路<b>等</b>の確認・点検<b>並びに適切な情報収集方法の確認</b> (略)</p> <p>(22) <b>マンションを含めた地域コミュニティが一体となった防災対策の推進</b></p>
// 2 防災に関する知識等の普及啓発 (P41~43)	<p>表&lt;区&gt; (略)</p> <p>(4) <b>外国人等へ配慮したパンフレットの配布</b></p> <p>(5) 区報、パンフレット、ホームページ等での、災害に対する平時からの準備及び災害時における心得の周知徹底 (略)</p> <p>⑥ <b>高層建築物(住宅・事業所)</b>の防災対策</p> <p>⑦ 「避難行動要支援者名簿」、「見守り対象者名簿」の活用等 (略)</p> <p>(6) 「中野区民防災ハンドブック」による知識の習得と防災行動力の向上</p> <p>(7) 「中野区防災 YouTube」等を活用したオンライン防災学習</p>	<p>表&lt;区&gt; (略)</p> <p>(4) 「<b>中野区民防災ハンドブック</b>」による知識の習得と防災行動力の向上</p> <p>(5) 区報、パンフレット、ホームページ等での、災害に対する平時からの準備及び災害時における心得の周知徹底 (略)</p> <p>⑥ <b>中高層マンション</b>の防災対策</p> <p>⑦ 「避難行動要支援者名簿」、「<b>個別避難計画</b>」、「見守り対象者名簿」の活用等 (略)</p> <p>⑩ <b>動物の適正な飼養、災害時の備え</b></p> <p>(6) 「中野区防災 YouTube」等を活用したオンライン防災学習</p> <p>(7) 外国人等への防災知識の普及</p> <p>① 外国人参加の防災訓練や防災講座、防災教室等の開催、参加外国人への通訳等支援</p> <p>② 多言語対応の防災マニュアル、防災マップの作成や「やさしい日本語」を含む多言語での防災知識の普及</p> <p>③ 消火器、街区表示板、避難標識や避難所施設内の掲示物等の外国語標記を推進</p>
	<p>表&lt;東京都水道局 <b>中野営業所</b>&gt;</p> <p>(1) 「水道ニュース」や「くらしのガイド」その他各種パンフレット、インターネットホームページなどによる広報</p> <p>(2) 水道施設見学会や施設開放、水道週間等の行事による防災知識の普及啓発</p> <p>(3) 地震発生に際しての水道局の応急対策の紹介</p> <p>(4) 水の備蓄方法の紹介及び備蓄の推進</p>	<p>表&lt;東京都水道局 <b>西部支所</b>&gt;</p> <p>(内容は現行計画を踏襲)</p>
	<p>表&lt;東京消防庁 消防署 消防団&gt;</p> <p>(略)</p> <p>(5) <b>消防博物館</b>、都民防災教育センター等における常設展示及び体験施設による広報の実施 (略)</p> <p>(9) <b>防火防災診断</b>(要配慮者宅を中心に各家庭を訪問し、防火防災上の安全性の確認や住宅防災機器の設置等に関する指導助言を行うこと)の実施 (略)</p> <p>(11) 「地域の防火防災功労賞制度」を活用した都民の防災意識の普及啓発</p>	<p>表&lt;東京消防庁 消防署 消防団&gt;</p> <p>(略)</p> <p>(5) <b>東京消防庁消防防災資料センター</b>、都民防災教育センター等における常設展示及び体験施設による広報の実施 (略)</p> <p>(9) 各家庭を訪問し、防火防災上の安全性の確認や住宅用防災機器の設置などに関する指導助言を行う「<b>防火防災診断</b>」及び要配慮者を対象とする「<b>住まいの防火防災診断</b>」の実施 (略)</p> <p>(11) 家具類の転倒・落下・移動防止普及用リーフレットの作成・配布</p> <p>(12) 家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブックによる啓発</p> <p>(13) 「地域の防火防災功労賞制度」を活用した都民の防災意識の普及啓発</p> <p>(14) <b>長周期地震動に関する防火防災対策の普及啓発</b></p>
	<p>表&lt;東京電力パワーグリッド(株)荻窪支社&gt;</p> <p>(1) 電柱の倒壊折損、電線の断線垂下など設備の異常発見時の対応周知</p> <p>(2) 屋外避難時の電気設備の対応周知</p>	<p>表&lt;東京電力パワーグリッド(株)荻窪支社&gt;</p> <p>(1) 災害時の電気関係の措置や利用者が行う事前の備え、感電事故防止などの対応周知</p> <p>(2) 停電・復旧情報等の周知</p> <p>(3) 災害に強い設備づくり、万一の災害に備えた復旧体制の整備等、具体的な防災対策の周知</p>
	<p>表&lt;東京ガス(株)東京中支店&gt;</p> <p>(1) <b>東京ガス</b>の防災対策の紹介</p> <p>(2) インターネット等を活用した災害時のガスの普及啓発</p> <p>(3) マイコンメーターの復帰操作等の対応周知</p> <p>(4) 利用者への地震防災対策の周知</p>	<p>表&lt;東京ガス<b>ネットワーカー</b>(株)東京中支店&gt;</p> <p>(1) <b>東京ガスグループ</b>の防災対策の紹介</p> <p>(2) インターネット等を活用した災害時のガスの普及啓発</p> <p>(3) マイコンメーターの復帰操作等の対応周知</p> <p>(4) 利用者への地震防災対策の周知</p>
(P43)	<p>表&lt;(株)ジェイコム東京 <b>中野局</b>&gt;</p>	<p>表&lt;(株)ジェイコム東京 <b>杉並・中野局</b>&gt;</p>



<p>//</p> <p>3 地域等における防災教育・防災訓練の充実 (P43～44)</p>	<p>表&lt;東京消防庁 消防署 消防団&gt;</p> <p>(1) 女性防火組織、消防少年団及び幼年消防クラブの育成指導の実施 (2) 区民の防災意識の調査や出火防止対策、初期消火体制の実態の把握 (3) 初歩的な<b>基礎</b>訓練のほか、街区を活用した<b>まちかど防災訓練</b>や発災対応型訓練など<b>実戦的な訓練</b>や都民防災教育センターにおけるVR（災害疑似体験）コーナー等を活用した体験訓練の実施 (4) 防災住民組織等に対する地域特性に応じた実践的な訓練の実施 (5) 出火防止等に関する教育・訓練の実施 (6) VR防災体験車、起震車、まちかど防災訓練車を活用した<b>体験訓練の実施</b> (7) 区民の自主救護能力の向上に寄与する応急手当普及用資器材の整備・充実 (8) 区民に対し、AEDの使用方法を含めた救命講習を実施するとともに、誰もが安心して応急手当<b>が</b>できる環境を整備 (9) 一定以上の応急手当技能を有する区民に対する技能の認定等、区民の応急救護に関する技能の向上 (10) 幼児期からの教育機関等と連携した総合防災教育の推進 (11) 都立<b>高校</b>等で行われる宿泊防災体験活動における総合防災教育の実施 (12) 都教育庁が指定する安全教育推進校における実践的な防災訓練、応急救護訓練等の実施 (13) 小学生には救命入門コース、中学生には普通救命講習、高校生には上級救命講習の受講を推奨 (14) 町会・自治会を中心に、民生児童委員、町会員等と連携した避難行動要支援者の安否確認要領及び救出救護要領の確認を取り入れた防災訓練の実施 (15) 要配慮者の防災行動力を高めるための訓練の推進 (16) 消防団と連携した防災教育・防災訓練の実施</p>	<p>表&lt;東京消防庁 消防署 消防団&gt;</p> <p>(1) 女性防火組織、消防少年団及び幼年消防クラブの育成指導の実施 (2) 区民の防災意識の調査や出火防止対策、初期消火体制の実態の把握 (3) 初歩的な訓練のほか、街区を活用した発災対応型訓練等の<b>実践的な訓練</b>や都民防災教育センターにおけるVR（災害疑似体験）コーナー等を活用した体験訓練の実施 (4) 防災住民組織等に対する地域特性に応じた実践的な訓練の実施 (5) 出火防止等に関する教育・訓練の実施 (6) VR防災体験車、起震車、まちかど防災訓練車を活用した<b>身体防護・出火防止訓練及び初期消火訓練の推進</b> (7) <b>デジタルコンテンツを活用したリモート防災学習教材の整備・充実</b> (8) 区民の自主救護能力の向上に寄与する応急手当普及用資器材の整備・充実 (9) 区民に対し、AEDの使用方法を含めた救命講習を実施するとともに、誰もが安心して応急手当<b>を実施</b>できる環境を整備 (10) 一定以上の応急手当技能を有する区民に対する技能の認定等、区民の応急救護に関する技能の向上 (11) 幼児期からの教育機関等と連携した総合防災教育の推進 (12) 都立<b>特別支援学校</b>等で行われる宿泊防災体験活動における総合防災教育の実施 (13) 都教育庁が指定する安全教育推進校における実践的な防災訓練、応急救護訓練等の実施 (14) 小学生には救命入門コース、中学生には普通救命講習、高校生には上級救命講習の受講を推奨 (15) 町会・自治会<b>本部</b>を中心に、民生児童委員、町会員等と連携した避難行動要支援者の安否確認要領及び救出救護要領の確認を取り入れた防災訓練の実施 (16) 要配慮者の防災行動力を高めるための訓練の推進 (17) 消防団と連携した防災教育・防災訓練の実施</p>
<p>//</p> <p>6 防災活動に取り組む人材の養成等 (P47)</p>	<p>(略)</p> <p>(4) 中学生防災隊の組織化 (略)</p> <p>(5) エリアマネジメント組織の育成 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>(4) <b>外国人防災リーダーの養成</b> 周辺コミュニティにおいて知識の共有・周知を進めることができる<b>外国人防災リーダーを養成</b>するため、区国際交流協会、区内専門学校等と連携し、外国人を対象に<b>訓練・講習会等を実施</b>するなど人材の養成に努め、外国人の防災意識の普及を推進していく。 (5) 中学生防災隊の組織化 (略)</p> <p>(6) エリアマネジメント組織の育成 (略)</p>
<p>//</p> <p>7 事業所防災体制の充実・強化 (3) 自衛消防組織の強化 (P48)</p>	<p>① 事業所自衛消防隊の活動能力の充実・強化 ア 自衛消防活動中核要員の配置義務のある事業所 消防署は、ホテル、旅館、百貨店など多数の収容人員を有する一定以上の事業所に対し、火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）第55条の5の規定に基づき、<b>自衛消防活動中核要員を中心とした自衛消防訓練等の指導を推進する。</b> (略)</p>	<p>① 事業所自衛消防隊の活動能力の充実・強化 ア 自衛消防活動中核要員の配置義務のある事業所 消防署は、ホテル、旅館、百貨店など多数の収容人員を有する一定以上の事業所に対し、火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）第55条の5により、<b>自衛消防技術認定証を有する者のうちから、自衛消防活動の中核となる要員（自衛消防活動中核要員）を配置することが義務付けられている。</b>震災時には、自衛消防活動の知識・技術を持つ自衛消防活動中核要員が中心となって活動することが有効である。 このことから、<b>自衛消防活動中核要員を中心とした自衛消防訓練等の指導を推進する。</b> (略)</p>
<p>8 マンション居住者による自助・共助 (新規)</p>		<p>(1) マンション居住者による自助・共助の備え マンション居住者は、本節「1 区民等における防災対策の推進」に掲げる防災対策を推進するとともに、マンション特有の課題に対応するため、次に掲げる対策を行う。 ① エレベーターが使用不可となることを踏まえた日常備蓄の実施 ② トイレが使用不可となることを踏まえた携帯トイレ・簡易トイレの準備  (2) マンション防災意識の啓発 区は、マンション防災パンフレットを作成し、備蓄や家具の転倒防止、エレベーター停止時の行動、防災組織の立ち上げ、訓練の実施などマンション防災に関する知識を普及する。 また、必要に応じて関係部署と連携し、<b>マンション管理計画認定制度や管理組合等に向けたセミナー等</b>を通じ、<b>マンション管理組合やマンション管理会社等によるマンションに対し、居住者への自助の備えの周知、防災計画の作成、訓練の実施など共助の取組みについての周知への協力</b>を促す。  (3) 防災教育・防災訓練の充実 区は、マンション居住者や管理組合等に対し、<b>都が実施するセミナーや防災の専門家を派遣する制度</b>を周知し、<b>防災教育や防災訓練の実施を支援</b>する。</p>

第1編 震災対策計画 第2部 災害予防計画 第2章 災害に強い都市基盤整備（赤字：修正検討事項に基づく修正）

修正箇所	現行計画	修正案
<p>第1節 現状と課題 1 木造住宅密集地域の不燃化 (P50)</p>	<p>東京都防災都市づくり推進計画（令和3年3月）が定める「木造住宅密集地域」は区内に約470ha存在し、「整備地域」（震災時に特に甚大な被害が想定される地域）は、約381haにおよび、区総面積の約25%を占める。また、「整備地域」内の居住人口は約93,000人で、区人口の約3割も占めていることになる。 東京都が発表する中野区内の被害想定においては、<b>7,200棟以上</b>が焼失し、死者<b>214名</b>（うち火災による死者<b>133名</b>）、負傷者数<b>2,415名</b>（うち火災による負傷者<b>576名</b>）の被害が想定される。 したがって、区の防災まちづくりを進める上では、これら市街地災害の危険性が高い地域において、安全性確保に向けた対策を最優先に進めていく必要がある。  ※ 東京都防災都市づくり推進計画（令和3年3月）が定める「整備地域」と「木造住宅密集地域」</p>	<p>東京都防災都市づくり推進計画が定める「木造住宅密集地域」は区内に約470ha存在し、「整備地域」（震災時に特に甚大な被害が想定される地域）は、約381haにおよび、区総面積の約25%を占める。また、「整備地域」内の居住人口は約93,000人で、区人口の約3割も占めていることになる。 東京都が発表する中野区内の被害想定においては、<b>1,300棟以上</b>が焼失し、死者<b>98名</b>（うち火災による死者<b>27名</b>）、負傷者数<b>2,301名</b>（うち火災による負傷者<b>83名</b>）の被害が想定される。 したがって、区の防災まちづくりを進める上では、これら市街地災害の危険性が高い地域において、安全性確保に向けた対策を最優先に進めていく必要がある。  ※ 東京都防災都市づくり推進計画が定める「整備地域」と「木造住宅密集地域」 (1) 南台・本町（渋）・西新宿地域（新宿区・渋谷区・杉並区の一部含む約</p>

	(1) 南台・本町(渋)・西新宿地域(新宿区・渋谷区・杉並区の一部含む約287ha) 不燃領域率 57% (H18 年度)、延焼遮断帯形成率 52% (H18 年度) (2) 大和町・野方地域(杉並区の一部含む約270ha) 不燃領域率 48% (H18 年度)、延焼遮断帯形成率 26% (H18 年度)	287ha) 不燃領域率 67.9% (R2 年度)、延焼遮断帯形成率 69% (R2 年度) (2) 大和町・野方地域(杉並区の一部含む約270ha) 不燃領域率 60.3% (R2 年度)、延焼遮断帯形成率 32% (R2 年度)
// 2 防災機能を有する公園等の整備、都市開発にあわせた防災機能の確保	2 防災公園等の整備、都市開発にあわせた防災機能の確保(略)	2 防災機能を有する公園等の整備、都市開発にあわせた防災機能の確保(略)
// 5 道路等の整備(P52～53)	(1) 都道(略) ⑦ 椎名町上石神井線(補助第229号線:千川通り) 都道の延長は26,181m、面積491,089㎡である。～(略) ② 都市計画道路補助第133号線(中杉通り)の「白鷺一丁目～補助第76号線(新青梅街道)区間」	(1) 都道(略) ⑦ 椎名町上石神井線(補助第229号線:千川通り) 都道の延長は26,350m、面積494,140㎡である。～(略) ② 都市計画道路補助第133号線(中杉通り)の「白鷺一丁目～補助第76号線(新青梅街道)区間」及び補助第76号線(新青梅街道)～補助第229号線(千川通り)区間
	(2) 区道(区管理道)(略) ① 都市計画道路補助第220号線(もみじ山通り)の「補助第71号線(大久保通り)～補助第74号線(早稲田通り)区間」 ② <del>西武新宿線連続立体交差事業に伴う都市計画道路の整備路線として、補助第220号線(もみじ山通り)の「補助第74号(早稲田通り)付近～新宿区境間」、</del> ③ <del>同じく西武新宿線連続立体交差事業に伴う都市計画道路の整備路線として、区画街路第3号線(交通広場)</del> ④ 区画街路第4号線 ⑤ 都市計画道路補助第227号線(大和町中央通り)の「妙正寺川～補助第76号線(新青梅街道)区間」	(2) 区道(区管理道)(略) ① 補助第220号線(もみじ山通り)の「補助第71号線(大久保通り)～補助第74号線(早稲田通り)区間」 ② 補助第220号線の「補助第74号線(早稲田通り)付近～区画街路第3号線区間」 ③ 補助第220号線の「西武新宿線付近～新宿区境間」 ④ 区画街路第3号線(交通広場) ⑤ 区画街路第4号線 ⑥ 補助第227号線の「妙正寺川～補助第76号線(新青梅街道)区間」
// 7 ライフライン施設の耐震化等(P53)	ライフライン施設の区内の被害想定は、停電率 17.7%、固定電話不通率 10.6%、低圧ガス供給支障率 40.1%～100.0%、上水道断水率 24.8%、下水道管きよ被害率 28.1%とされている。(略)	ライフライン施設の区内の被害想定は、電力停電率 6.1%、通信不通率 2.3%、上水道断水率 17.4%、下水道管きよ被害率 3.9%、ガス供給停止率 10.0%、とされている。(略)
第2節 対策の方向性(P54)	地震における災害から一人でも多くの～建物の耐震化や不燃化を進めるとともに、公園などのオープンスペース、～都市基盤整備を推進する。(略) ※市街地の整備目標(東京都「防災都市づくり推進計画(令和2年3月改定)」の整備地域内)(略)	地震における災害から一人でも多くの～建物の耐震化や不燃化を進めるとともに、公園などのオープンスペース、～都市基盤整備を推進する。(略) ※市街地の整備目標(東京都「防災都市づくり推進計画の整備地域内」)(略)
第3節 具体的な取組み 1 防災まちづくりの推進 (1) 防災まちづくりの推進(P54)	区では、東京都の防災都市づくり推進計画(令和2年3月改定)に基づき、～(略)	区では、東京都防災都市づくり推進計画に基づき、～(略)
// (3) 都市基盤の整備と延焼遮断帯機能の向上(P55)	災害に強いまちとしていくためには、～公園や道路など都市基盤の整備、特に広域避難場所へ至る避難道路の整備を急ぐ必要がある。(略) また、補助227号線と区画街路第4号線の延焼遮断帯の形成により～(略) まちづくりの推進は、都市計画に関する基本的な方針である中野区都市計画マスタープラン(平成21年4月改定)や東京都の防災都市づくり推進計画(令和3年3月改定)に示された災害に強いまちの実現に向け、(略)	災害に強いまちとしていくためには、～公園や道路等の都市基盤の整備、特に広域避難場所へ至る避難道路の整備を急ぐ必要がある。(略) また、補助227号線と区画街路第4号線の延焼遮断帯の形成により(略) まちづくりの推進は、都市計画に関する基本的な方針である中野区都市計画マスタープラン(令和4年6月改定)や東京都の防災都市づくり推進計画(令和3年3月改定)に示された災害に強いまちの実現に向け、～
// (6) 避難道路整備(P56～57)	① 都市計画道路 ア 都市計画道路補助第227号線 イ 都市計画道路補助第220号線(略) ② 地区計画区域内の地区施設道路(略) エ 弥生町三丁目地区地区施設道路	① 都市計画道路 ア 補助第227号線 イ 補助第220号線(略) ② 地区計画区域内の地区施設道路(略) エ 弥生町三丁目周辺地区地区施設道路
// (9) 都市計画道路の整備の推進(P57)	区所管の都市計画道路補助第220号線(もみじ山通り)の「補助第71号線(大久保通り)～補助第74号線(早稲田通り)区間」、同路線の「補助第74号(早稲田通り)付近～新宿区境間」、区画街路第3号線及び第4号線、都市計画道路補助第227号線(大和町中央通り)の「妙正寺川～補助第76号線(新青梅街道)区間」は、「第四次事業化計画」優先整備路線に選定されており、災害時の避難路及び沿道の延焼遮断帯の形成や、沿道建物の耐震化を促進するために拡幅等の整備を進めていく。	区所管の補助第220号線の「補助第71号線(大久保通り)～補助第74号線(早稲田通り)区間」、同路線の「補助第74号線(早稲田通り)付近～区画街路第3号線区間」、同路線の「西武新宿線付近～新宿区境間」、区画街路第3号線及び第4号線、補助第227号線の「妙正寺川～補助第76号線(新青梅街道)区間」は、「第四次事業化計画」優先整備路線に選定されており、災害時の避難路及び沿道の延焼遮断帯の形成や、沿道建物の耐震化を促進するために拡幅等の整備を進めていく。
// (10) 生活道路拡幅整備事業(P58)	～ 令和2年3月末現在までに延長約187,699m、面積約90,131㎡の整備を完了しており、今後とも拡幅整備を積極的に推進していく。～	～ 令和4年3月末現在までに延長約201,112m、面積約96,580㎡の整備を完了しており、今後とも拡幅整備を積極的に推進していく。～
// (11) 市街地の不燃化(P58)	木造住宅密集市街地でないものの、不燃化の状況や住宅の密度が同等である地域は、不燃領域率の低さや、建替えが進んでも不燃化が進まないなどにより、防災性の向上が必要になる。これらの地域において、市街地の状況に応じた防火規制等を導入し、不燃化を促進する。	木造住宅密集地域ではないものの、不燃領域率の低さや、建替えが進んでも不燃化が進まないなどにより、防災性の向上が必要になる地域では、市街地の状況に応じた防火規制等を導入し、不燃化を図っていく。
// 2 防災機能を有する公園等の整備・都市開発にあわせた防災機能の強化 (2) 防災機能を有する公園及び広域避難場所の整備(P59)	2 防災公園等の整備・都市開発にあわせた防災機能の強化(略) (2) 防災公園及び広域避難場所の整備(略) ⑤ 南台いちょう公園 平成22・24年度に用地(東京大学教育学部附属中等教育学校の一部)取得、(略)	2 防災機能を有する公園等の整備・都市開発にあわせた防災機能の強化(略) (2) 防災機能を有する公園及び広域避難場所の整備(略) ⑤ 南台いちょう公園 平成22・24年度に用地(東京大学教育学部附属中等教育学校の一部)取得、(略)
// 3 建築物の耐震化及	(1) 民間建築物耐震改修の促進(表)	(1) 民間建築物耐震改修の促進(表)

<p>び安全対策の促進 (P62)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木造住宅無料耐震診断（簡易診断及び一般診断）</td> <td>昭和56年5月31日以前に建築された在来軸組工法の木造2階建て以下の住宅を対象に、住宅の耐震性について、区登録耐震診断士を派遣し、簡易耐震診断を無料で実施する。 また、簡易耐震診断の結果、総合評点が1.0未満の場合には、区登録耐震診断士による一般耐震診断を無料で実施する。診断結果については、総合評点のほか補強計画まで作成し、説明している。</td> </tr> <tr> <td>非木造住宅耐震診断助成</td> <td>昭和56年5月31日以前に建築された非木造共同住宅の耐震診断に要する費用について765万円を限度額として助成する。</td> </tr> <tr> <td>木造住宅耐震補強助成</td> <td>大規模な震災等による木造住宅の倒壊等の被害を最小限にとどめるため、耐震性の不十分な昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅の所有者に対し、耐震補強工事に要する費用の一部を助成する。</td> </tr> <tr> <td>木造共同住宅耐震改修工事費補償型助成</td> <td>昭和56年5月31日以前に建築された、在来軸組工法の未造2階建て以下の共同住宅を対象に、耐震改修工事を実施した所有者に対し、工事後10年以内に震度6強以下の地震で全損した場合に、耐震改修工事費及び全損した建築物の評価額相当分を補償助成する。</td> </tr> <tr> <td>木造住宅建替え助成</td> <td>震災時に、火災等が発生する危険性が高い木造密集地域において、耐震性、防火性、地域環境の向上を図るため、木造住宅の建替え及び除却に要する費用の一部を助成する。</td> </tr> <tr> <td>ブロック塀等の撤去工事等助成</td> <td>道路等に面している高さ1.2mを超えるブロック塀等の撤去及び建替え(フェンス等)工事に要する費用の一部を助成する。</td> </tr> <tr> <td>家具転倒防止器具取付助成</td> <td>65歳以上のみの世帯、身体障害者のみの世帯等の区民を対象に、地震発生時に、家具の転倒を防止する器具の取付けを無料で実施する。</td> </tr> <tr> <td>防災ベッド設置助成</td> <td>昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅に居住し、地震の時に避難することが困難な高齢者、障害者等で、交付要件を満たす方に対し、防災ベッドの設置費用の一部を助成する。</td> </tr> <tr> <td>耐震診断士、耐震改修施工者の区登録制度の活用</td> <td>区独自の耐震診断士、耐震改修施工者の登録制度により、紹介や派遣を行う。また、一般耐震診断の結果、耐震改修工事を希望する区民に対して、区登録耐震改修施工者を紹介する。</td> </tr> <tr> <td>相談体制の整備と情報提供の充実</td> <td>耐震化促進事業について、広く区民に対し、啓発チラシの全戸配布、ホームページやフォーラム等により、普及・啓発を実施する。</td> </tr> <tr> <td>耐震化の促進を図るための環境整備</td> <td>木造住宅の安価で信頼できる耐震改修工法・装置の普及、耐震改修工法の展示会の開催等を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	内容	木造住宅無料耐震診断（簡易診断及び一般診断）	昭和56年5月31日以前に建築された在来軸組工法の木造2階建て以下の住宅を対象に、住宅の耐震性について、区登録耐震診断士を派遣し、簡易耐震診断を無料で実施する。 また、簡易耐震診断の結果、総合評点が1.0未満の場合には、区登録耐震診断士による一般耐震診断を無料で実施する。診断結果については、総合評点のほか補強計画まで作成し、説明している。	非木造住宅耐震診断助成	昭和56年5月31日以前に建築された非木造共同住宅の耐震診断に要する費用について765万円を限度額として助成する。	木造住宅耐震補強助成	大規模な震災等による木造住宅の倒壊等の被害を最小限にとどめるため、耐震性の不十分な昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅の所有者に対し、耐震補強工事に要する費用の一部を助成する。	木造共同住宅耐震改修工事費補償型助成	昭和56年5月31日以前に建築された、在来軸組工法の未造2階建て以下の共同住宅を対象に、耐震改修工事を実施した所有者に対し、工事後10年以内に震度6強以下の地震で全損した場合に、耐震改修工事費及び全損した建築物の評価額相当分を補償助成する。	木造住宅建替え助成	震災時に、火災等が発生する危険性が高い木造密集地域において、耐震性、防火性、地域環境の向上を図るため、木造住宅の建替え及び除却に要する費用の一部を助成する。	ブロック塀等の撤去工事等助成	道路等に面している高さ1.2mを超えるブロック塀等の撤去及び建替え(フェンス等)工事に要する費用の一部を助成する。	家具転倒防止器具取付助成	65歳以上のみの世帯、身体障害者のみの世帯等の区民を対象に、地震発生時に、家具の転倒を防止する器具の取付けを無料で実施する。	防災ベッド設置助成	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅に居住し、地震の時に避難することが困難な高齢者、障害者等で、交付要件を満たす方に対し、防災ベッドの設置費用の一部を助成する。	耐震診断士、耐震改修施工者の区登録制度の活用	区独自の耐震診断士、耐震改修施工者の登録制度により、紹介や派遣を行う。また、一般耐震診断の結果、耐震改修工事を希望する区民に対して、区登録耐震改修施工者を紹介する。	相談体制の整備と情報提供の充実	耐震化促進事業について、広く区民に対し、啓発チラシの全戸配布、ホームページやフォーラム等により、普及・啓発を実施する。	耐震化の促進を図るための環境整備	木造住宅の安価で信頼できる耐震改修工法・装置の普及、耐震改修工法の展示会の開催等を行う。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木造住宅無料耐震診断（簡易診断及び一般診断）</td> <td>昭和56年以前に建築された在来軸組工法による木造住宅を対象に、簡易耐震診断及び一般耐震診断を無料で実施する。一般耐震診断では、耐震診断結果とともに耐震改修計画を作成し、具体的な補強方法のほか、リフォームに合わせた補強、部分的な補強、安価な工法、家具転倒防止対策、家具の移動による安全対策、建替えなどについて説明している。</td> </tr> <tr> <td>非木造住宅耐震診断助成</td> <td>昭和56年以前に建築された非木造の戸建住宅、長屋、共同住宅を対象に、耐震診断に要する費用の一部を助成する。</td> </tr> <tr> <td>木造住宅耐震補強助成</td> <td>大規模な震災等による木造住宅の倒壊等の被害を最小限にとどめるため、耐震性の不十分な古い木造住宅の所有者に対し、耐震補強工事に要する費用の一部を助成する。</td> </tr> <tr> <td>木造共同住宅耐震改修工事費補償型助成</td> <td>昭和56年以前に建築された在来軸組工法による木造共同住宅を対象に、耐震改修工事を実施した所有者に対し、工事後10年以内に震度6強以下の地震で全損した場合に、耐震改修工事費及び全損した建築物の評価額相当分を補償助成する。</td> </tr> <tr> <td>木造住宅建替え助成</td> <td>地震の発生により住宅が倒壊した場合、道路閉塞や出火によって、広範かつ甚大な被害につながるおそれがあることから、昭和56年以前に建築された木造住宅を対象に建替え等に要する費用の一部を助成する。</td> </tr> <tr> <td>ブロック塀等の撤去工事等助成</td> <td>道路等に面している高さ1.2mを超えるブロック塀等の撤去及び建替え(フェンス等)工事に要する費用の一部を助成する。</td> </tr> <tr> <td>家具転倒防止器具取付助成</td> <td>65歳以上のみの世帯、身体障害者のみの世帯等の区民を対象に、地震による、家具の転倒を防止する器具の取付けを無料で実施する。</td> </tr> <tr> <td>防災ベッド設置助成</td> <td>昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅に居住し、地震の時に避難することが困難な高齢者、障害者等で、交付要件を満たす方に対し、防災ベッドの設置費用の一部を助成する。</td> </tr> <tr> <td>都市防災不燃化促進事業</td> <td>広域避難場所に指定されている東京大学附属中等教育学校周辺地区や延焼遮断帯の形成を目的としている大和町中央通り地区及び区画街路第4号線地区については、都市防災不燃化促進事業を導入し、一定の要件を満たす耐火建築物の建築、古い建築物の除却に対し費用の一部を助成する。</td> </tr> <tr> <td>不燃化推進特定整備事業</td> <td>都より不燃化推進特定整備地区に指定されている弥生町三丁目周辺地区及び大和町地区において、一定の要件を満たす古い建築物の建替えや除却に対し、費用の一部を助成する。</td> </tr> <tr> <td>耐震診断士、耐震改修施工者の区登録制度の活用</td> <td>区独自の耐震診断士、耐震改修施工者の登録制度により、紹介や派遣を行う。また、一般耐震診断の結果、耐震改修工事を希望する区民に対して、区登録耐震改修施工者を紹介する。</td> </tr> <tr> <td>相談体制の整備と情報提供の充実</td> <td>耐震化促進事業について、広く区民に対し、啓発チラシの全戸配布、ホームページやフォーラム等により、普及・啓発を実施する。</td> </tr> <tr> <td>耐震化の促進を図るための環境整備</td> <td>木造住宅の安価で信頼できる耐震改修工法・装置の普及、耐震改修工法の展示会の開催等を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	内容	木造住宅無料耐震診断（簡易診断及び一般診断）	昭和56年以前に建築された在来軸組工法による木造住宅を対象に、簡易耐震診断及び一般耐震診断を無料で実施する。一般耐震診断では、耐震診断結果とともに耐震改修計画を作成し、具体的な補強方法のほか、リフォームに合わせた補強、部分的な補強、安価な工法、家具転倒防止対策、家具の移動による安全対策、建替えなどについて説明している。	非木造住宅耐震診断助成	昭和56年以前に建築された非木造の戸建住宅、長屋、共同住宅を対象に、耐震診断に要する費用の一部を助成する。	木造住宅耐震補強助成	大規模な震災等による木造住宅の倒壊等の被害を最小限にとどめるため、耐震性の不十分な古い木造住宅の所有者に対し、耐震補強工事に要する費用の一部を助成する。	木造共同住宅耐震改修工事費補償型助成	昭和56年以前に建築された在来軸組工法による木造共同住宅を対象に、耐震改修工事を実施した所有者に対し、工事後10年以内に震度6強以下の地震で全損した場合に、耐震改修工事費及び全損した建築物の評価額相当分を補償助成する。	木造住宅建替え助成	地震の発生により住宅が倒壊した場合、道路閉塞や出火によって、広範かつ甚大な被害につながるおそれがあることから、昭和56年以前に建築された木造住宅を対象に建替え等に要する費用の一部を助成する。	ブロック塀等の撤去工事等助成	道路等に面している高さ1.2mを超えるブロック塀等の撤去及び建替え(フェンス等)工事に要する費用の一部を助成する。	家具転倒防止器具取付助成	65歳以上のみの世帯、身体障害者のみの世帯等の区民を対象に、地震による、家具の転倒を防止する器具の取付けを無料で実施する。	防災ベッド設置助成	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅に居住し、地震の時に避難することが困難な高齢者、障害者等で、交付要件を満たす方に対し、防災ベッドの設置費用の一部を助成する。	都市防災不燃化促進事業	広域避難場所に指定されている東京大学附属中等教育学校周辺地区や延焼遮断帯の形成を目的としている大和町中央通り地区及び区画街路第4号線地区については、都市防災不燃化促進事業を導入し、一定の要件を満たす耐火建築物の建築、古い建築物の除却に対し費用の一部を助成する。	不燃化推進特定整備事業	都より不燃化推進特定整備地区に指定されている弥生町三丁目周辺地区及び大和町地区において、一定の要件を満たす古い建築物の建替えや除却に対し、費用の一部を助成する。	耐震診断士、耐震改修施工者の区登録制度の活用	区独自の耐震診断士、耐震改修施工者の登録制度により、紹介や派遣を行う。また、一般耐震診断の結果、耐震改修工事を希望する区民に対して、区登録耐震改修施工者を紹介する。	相談体制の整備と情報提供の充実	耐震化促進事業について、広く区民に対し、啓発チラシの全戸配布、ホームページやフォーラム等により、普及・啓発を実施する。	耐震化の促進を図るための環境整備	木造住宅の安価で信頼できる耐震改修工法・装置の普及、耐震改修工法の展示会の開催等を行う。
事業名	内容																																																					
木造住宅無料耐震診断（簡易診断及び一般診断）	昭和56年5月31日以前に建築された在来軸組工法の木造2階建て以下の住宅を対象に、住宅の耐震性について、区登録耐震診断士を派遣し、簡易耐震診断を無料で実施する。 また、簡易耐震診断の結果、総合評点が1.0未満の場合には、区登録耐震診断士による一般耐震診断を無料で実施する。診断結果については、総合評点のほか補強計画まで作成し、説明している。																																																					
非木造住宅耐震診断助成	昭和56年5月31日以前に建築された非木造共同住宅の耐震診断に要する費用について765万円を限度額として助成する。																																																					
木造住宅耐震補強助成	大規模な震災等による木造住宅の倒壊等の被害を最小限にとどめるため、耐震性の不十分な昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅の所有者に対し、耐震補強工事に要する費用の一部を助成する。																																																					
木造共同住宅耐震改修工事費補償型助成	昭和56年5月31日以前に建築された、在来軸組工法の未造2階建て以下の共同住宅を対象に、耐震改修工事を実施した所有者に対し、工事後10年以内に震度6強以下の地震で全損した場合に、耐震改修工事費及び全損した建築物の評価額相当分を補償助成する。																																																					
木造住宅建替え助成	震災時に、火災等が発生する危険性が高い木造密集地域において、耐震性、防火性、地域環境の向上を図るため、木造住宅の建替え及び除却に要する費用の一部を助成する。																																																					
ブロック塀等の撤去工事等助成	道路等に面している高さ1.2mを超えるブロック塀等の撤去及び建替え(フェンス等)工事に要する費用の一部を助成する。																																																					
家具転倒防止器具取付助成	65歳以上のみの世帯、身体障害者のみの世帯等の区民を対象に、地震発生時に、家具の転倒を防止する器具の取付けを無料で実施する。																																																					
防災ベッド設置助成	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅に居住し、地震の時に避難することが困難な高齢者、障害者等で、交付要件を満たす方に対し、防災ベッドの設置費用の一部を助成する。																																																					
耐震診断士、耐震改修施工者の区登録制度の活用	区独自の耐震診断士、耐震改修施工者の登録制度により、紹介や派遣を行う。また、一般耐震診断の結果、耐震改修工事を希望する区民に対して、区登録耐震改修施工者を紹介する。																																																					
相談体制の整備と情報提供の充実	耐震化促進事業について、広く区民に対し、啓発チラシの全戸配布、ホームページやフォーラム等により、普及・啓発を実施する。																																																					
耐震化の促進を図るための環境整備	木造住宅の安価で信頼できる耐震改修工法・装置の普及、耐震改修工法の展示会の開催等を行う。																																																					
事業名	内容																																																					
木造住宅無料耐震診断（簡易診断及び一般診断）	昭和56年以前に建築された在来軸組工法による木造住宅を対象に、簡易耐震診断及び一般耐震診断を無料で実施する。一般耐震診断では、耐震診断結果とともに耐震改修計画を作成し、具体的な補強方法のほか、リフォームに合わせた補強、部分的な補強、安価な工法、家具転倒防止対策、家具の移動による安全対策、建替えなどについて説明している。																																																					
非木造住宅耐震診断助成	昭和56年以前に建築された非木造の戸建住宅、長屋、共同住宅を対象に、耐震診断に要する費用の一部を助成する。																																																					
木造住宅耐震補強助成	大規模な震災等による木造住宅の倒壊等の被害を最小限にとどめるため、耐震性の不十分な古い木造住宅の所有者に対し、耐震補強工事に要する費用の一部を助成する。																																																					
木造共同住宅耐震改修工事費補償型助成	昭和56年以前に建築された在来軸組工法による木造共同住宅を対象に、耐震改修工事を実施した所有者に対し、工事後10年以内に震度6強以下の地震で全損した場合に、耐震改修工事費及び全損した建築物の評価額相当分を補償助成する。																																																					
木造住宅建替え助成	地震の発生により住宅が倒壊した場合、道路閉塞や出火によって、広範かつ甚大な被害につながるおそれがあることから、昭和56年以前に建築された木造住宅を対象に建替え等に要する費用の一部を助成する。																																																					
ブロック塀等の撤去工事等助成	道路等に面している高さ1.2mを超えるブロック塀等の撤去及び建替え(フェンス等)工事に要する費用の一部を助成する。																																																					
家具転倒防止器具取付助成	65歳以上のみの世帯、身体障害者のみの世帯等の区民を対象に、地震による、家具の転倒を防止する器具の取付けを無料で実施する。																																																					
防災ベッド設置助成	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅に居住し、地震の時に避難することが困難な高齢者、障害者等で、交付要件を満たす方に対し、防災ベッドの設置費用の一部を助成する。																																																					
都市防災不燃化促進事業	広域避難場所に指定されている東京大学附属中等教育学校周辺地区や延焼遮断帯の形成を目的としている大和町中央通り地区及び区画街路第4号線地区については、都市防災不燃化促進事業を導入し、一定の要件を満たす耐火建築物の建築、古い建築物の除却に対し費用の一部を助成する。																																																					
不燃化推進特定整備事業	都より不燃化推進特定整備地区に指定されている弥生町三丁目周辺地区及び大和町地区において、一定の要件を満たす古い建築物の建替えや除却に対し、費用の一部を助成する。																																																					
耐震診断士、耐震改修施工者の区登録制度の活用	区独自の耐震診断士、耐震改修施工者の登録制度により、紹介や派遣を行う。また、一般耐震診断の結果、耐震改修工事を希望する区民に対して、区登録耐震改修施工者を紹介する。																																																					
相談体制の整備と情報提供の充実	耐震化促進事業について、広く区民に対し、啓発チラシの全戸配布、ホームページやフォーラム等により、普及・啓発を実施する。																																																					
耐震化の促進を図るための環境整備	木造住宅の安価で信頼できる耐震改修工法・装置の普及、耐震改修工法の展示会の開催等を行う。																																																					
<p>// (6) ブロック塀等の安全化 (P65)</p>		<p>現行計画を踏襲</p>																																																				
<p>// (8) 高層建築物の安全指導 (P65～66)</p>	<p>(頭書) 高層建築物又は11階以上の～(略)。 (略) ② 避難対策(混乱防止措置) (略) エ 消防計画で指定した避難誘導員の周知や訓練指導者の育成 (略)</p>	<p>(頭書) 中野区においても建物の高層化が進み、現在31mを超える高層建築物が211棟に及んでいる。 高層建築物又は11階以上の～(略)。 (略) ② 避難対策(混乱防止措置) (略) エ 避難誘導員の事前指定や訓練指導者の育成 (略)</p> <p>■参照(別冊資料) 資料第●「高層建築物の現況」</p>																																																				
<p>// 4 道路等の整備・安全化 (1) 道路の整備 (P66)</p>	<p>⑥ 都市計画道路補助第26号線(中野通り)の「西落合四丁目～放射第7号線(目白通り)区間」(令和元年度事業着手)</p>	<p>⑥ 都市計画道路補助第26号線(中野通り)の「江古田一丁目～西落合四丁目区間」(平成26年度事業着手)及び「西落合四丁目～放射第7号線(目白通り)区間」(令和元年度事業着手)</p>																																																				
<p>// 6 ライフライン施設の耐震化等 (1) 水道施設 (P67～68)</p>	<p>② 水道施設の耐震強化等 東京都水道局は、以下のことを行う。 震災時における水道施設の被害を最小限にとどめ、給水を可能な限り確保するため、浄水場や給水所等の耐震化について、それぞれの重要度や更新時期等に配慮しながら、計画的に進めていく。また、その他の水道施設についても耐震化を一層推進する。 管路については、平成22年度から従来の取替え計画を大幅に前倒しする「耐震継手化緊急10カ年事業」を実施してきたが、平成25年度からは、被害想定の見直し等を踏まえ、より効果的に断水被害を軽減できるよう、想定地震動、液化危険度、耐震継手化の進捗などを考慮した新たな「耐震継手</p>	<p>② 水道施設の耐震強化等 東京都水道局は、以下のことを行う。 震災時における水道施設の被害を最小限にとどめ、給水を可能な限り確保するため、浄水場や給水所等の耐震化について、浄水処理の系列ごとに工事を進め、施設の能力低下を可能な限り抑制するほか、隣接する給水所の同時施工を避けるなど、計画的に進めていく。また、その他の水道施設についても耐震化を一層推進する。 管路については、より効果的に地域全体の断水被害を軽減するため、都の被害想定で震災時の断水率が高いと想定される地域の耐震継手化を重点的に進め、令和10年度までに解消する。</p>																																																				

	<p>化 10 年事業」を推進している。こうした取組を着実に推進していくとともに、より効果的に震災時の断水被害を軽減できるよう、首都中枢・救急医療機関や災害拠点連携病院等への供給ルートの耐震継手化を令和元年度までに 100%完了する。さらに、液状化危険度や想定地震動、耐震継手化の進捗等を考慮し、被害が大きいと想定される地域においても、耐震継手化を推進する。</p> <p>また、大規模停電時など、不測の事態が生じた場合でも、安定給水を実現するため、浄水場等に自家発電設備を増強して電力の自立化を推進し、浄水処理及び配水ポンプ等の運転が継続できるようにするとともに、配水本管テレメータについて、停電時にも機能を維持できるように順次バッテリーを設置し電源の確保を図っていく。</p>	<p>また、震災などで個別の施設が停止しても給水が継続できるよう、導水施設の二重化、広域的な送水管のネットワーク化などを進め、水道施設全体としてのバックアップ機能を強化する。</p> <p>大規模停電時や電力使用が厳しく制限された場合においても、安定的に給水を確保できるよう、浄水場等に自家発電設備を新設・増強し運用に必要な電力を確保する。</p>								
<p>// (2) 下水道施設 (P68)</p>	<p>① 整備方針 平成 28 年末現在、区内に整備されている下水道施設は以下のとおりである。 ア 管きょ施設 幹線 30,115m 枝線 408,964m 計 439,079m イ マンホール 14,134 個 ウ 公共汚水樹 75,469 個 エ 水処理施設 中野水再生センター 1 か所 施設の耐震化やマンホール浮上抑制対策の推進を図るとともに、施設のバックアップ機能を強化する。</p> <p>② 下水道施設の耐震化等 東京都下水道局は、以下のことを行う。 ア 管路施設の耐震化（マンホールと下水道管接続部の耐震化） 避難所や災害拠点病院などの排水を受け入れる管きょを対象に、マンホールと管きょ接続部分を非開削耐震化工法により可とう性構造に改良する。 イ 土木施設の耐震化 耐震診断の結果を踏まえ、下水道の機能確保、公園などとして上部利用されている施設の安全性確保の観点から優先度を評価し、効率的に土木施設の耐震補強を実施している。 機械・電気設備は、土木構造物の耐震対策と整合を図りながら、設備の再構築にあわせて機器の転倒や滑動に対する耐震性を確保している。また、停電や断水対策の一環として、冷却水を必要としない無注水形ポンプの設置拡大を図るほか、非常用発電機を整備している。 ③ 施設間のシステム強化による施設整備の方針 下水道が被害を受けた場合にも機能が確保できるよう、再構築時などに施設のネットワーク化を実施し、施設相互のバックアップ機能を確保する。</p>	<p>① 整備方針 令和 4 年末現在、区内に整備されている下水道施設は以下のとおりである。 ア 管きょ施設 幹線 30,115m 枝線 410,614m 計 440,729m イ マンホール 14,225 個 ウ 公共汚水樹 76,852 個 エ 水処理施設 中野水再生センター 1 か所 下水道管とマンホールの接続部の耐震化やマンホールの浮上抑制対策、水再生センター・ポンプ所等の耐震化を推進するとともに、施設のバックアップ機能を強化する。</p> <p>② 下水道施設の耐震化等 東京都下水道局は、以下のことを行う。 ア 避難所や災害復旧拠点などの下水道管とマンホールの接続部の耐震化などを推進しており、一時滞在施設や災害拠点連携病院等に対象を拡大し、対策を推進している。 イ 液状化の危険性が高い地域の緊急輸送道路などを対象にマンホールの浮上抑制対策を推進しており、無電柱化している道路や区が指定している緊急道路障害物除去路線などに対象を拡大し、対策を推進している。 ウ 再生センター・ポンプ所等について、震災時に必要な下水道機能をすべての系統で確保する耐震化を推進する。 エ 停電時においても下水道機能の維持に必要な電力を確保するため、非常用発電設備を更に整備するほか、太陽光発電設備の導入拡大や老朽化 NaS 電池の再構築を進め、また、灯油と都市ガスのどちらでも運転可能な発電設備を導入するなど、電源と燃料の多様化を推進していく。 オ 断水時でも運転可能な無注水ポンプの設置を推進する。 カ 発災時等の緊急時においても水処理や汚泥処理をより安定的に行えるよう、水再生センター間に連絡管を整備し、バックアップ機能を確保していく。 キ 震災に強い下水道光ファイバーケーブルを活用した情報通信網の整備を促進する。 ク 区と連携し、仮設トイレやマンホールトイレを設置可能なマンホールの指定拡大や、区が収集・運搬するし尿の受入体制について拡充していく。 ケ 区部の下水道施設の早期に復旧を図るため、「21 大都市災害時相互応援に関する協定」等に基づく大都市間の相互応援体制の構築を図る。 コ 迅速に応急措置活動を実施するため、水再生センター及び・ポンプ所等に災害復旧用資機材を備蓄するとともに、災害時の応急復旧に関する協定を締結している民間団体に対し資機材の提供について協力を求める。</p>								
<p>// (3) 電気施設 (P69)</p>	<p>② 電気施設の地震対策 東京電力パワーグリッド(株)は、～ ～ 多重化等により総合的にシステムの機能を確保する。</p> <p>③ 日常における電気設備の保守点検 東京電力パワーグリッド(株)は、日常における計画として、電気設備に関する技術基準に定めるところに適合するよう定期的に電気工作物の点検・巡視を行うほか、特に災害発生のおそれがある場合には、特別に巡視を行い危険個所の早期発見、改修に努めているほか、一般設備の利用者（自家用設備の利用者を除く）の電気工作物の調査を行っている。</p>	<p>② 電気施設の地震対策 東京電力パワーグリッド(株)は、震災時の被害を最小限にとどめるよう、電力設備の耐震性能を確保している。具体的には次のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="1197 1668 1919 1947"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>耐震設計の考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>変電設備</td> <td>機器の耐震は、予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいた設計とする。</td> </tr> <tr> <td>地中送配電設備</td> <td>地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。</td> </tr> <tr> <td>架空送配電設備</td> <td>電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 日常における電気設備の保守点検 東京電力パワーグリッド(株)は、電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するよう保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）ならびに自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修を行っている。</p>	施設名	耐震設計の考え方	変電設備	機器の耐震は、予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいた設計とする。	地中送配電設備	地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。	架空送配電設備	電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。
施設名	耐震設計の考え方									
変電設備	機器の耐震は、予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいた設計とする。									
地中送配電設備	地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。									
架空送配電設備	電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。									
<p>// (4) ガス施設 (P69～71)</p>	<p>① 現況 ガスを供給する主要施設は、製造施設である工場が 4 か所、導管（総延長 64,000 km（令和元年 3 月末現在））とからなる。</p> <p>② 施設の安全対策 イ 供給施設 (イ) b 低圧導管網の地区ブロック化（Lブロック化） 局地的地震被害の発生に対し、供給停止地区と供給継続地区に分割できるように、低圧導管網を約 300 ブロックに分割している。 ～ c 中圧導管網の地域ブロック化（Kブロック化） 中圧導管は阪神・淡路大震災レベルの地震においても～全供給区域を 25 ブロックに分割し、～</p> <p>③ 整備計画 東京ガス地震対策の基本方針に基づき、今後も以下の事項について整備する。</p>	<p>① 現況 ガスを供給する主要施設は、製造施設である工場が 4 か所、導管（総延長 62,783 km（令和 4 年 3 月末現在））とからなる。</p> <p>② 施設の安全対策 イ 供給施設 (イ) b 低圧導管網の地区ブロック化（Lブロック化） 局地的地震被害の発生に対し、供給停止地区と供給継続地区に分割できるように、低圧導管を 300 個以上のブロックに分割している。 ～ c 中圧導管網の地域ブロック化（Kブロック化） 中圧導管は阪神・淡路大震災レベルの地震においても～全供給区域を 25 個以上のブロックに分割し、～</p> <p>③ 整備計画 東京ガスグループ地震対策の基本方針に基づき、今後も以下の事項について整備する。</p>								
<p>// (5) 通信施設 (P71～72)</p>	<p>③ 電話通信施設の強化対策 ア 通信用電力機器の固定と耐震補強（バッテリー・予備エンジンの耐震強化）</p>	<p>③ 電話通信施設の強化対策 ア 通信用電力機器の固定と耐震補強（バッテリー・予備エンジンの耐震強化）</p>								

<p>イ 通信用建物・鉄塔・所内設備の耐震補強（耐震設計の実施・機械室設備の固定・情報システム等端末の固定）</p> <p>ウ 通信網信頼性の向上（略）</p> <p>エ 災害対策用電話通信機器の配備（略）</p> <p>オ 公衆電話機の整備（略）</p>	<p>イ 通信用建物・鉄塔・所内設備の耐震補強（耐震設計の実施・機械室設備の固定・情報システム等端末の固定）</p> <p>ウ 通信網信頼性の向上（略）</p> <p>エ 災害対策用電話通信機器の配備（略）</p> <p>オ <b>重要エリア等の通信確保（各通信事業者）</b>  <b>（ア）区役所等災害対策拠点、医療機関、人口密集地等の重要エリアの通信を確保するために、基地局等において、非常用発電機による無停電化やバッテリー長時間化に取り組む。</b>  <b>（イ）避難者や帰宅困難者が多く発生する可能性のある地域での通信確保等、柔軟で迅速なサービス復旧を行うため、移動基地局車、可搬型基地局、移動電源車等を配備する。</b></p> <p>カ 公衆電話機の整備（略）</p>	<p>イ 通信用建物・鉄塔・所内設備の耐震補強（耐震設計の実施・機械室設備の固定・情報システム等端末の固定）</p> <p>ウ 通信網信頼性の向上（略）</p> <p>エ 災害対策用電話通信機器の配備（略）</p> <p>オ <b>重要エリア等の通信確保（各通信事業者）</b>  <b>（ア）区役所等災害対策拠点、医療機関、人口密集地等の重要エリアの通信を確保するために、基地局等において、非常用発電機による無停電化やバッテリー長時間化に取り組む。</b>  <b>（イ）避難者や帰宅困難者が多く発生する可能性のある地域での通信確保等、柔軟で迅速なサービス復旧を行うため、移動基地局車、可搬型基地局、移動電源車等を配備する。</b></p> <p>カ 公衆電話機の整備（略）</p>
--	--	--

第1編 震災対策計画 第2部 災害予防計画 第3章 物資の確保と輸送体制の整備 **（赤字：修正検討事項に基づく修正）**

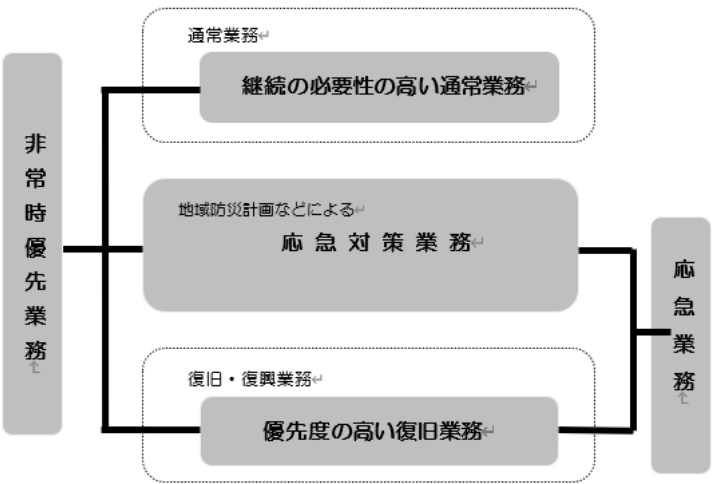
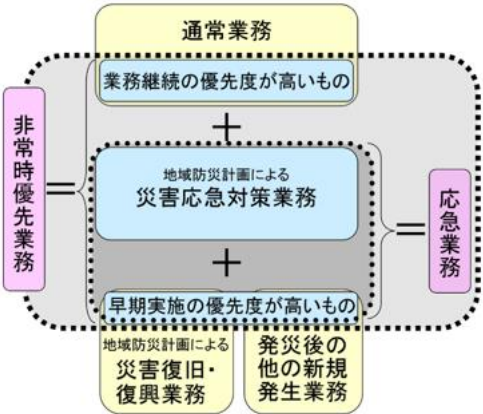
修正箇所	現行計画	修正案																																																																																																																																								
<p>第3節 具体的な取組み</p> <p>1 備蓄物資の強化（P76～78）</p>	<p>（略）</p> <p>また、物資の迅速かつ効率的な調達を可能にするため、国、都が整備を進める物資調達・輸送調整等支援システムの活用をはじめ、民間事業者との供給協定や流通備蓄などの体制整備を推進する。</p> <p>(1)水（略）</p> <p>イ 給水拠点（略）</p> <p>(3) 生活必需品（略）</p> <p>①備蓄品          &lt;表：上から3・4行目&gt;          間仕切り <del>ユニット</del>          電池式ランタン・手回し充電式ラジオ</p>	<p>（略）</p> <p>また、物資の迅速かつ効率的な調達を可能にするため、国、都が整備を進める物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、<b>備蓄物資の登録に努めるほか</b>、民間事業者との供給協定や流通備蓄などの体制整備を推進する。</p> <p>(1)水（略）</p> <p>イ <b>近隣</b>給水拠点（略）</p> <p>(3) 生活必需品（略）</p> <p>①備蓄品          &lt;表：上から3・4行目&gt;          間仕切り          電池式ランタン・手回し充電式ラジオ・<b>非接触型体温計</b></p>																																																																																																																																								
<p>//</p> <p>3 輸送体制の充実（P80～81）</p>	<p>(2) 輸送手段の充実（略）</p> <p>③ ヘリコプター臨時離着陸場候補地の選定（略）          【ヘリコプター臨時離着陸場候補地】</p> <table border="1" data-bbox="420 1291 1155 1647"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>管理者</th> <th>着陸展開面 (m×m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中野区立上高田公園野球場</td> <td>中野区上高田5-7-1</td> <td>中野区</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中野区立緑野中学校運動場</td> <td>中野区丸山1-1-19</td> <td>中野区</td> <td>90×70</td> </tr> <tr> <td>東京大学教育学部附属中等教育学校校庭</td> <td>中野区南台1-15</td> <td>同校</td> <td>100×50</td> </tr> <tr> <td>都立武蔵丘高等学校校庭</td> <td>中野区上鷲宮2-14-1</td> <td>同校</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>④ ヘリサインの設置          緊急時にヘリコプターの目印となるヘリサインを区内 <b>25 か所</b>の学校体育館の屋上等に設置し、ヘリコプターによる空路からの救助や救援物資の搬送などの航空ルートを確認し、迅速・的確な支援体制を構築した。          【ヘリサイン設置施設】</p> <table border="1" data-bbox="420 1825 1155 2804"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>みなみの小学校</td><td>中野区弥生町4-27-11</td></tr> <tr><td>美鳩小学校</td><td>中野区大和町4-26-5</td></tr> <tr><td>第二中学校</td><td>中野区本町5-25-1</td></tr> <tr><td>明和中学校</td><td>中野区若宮1-1-18</td></tr> <tr><td>第五中学校</td><td>中野区上高田4-28-1</td></tr> <tr><td>南中野中学校</td><td>中野区南台5-22-17</td></tr> <tr><td>緑野中学校</td><td>中野区丸山1-1-19</td></tr> <tr><td>中野中学校</td><td>中野区中野4-12-3</td></tr> <tr><td>都立武蔵丘高等学校</td><td>中野区上鷲宮2-14-1</td></tr> <tr><td>都立富士中学高等学校</td><td>中野区弥生町5-21-1</td></tr> <tr><td>都立中野工業高等学校</td><td>中野区野方3-5-5</td></tr> <tr><td>都立稔ヶ丘高等学校</td><td>中野区上鷲宮5-11-1</td></tr> <tr><td>都立中野特別支援学校</td><td>中野区南台3-46-20</td></tr> <tr><td>東京大学教育学部附属中等教育学校</td><td>中野区南台1-15-1</td></tr> <tr><td>東京警察病院</td><td>中野区中野4-22-1</td></tr> <tr><td>中野消防署</td><td>中野区中央3-25-3</td></tr> <tr><td>中野警察署</td><td>中野区中央2-47-2</td></tr> <tr><td>中野車両基地</td><td>中野区弥生町5-7-99</td></tr> <tr><td>東京都住宅供給公社コーシャハイム中野弥生町</td><td>中野区弥生町6-2-2</td></tr> <tr><td>都営白鷺一丁目第3アパート</td><td>中野区白鷺1-4</td></tr> <tr><td>上高田四丁目アパート</td><td>中野区上高田4-24</td></tr> <tr><td>都立鷲宮高等学校</td><td>中野区若宮3-46-8</td></tr> <tr><td>野方消防署</td><td>中野区丸山2-21-1</td></tr> </tbody> </table>	施設名	所在地	管理者	着陸展開面 (m×m)	中野区立上高田公園野球場	中野区上高田5-7-1	中野区		中野区立緑野中学校運動場	中野区丸山1-1-19	中野区	90×70	東京大学教育学部附属中等教育学校校庭	中野区南台1-15	同校	100×50	都立武蔵丘高等学校校庭	中野区上鷲宮2-14-1	同校		施設名	所在地	みなみの小学校	中野区弥生町4-27-11	美鳩小学校	中野区大和町4-26-5	第二中学校	中野区本町5-25-1	明和中学校	中野区若宮1-1-18	第五中学校	中野区上高田4-28-1	南中野中学校	中野区南台5-22-17	緑野中学校	中野区丸山1-1-19	中野中学校	中野区中野4-12-3	都立武蔵丘高等学校	中野区上鷲宮2-14-1	都立富士中学高等学校	中野区弥生町5-21-1	都立中野工業高等学校	中野区野方3-5-5	都立稔ヶ丘高等学校	中野区上鷲宮5-11-1	都立中野特別支援学校	中野区南台3-46-20	東京大学教育学部附属中等教育学校	中野区南台1-15-1	東京警察病院	中野区中野4-22-1	中野消防署	中野区中央3-25-3	中野警察署	中野区中央2-47-2	中野車両基地	中野区弥生町5-7-99	東京都住宅供給公社コーシャハイム中野弥生町	中野区弥生町6-2-2	都営白鷺一丁目第3アパート	中野区白鷺1-4	上高田四丁目アパート	中野区上高田4-24	都立鷲宮高等学校	中野区若宮3-46-8	野方消防署	中野区丸山2-21-1	<p>(2) 輸送手段の充実（略）</p> <p>③ ヘリコプター臨時離着陸場候補地の選定（略）          【ヘリコプター臨時離着陸場候補地】</p> <table border="1" data-bbox="1207 1291 1942 1647"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>管理者</th> <th>着陸展開面 (m×m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中野区立上<b>中野</b>高田<b>運動施設</b>野球場</td> <td>中野区上高田5-6-1</td> <td>中野区</td> <td>90×70</td> </tr> <tr> <td>中野区立緑野中学校運動場</td> <td>中野区丸山1-1-19</td> <td>中野区</td> <td>90×70</td> </tr> <tr> <td>東京大学教育学部附属中等教育学校校庭</td> <td>中野区南台1-15</td> <td>同校</td> <td>160×70</td> </tr> <tr> <td>都立武蔵丘高等学校校庭</td> <td>中野区上鷲宮2-14-1</td> <td>同校</td> <td>100×75</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ ヘリサインの設置          緊急時にヘリコプターの目印となるヘリサインを区内 <b>28 か所</b>の学校体育館の屋上等に設置し、ヘリコプターによる空路からの救助や救援物資の搬送などの航空ルートを確認し、迅速・的確な支援体制を構築した。          【ヘリサイン設置施設】</p> <table border="1" data-bbox="1207 1825 1942 2804"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>みなみの小学校</td><td>中野区弥生町4-27-11</td></tr> <tr><td>美鳩小学校</td><td>中野区大和町4-26-5</td></tr> <tr><td><b>令和小学校</b></td><td><b>中野区新井4-19-26</b></td></tr> <tr><td><b>中野第一小学校</b></td><td><b>中野区本町3-16-1</b></td></tr> <tr><td>第二中学校</td><td>中野区本町5-25-1</td></tr> <tr><td>明和中学校</td><td>中野区若宮1-1-18</td></tr> <tr><td>第五中学校</td><td>中野区上高田4-28-1</td></tr> <tr><td>南中野中学校</td><td>中野区南台5-22-17</td></tr> <tr><td>緑野中学校</td><td>中野区丸山1-1-19</td></tr> <tr><td>中野中学校</td><td>中野区中野4-12-3</td></tr> <tr><td><b>中野東中学校</b></td><td><b>中野区中央1-41-4</b></td></tr> <tr><td>都立武蔵丘高等学校</td><td>中野区上鷲宮2-14-1</td></tr> <tr><td>都立富士中学高等学校</td><td>中野区弥生町5-21-1</td></tr> <tr><td>都立中野<b>工科</b>高等学校</td><td>中野区野方3-5-5</td></tr> <tr><td>都立稔ヶ丘高等学校</td><td>中野区上鷲宮5-11-1</td></tr> <tr><td>都立中野特別支援学校</td><td>中野区南台3-46-20</td></tr> <tr><td>東京大学教育学部附属中等教育学校</td><td>中野区南台1-15-1</td></tr> <tr><td>東京警察病院</td><td>中野区中野4-22-1</td></tr> <tr><td>中野消防署</td><td>中野区中央3-25-3</td></tr> <tr><td>中野警察署</td><td>中野区中央2-47-2</td></tr> <tr><td>中野車両基地</td><td>中野区弥生町5-7-99</td></tr> <tr><td>東京都住宅供給公社コーシャハイム中野弥生町</td><td>中野区弥生町6-2-2</td></tr> <tr><td>都営白鷺一丁目第3アパート</td><td>中野区白鷺1-4</td></tr> </tbody> </table>	施設名	所在地	管理者	着陸展開面 (m×m)	中野区立上 <b>中野</b> 高田 <b>運動施設</b> 野球場	中野区上高田5-6-1	中野区	90×70	中野区立緑野中学校運動場	中野区丸山1-1-19	中野区	90×70	東京大学教育学部附属中等教育学校校庭	中野区南台1-15	同校	160×70	都立武蔵丘高等学校校庭	中野区上鷲宮2-14-1	同校	100×75	施設名	所在地	みなみの小学校	中野区弥生町4-27-11	美鳩小学校	中野区大和町4-26-5	<b>令和小学校</b>	<b>中野区新井4-19-26</b>	<b>中野第一小学校</b>	<b>中野区本町3-16-1</b>	第二中学校	中野区本町5-25-1	明和中学校	中野区若宮1-1-18	第五中学校	中野区上高田4-28-1	南中野中学校	中野区南台5-22-17	緑野中学校	中野区丸山1-1-19	中野中学校	中野区中野4-12-3	<b>中野東中学校</b>	<b>中野区中央1-41-4</b>	都立武蔵丘高等学校	中野区上鷲宮2-14-1	都立富士中学高等学校	中野区弥生町5-21-1	都立中野 <b>工科</b> 高等学校	中野区野方3-5-5	都立稔ヶ丘高等学校	中野区上鷲宮5-11-1	都立中野特別支援学校	中野区南台3-46-20	東京大学教育学部附属中等教育学校	中野区南台1-15-1	東京警察病院	中野区中野4-22-1	中野消防署	中野区中央3-25-3	中野警察署	中野区中央2-47-2	中野車両基地	中野区弥生町5-7-99	東京都住宅供給公社コーシャハイム中野弥生町	中野区弥生町6-2-2	都営白鷺一丁目第3アパート	中野区白鷺1-4
施設名	所在地	管理者	着陸展開面 (m×m)																																																																																																																																							
中野区立上高田公園野球場	中野区上高田5-7-1	中野区																																																																																																																																								
中野区立緑野中学校運動場	中野区丸山1-1-19	中野区	90×70																																																																																																																																							
東京大学教育学部附属中等教育学校校庭	中野区南台1-15	同校	100×50																																																																																																																																							
都立武蔵丘高等学校校庭	中野区上鷲宮2-14-1	同校																																																																																																																																								
施設名	所在地																																																																																																																																									
みなみの小学校	中野区弥生町4-27-11																																																																																																																																									
美鳩小学校	中野区大和町4-26-5																																																																																																																																									
第二中学校	中野区本町5-25-1																																																																																																																																									
明和中学校	中野区若宮1-1-18																																																																																																																																									
第五中学校	中野区上高田4-28-1																																																																																																																																									
南中野中学校	中野区南台5-22-17																																																																																																																																									
緑野中学校	中野区丸山1-1-19																																																																																																																																									
中野中学校	中野区中野4-12-3																																																																																																																																									
都立武蔵丘高等学校	中野区上鷲宮2-14-1																																																																																																																																									
都立富士中学高等学校	中野区弥生町5-21-1																																																																																																																																									
都立中野工業高等学校	中野区野方3-5-5																																																																																																																																									
都立稔ヶ丘高等学校	中野区上鷲宮5-11-1																																																																																																																																									
都立中野特別支援学校	中野区南台3-46-20																																																																																																																																									
東京大学教育学部附属中等教育学校	中野区南台1-15-1																																																																																																																																									
東京警察病院	中野区中野4-22-1																																																																																																																																									
中野消防署	中野区中央3-25-3																																																																																																																																									
中野警察署	中野区中央2-47-2																																																																																																																																									
中野車両基地	中野区弥生町5-7-99																																																																																																																																									
東京都住宅供給公社コーシャハイム中野弥生町	中野区弥生町6-2-2																																																																																																																																									
都営白鷺一丁目第3アパート	中野区白鷺1-4																																																																																																																																									
上高田四丁目アパート	中野区上高田4-24																																																																																																																																									
都立鷲宮高等学校	中野区若宮3-46-8																																																																																																																																									
野方消防署	中野区丸山2-21-1																																																																																																																																									
施設名	所在地	管理者	着陸展開面 (m×m)																																																																																																																																							
中野区立上 <b>中野</b> 高田 <b>運動施設</b> 野球場	中野区上高田5-6-1	中野区	90×70																																																																																																																																							
中野区立緑野中学校運動場	中野区丸山1-1-19	中野区	90×70																																																																																																																																							
東京大学教育学部附属中等教育学校校庭	中野区南台1-15	同校	160×70																																																																																																																																							
都立武蔵丘高等学校校庭	中野区上鷲宮2-14-1	同校	100×75																																																																																																																																							
施設名	所在地																																																																																																																																									
みなみの小学校	中野区弥生町4-27-11																																																																																																																																									
美鳩小学校	中野区大和町4-26-5																																																																																																																																									
<b>令和小学校</b>	<b>中野区新井4-19-26</b>																																																																																																																																									
<b>中野第一小学校</b>	<b>中野区本町3-16-1</b>																																																																																																																																									
第二中学校	中野区本町5-25-1																																																																																																																																									
明和中学校	中野区若宮1-1-18																																																																																																																																									
第五中学校	中野区上高田4-28-1																																																																																																																																									
南中野中学校	中野区南台5-22-17																																																																																																																																									
緑野中学校	中野区丸山1-1-19																																																																																																																																									
中野中学校	中野区中野4-12-3																																																																																																																																									
<b>中野東中学校</b>	<b>中野区中央1-41-4</b>																																																																																																																																									
都立武蔵丘高等学校	中野区上鷲宮2-14-1																																																																																																																																									
都立富士中学高等学校	中野区弥生町5-21-1																																																																																																																																									
都立中野 <b>工科</b> 高等学校	中野区野方3-5-5																																																																																																																																									
都立稔ヶ丘高等学校	中野区上鷲宮5-11-1																																																																																																																																									
都立中野特別支援学校	中野区南台3-46-20																																																																																																																																									
東京大学教育学部附属中等教育学校	中野区南台1-15-1																																																																																																																																									
東京警察病院	中野区中野4-22-1																																																																																																																																									
中野消防署	中野区中央3-25-3																																																																																																																																									
中野警察署	中野区中央2-47-2																																																																																																																																									
中野車両基地	中野区弥生町5-7-99																																																																																																																																									
東京都住宅供給公社コーシャハイム中野弥生町	中野区弥生町6-2-2																																																																																																																																									
都営白鷺一丁目第3アパート	中野区白鷺1-4																																																																																																																																									

野方警察署 東京都住宅供給公社コーシャハイム上鷲宮 (略)	中野区中野4-12-1 中野区上鷲宮3-9	上高田四丁目アパート 都立鷲宮高等学校 野方消防署 野方警察署 東京都住宅供給公社コーシャハイム上鷲宮 (略)	中野区上高田4-24 中野区若宮3-46-8 中野区丸山2-21-1 中野区中野4-12-1 中野区上鷲宮3-9																														
(3) 輸送体制の整備 (略) 【地域内輸送拠点】	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都立稔ヶ丘高等学校</td> <td>中野区上鷲宮5-11-1</td> <td>同校</td> </tr> <tr> <td>都立富士高等学校</td> <td>中野区弥生町5-21-1</td> <td>同校</td> </tr> <tr> <td>中野区役所</td> <td>中野区中野4-8-1</td> <td>中野区</td> </tr> <tr> <td>キリンレモンスポーツセンター(中野区立総合体育館)</td> <td>中野区新井3-37-78</td> <td>中野区※</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	所在地	管理者	都立稔ヶ丘高等学校	中野区上鷲宮5-11-1	同校	都立富士高等学校	中野区弥生町5-21-1	同校	中野区役所	中野区中野4-8-1	中野区	キリンレモンスポーツセンター(中野区立総合体育館)	中野区新井3-37-78	中野区※	(3) 輸送体制の整備 (略) 【地域内輸送拠点】	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都立稔ヶ丘高等学校</td> <td>中野区上鷲宮5-11-1</td> <td>同校</td> </tr> <tr> <td>都立富士高等学校</td> <td>中野区弥生町5-21-1</td> <td>同校</td> </tr> <tr> <td>中野区役所</td> <td>中野区中野4-8-1</td> <td>中野区</td> </tr> <tr> <td>中野区立総合体育館</td> <td>中野区新井3-37-78</td> <td>中野区※</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	所在地	管理者	都立稔ヶ丘高等学校	中野区上鷲宮5-11-1	同校	都立富士高等学校	中野区弥生町5-21-1	同校	中野区役所	中野区中野4-8-1	中野区	中野区立総合体育館	中野区新井3-37-78	中野区※
施設名	所在地	管理者																															
都立稔ヶ丘高等学校	中野区上鷲宮5-11-1	同校																															
都立富士高等学校	中野区弥生町5-21-1	同校																															
中野区役所	中野区中野4-8-1	中野区																															
キリンレモンスポーツセンター(中野区立総合体育館)	中野区新井3-37-78	中野区※																															
施設名	所在地	管理者																															
都立稔ヶ丘高等学校	中野区上鷲宮5-11-1	同校																															
都立富士高等学校	中野区弥生町5-21-1	同校																															
中野区役所	中野区中野4-8-1	中野区																															
中野区立総合体育館	中野区新井3-37-78	中野区※																															

※指定管理者管理施設

※指定管理者管理施設

第1編 震災対策計画 第2部 災害予防計画 第4章 事業継続計画

修正箇所	現行計画	修正案
章名 (P83)	第4章 <b>事業</b> 継続計画	第4章 <b>業務</b> 継続計画
第1節 事業継続計画(BCP)の役割 (p83)	第4章 <b>事業</b> 継続計画(BCP)の役割 BCPとは、Business Continuity Planの略であり、 <b>大規模災害発生時に優先的に取り組むべき重要業務</b> (以下、「非常時優先業務」という。)をあらかじめ特定し、業務を実施するために必要な執行体制や執行環境、継続に必要な資源を確保すること等、大規模災害発生時においても適切な業務遂行を確保するための対応方針を計画として作成するものである。	第4章 <b>業務</b> 継続計画(BCP)の役割 BCPとは、Business Continuity Planの略であり、 <b>災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務</b> (以下、「非常時優先業務」という。)を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、地震等による大規模災害発生時であっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画である。
第2節 中野区政のBCP (p83)	(省略) 危機発生時に、区として実施すべき「非常時優先業務」をなるべく中断させず、中断した場合においても、できうる限り早期に復旧するために必要な取組みを定めるため中野区政のBCP(中野区 <b>事業</b> 継続計画。以下「本計画」という。)を策定した。 また、ICT-BCPを策定するとともに(省略)検討を進めていく。	(省略) 危機発生時に、区として実施すべき「非常時優先業務」をなるべく中断させず、中断した場合においても、できうる限り早期に復旧するために必要な取組みを定めるため中野区政のBCP(中野区 <b>業務</b> 継続計画。以下「本計画」という。)を策定した。 また、 <b>中野区</b> のICT-BCPを策定するとともに(省略)検討を進めていく。
// 3 定義 (p84)	(2) 応急業務 応急対策業務に、被災状況に応じて速やかな日誌が必要となる復旧業務を加えた業務 (3) 非常時優先業務 応急業務と継続の必要性の高い通常業務をあわせた業務。災害発生時に、区として <b>継続</b> して継続して取り組むべき業務全体  (非常時優先業務(概念図)) 	(2) 応急業務 応急対策業務に、 <b>災害復旧・復興業務及び発災後の他の新規発生業務のうち早期実施の優先度が高いもの</b> を加えた業務 (3) 非常時優先業務 応急業務と継続の必要性の高い通常業務をあわせた業務。 <b>大規模災害発生時であっても、区として優先して</b> 取り組むべき業務全体  (非常時優先業務(概念図))  <small>内閣府(防災担当)「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」(令和5年5月)より抜粋</small>
// 4 事業継続の基本方針 (p85)	(1) 区は、 <b>危機発生時</b> においては、区民の生命、生活及び財産を守り、被害を最小限にとどめることが第一の責務であることから、災害時の <b>応急対策業務</b> を中心とした、非常時優先業務を最優先に実施する。 (3) <b>危機発生時</b> においては、非常時優先業務の実施に必要な人員や資機材を確保するため、非常時優先業務以外の通常業務については、積極的に休止・抑制することとする。その後、非常時優先業務に影響を与えない範囲で、順次通常業務の再開を目指す。	(1) 区は、 <b>大規模災害発生時</b> においては、区民の生命、生活及び財産を守り、被害を最小限にとどめることが第一の責務であることから、災害時の <b>応急対策業務</b> を中心とした、非常時優先業務を最優先に実施する。 (3) <b>大規模災害発生時</b> においては、非常時優先業務の実施に必要な人員や資機材を確保するため、非常時優先業務以外の通常業務については、積極的に休止・抑制することとする。その後、非常時優先業務に影響を与えない範囲で、順次通常業務の再開を目指す。

	<p>(事業継続の概念 (イメージ図))</p>	<p>(業務継続の概念 (イメージ図))</p>
<p>// 5 計画の概要 (p85)</p>	<p>(3) 事業継続のための執行体制 (地震発生時の初動態勢、参集可能人数、職員の交代・応援など)</p>	<p>(3) 業務継続のための執行体制 (地震発生時の初動態勢、参集可能人数、職員の交代・応援など)</p>
<p>// 6 計画の見直し (p86)</p>	<p>(4) 事業継続のための執行環境の整備</p> <p>本計画を継続的に改善し事業継続力の向上を図るため、訓練や計画の検証作業を通じて課題を洗い出し、改善すべき部分を改善するため、次のとおり計画を点検し、見直す。 (中略)</p> <p>(事業継続計画の継続的改善 (イメージ図))</p>	<p>(4) 業務継続のための執行環境の整備</p> <p>本計画を継続的に改善し業務継続力の向上を図るため、訓練や計画の検証作業を通じて課題を洗い出し、改善すべき部分を改善するため、次のとおり計画を点検し、見直す。 (中略)</p> <p>(業務継続計画の継続的改善 (イメージ図))</p>

第1編 震災対策計画 第3部 震災応急対策計画 第1章 災害応急対策の活動態勢 (赤字：修正検討事項に基づく修正)

修正箇所	現行計画	修正案
<p>第2節 具体的な取組み 1 区民・事業所の自主防災活動 (P92)</p>	<p>(1) 区民等の役割 (略)</p> <p>(2) 事業所の役割 (略)</p>	<p>1. 区民・マンション管理組合・事業者等の役割 (1) 区民等の役割 (略)</p> <p>(2) マンション管理組合・マンション自主防災組織等の役割 ① マンション管理組合等の防災活動の目標 ア 火災、被害を出さない。 イ できるだけ在宅避難を維持する。 ウ 居住者が協力し、マンションや地域の防災活動に貢献する。 ② 防災・災害対策活動の内容 ア マンション居住者の安否確認を行う。 イ マンション共有の資器材を用いた救出活動支援を行う。 ウ 集会室等を利用した避難所運営を行う。 エ 建物被害調査と二次被害防止を行う。 オ ライフライン復旧状況の確認を行う。 カ 在宅避難継続のためのマンション居住者への支援を行う。 キ マンションの復旧に向けた調査、診断、居住者への説明、合意形成への支援、工事等の手配を行う。</p> <p>(3) 事業所の役割 (略)</p>
<p>// 3 区の初動期における応急活動態勢 (P93)</p>	<p>(1) 災害対策本部組織の設置 (略)</p> <p>④ 本部の設置 (略)</p> <p>ア 区防災行政無線システム (移動系、固定系)</p> <p>イ 都防災行政無線システム</p> <p>ウ 河川情報システム</p> <p>エ 気象情報システム</p> <p>オ 高所カメラシステム</p> <p>カ Em-net</p> <p>キ Jアラート</p> <p>ク 安否情報システム</p> <p>ケ 計測震度計</p> <p>コ Lアラート</p> <p>サ 文字情報一斉伝達システム</p>	<p>(1) 災害対策本部組織の設置 (略)</p> <p>④ 本部の設置 (略)</p> <p>ア 区防災行政無線システム (移動系、固定系)</p> <p>イ 都多重無線システム</p> <p>ウ 東京都災害情報システム (DIS)</p> <p>エ 河川情報システム</p> <p>オ 気象情報システム</p> <p>カ 高所カメラシステム</p> <p>キ Em-net</p> <p>ク Jアラート</p> <p>ケ 安否情報システム</p> <p>コ 計測震度計</p> <p>サ Lアラート</p> <p>シ 一斉情報配信システム</p>
<p>4 防災関係機関の活動態勢 (4) 東京消防庁 (消防署)</p>	<p>① 震災配備態勢 東京都23区、東京多摩東部及び東京多摩西部のいずれかに震度5弱の地震が発生した場合、または地震により火災または救助・救急事象が発生し、必要と認めた場合は、直ちに震災配備態勢を発令し、事前計画に基づき活動を開始する。</p>	<p>① 震災第一非常配備態勢 東京都23区、東京多摩東部及び東京多摩西部のいずれかに震度5強の地震が発生した場合、または地震により火災または救助・救急事象が発生し、必要と認めた場合、直ちに震災第一非常配備態勢を発令し、事前計画に基づき活動を開始する。</p>

<p>(P95~96)</p>	<p>② 震災非常配備態勢 東京都23区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに<b>震度5強</b>以上の地震が発生した場合、<del>または地震により火災または救助・救急事象が発生し必要と認められた場合は</del>、直ちに震災非常配備態勢を発令し、事前計画に基づき活動を開始する。</p> <p>③ 非常招集 震災配備態勢を発令した時は、発令時に勤務している人員及び所要の人員、震災非常配備態勢を発令したときは、全職員及び全消防団員は招集計画に基づき、直ちに所定の場所に参集する。</p>	<p>② 震災<b>第二</b>非常配備態勢 東京都23区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに<b>震度6弱</b>以上の地震が発生した場合は、直ちに震災<b>第二</b>非常配備態勢を発令し、事前計画に基づき活動を開始する。</p> <p>③ 非常招集 震災<b>第一</b>非常配備態勢を発令した時は、発令時に勤務している人員及び所要の人員、震災<b>第二</b>非常配備態勢を発令したときは、全職員及び全消防団員は招集計画に基づき、直ちに所定の場所に参集する。</p>						
<p>// (9) (株)ジェイコム東京中野局 (P97)</p>	<p>(9) (株)ジェイコム東京<b>中野局</b></p>	<p>(9) (株)ジェイコム東京<b>杉並・中野局</b></p>						
<p>// (10) 各交通機関 (P100~104))</p>	<p>⑤ 各交通機関の活動態勢 オ 東日本旅客鉄道(株) (中野駅、東中野駅) 本社防災規程(管理規程)、<b>東京支社</b>防災管理基準(規程)、及び駅防災内規に基づき、～</p> <p>キ 西武鉄道(株) (略)</p> <p>(エ) 西武鉄道(株)防災会議は前項の目的を達成するため、<b>次の業務を行うものとする。</b> a 災害要因の検討 b 予想される被害の推定 c 防災<b>各</b>対策の検討 (オ) 事業所毎に防災責任者を置く。 a 防災責任者は、各事業所長(駅管区長・所長・区長・支配人等)とし、各部毎に定める。 b 防災責任者は、所属部長の指示に従い次の業務を行う。 (a) 災害の被害推定と災害注意個所の決定 (b) 顧客等の避難誘導計画等の作成 (c) 従業員の非常招集<b>及び警備計画等</b>の作成 (d) その他防災に関し必要な事項 (カ) 災害発生のおそれがある場合、次の警備を行う。 a 第1種警備 広範囲に災害の発生が予想され、その最悪の事態に備える場合 b 第2種警備 第1種警備に準じる警備をいい、災害が軽微と予想される場合 c 第3種警備 前各号に至らないが、列車運転に影響を及ぼすおそれがある場合、または局地の警備を必要とする場合 (キ) <del>警備の発令及び解散は、西武鉄道(株)災害対策本部長が行う。</del>防災責任者は前項の警備内容に応じた所属員の非常招集計画をあらかじめ定め、所属員に周知徹底させておかなければならない。 (ク) (略)</p> <p>(ケ) 災害により、会社の事業全般に重大な被害がおよぶと判断したとき、及び東海地震の地震防災対策強化地域に関わる警戒宣言が発令されたときは、災害対策会議議長(<del>西武鉄道(株)防災会議議長</del>)は、災害対策本部を設置する。<b>※災害発生時には原則として災害対策会議を開催する。</b> (コ) (略)</p> <p>(サ) 有線電話による連絡が困難な場合には、保守無線および携帯電話等を活用する。この場合、保守無線は<b>一次の個所に基地局と陸上移動局を設置する。</b> a 基地局：運転司令・電気司令・各電気所・白糸台電気係員室 b 陸上移動局：各電気所(必要な個所に仮設する。) (シ) 防災責任者は、災害発生時または災害が発生するおそれがある場合には警備・作業要員用として食料を調達する。また、調達が困難な場合には、災害対策本部長に対して食料の配給を要請することができる。 (略)</p>	<p>⑤ 各交通機関の活動態勢 オ 東日本旅客鉄道(株) (中野駅、東中野駅) 本社防災規程(管理規程)、<b>首都圏本部</b>防災管理基準(規程)、及び駅防災内規に基づき、～</p> <p>キ 西武鉄道(株) (略)</p> <p>(エ) 西武鉄道(株)防災会議は前項の目的を達成するため、<b>下記の内容について協議する。</b> a 災害要因の検討 b 予想される被害の推定 c 防災対策の検討 (オ) 事業所毎に防災責任者を置く。 a 防災責任者は、各事業所長(駅管区長・所長・区長・支配人等)とし、各部毎に定める。 b 防災責任者は、所属部長の指示に従い次の業務を行う<b>ことを基本とする。</b> (a) 災害の被害推定と災害注意個所の決定 (b) 顧客等の避難誘導計画の作成 (c) 従業員の非常招集<b>計画等</b>の作成 (d) その他防災に関し必要な事項 (カ) 災害発生のおそれがある場合、次の警備を行う。 a 第1種警備 広範囲に災害の発生が予想され、その最悪の事態に備える場合 b 第2種警備 第1種警備に準じる警備をいい、災害が軽微と予想される場合 c 第3種警備 前各号に至らないが、列車運転に影響を及ぼすおそれがある場合、または局地の警備を必要とする場合 (キ) 防災責任者は前項の警備内容に応じた所属員の非常招集計画をあらかじめ定め、所属員に周知徹底させておかなければならない。 (ク) (略)</p> <p>(ケ) 災害により、会社の事業全般に重大な被害がおよぶと判断したとき、及び東海地震の地震防災対策強化地域に関わる警戒宣言が発令されたときは、災害対策会議議長は、災害対策本部を設置する。 (コ) (略)</p> <p>(サ) 有線電話による連絡が困難な場合には、保守無線および携帯電話等を活用する。この場合、保守無線は次の個所に<b>整備されている。</b> a 基地局：運転司令・電気司令・<del>白糸</del>保谷電気所・各電気区・<del>支所</del>白糸台電気係員室 b 陸上移動局：保谷電気所・各電気支所区(仮設アンテナは必要な個所に仮設する。) (シ) 防災責任者は、災害発生時または災害が発生するおそれがある場合には警備・作業要員用として食料を調達する。また、調達が困難な場合には、災害対策本部長等に対して食料の配給を要請することができる。 (略)</p>						
<p>// 5 複合災害対策の対応 (P104~105)</p>		<p>(1) 被害想定で想定する主な複合災害 大規模風水害や火山噴火、感染拡大などの複合災害発生時に起きうる事象を念頭に置きながら、新たな被害想定においても、予防、応急・復旧対策を実施する必要がある。 <b>【複合災害発生時に起きうる事象】</b></p> <table border="1" data-bbox="1218 2300 1942 2715"> <tr> <td>風水害</td> <td>・地震動や液状化により護岸施設が損壊した箇所から浸水被害が拡大 ・梅雨期や台風シーズンなど、降水量が多い時期に地震が発生した場合、避難所等を含む生活空間に浸水被害が発生</td> </tr> <tr> <td>火山噴火</td> <td>・数cmの降灰でも交通支障が発生し、救出救助活動や物資、燃料の運搬、がれきの撤去などの応急対策や復旧作業が困難化 ・火山灰が除去される前に地震が発生すると、降灰荷重により建物被害が激甚化</td> </tr> <tr> <td>感染拡大</td> <td>・多くの住民が避難する中で、感染症や食中毒が発生した場合、避難者間で集団感染が発生 ・救出救助活動や避難者の受け入れ等において感染防止対策が必要となり、活動に時間がかかる可能性</td> </tr> </table> <p>(2) 複合災害に備え留意すべき事項 ① 共通事項</p>	風水害	・地震動や液状化により護岸施設が損壊した箇所から浸水被害が拡大 ・梅雨期や台風シーズンなど、降水量が多い時期に地震が発生した場合、避難所等を含む生活空間に浸水被害が発生	火山噴火	・数cmの降灰でも交通支障が発生し、救出救助活動や物資、燃料の運搬、がれきの撤去などの応急対策や復旧作業が困難化 ・火山灰が除去される前に地震が発生すると、降灰荷重により建物被害が激甚化	感染拡大	・多くの住民が避難する中で、感染症や食中毒が発生した場合、避難者間で集団感染が発生 ・救出救助活動や避難者の受け入れ等において感染防止対策が必要となり、活動に時間がかかる可能性
風水害	・地震動や液状化により護岸施設が損壊した箇所から浸水被害が拡大 ・梅雨期や台風シーズンなど、降水量が多い時期に地震が発生した場合、避難所等を含む生活空間に浸水被害が発生							
火山噴火	・数cmの降灰でも交通支障が発生し、救出救助活動や物資、燃料の運搬、がれきの撤去などの応急対策や復旧作業が困難化 ・火山灰が除去される前に地震が発生すると、降灰荷重により建物被害が激甚化							
感染拡大	・多くの住民が避難する中で、感染症や食中毒が発生した場合、避難者間で集団感染が発生 ・救出救助活動や避難者の受け入れ等において感染防止対策が必要となり、活動に時間がかかる可能性							



	<p>(1) 区及び防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）の発生可能性を認識し、中野区地域防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。</p> <p>(2) 区及び防災関係機関は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画をあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。</p> <p>(3) 区及び防災関係機関は、様々な複合災害を想定した図上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実働訓練の実施に努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自分の命は自分で守る視点から、複合災害に対する普及啓発を図り、自助・共助の取組を促進</li> <li>○ 都市基盤施設の整備・耐震化など、防災・減災対策の加速化</li> <li>○ 様々なシナリオを想定した、BCPの策定、訓練の繰り返し実施・検証</li> <li>○ 避難先のさらなる確保、在宅避難・自主避難など分散避難の推進</li> <li>○ 夏季発災時における熱中症対策 等</li> <li>② 大規模自然災害+大規模自然災害 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 先発災害から後発災害へのシームレスな対処</li> <li>○ 後発災害のリスクや被害状況等を踏まえた被災者の移送等の検討</li> <li>○ 後発災害による被害の拡大に伴う避難の長期化を要因とした災害関連死抑止への対応 等</li> </ul> </li> <li>③ 感染症対策+大規模災害 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害ボランティアやエッセンシャルワーカーの行動制約下における体制の確保</li> <li>○ 避難所における感染拡大による災害関連死抑制への対応 等</li> </ul> </li> </ul> <p>(3) 複合災害対策の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 区及び防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）の発生可能性を認識し、中野区地域防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。</li> <li>② 区及び防災関係機関は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画をあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。</li> <li>③ 区及び防災関係機関は、様々な複合災害を想定した図上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実働訓練の実施に努めるものとする。</li> </ul>
<p>//</p> <p>6 相互の応援・協力による応急対応力の確保</p> <p>(3) 他自治体との相互協力・応援協定 (P107)</p>	<p>① 協定自治体 (略)</p> <p>ア 長野県中野市 イ 福島県田村市</p> <p>ウ 山梨県甲州市 エ 青森県青森市 オ 茨城県常陸太田市</p> <p>カ 群馬県みなかみ町 キ 青森県黒石市 ク 千葉県館山市</p> <p>ケ 福島県喜多方市</p>	<p>① 協定自治体 (略)</p> <p>ア 長野県中野市 イ 福島県田村市</p> <p>ウ 山梨県甲州市 エ 青森県青森市 オ 茨城県常陸太田市</p> <p>カ 群馬県みなかみ町 キ 青森県黒石市 ク 千葉県館山市</p> <p>ケ 福島県喜多方市 コ 山形県山形市</p>
<p>//</p> <p>(5) ボランティア等との連携・協働 (P109~110)</p>	<p>① 中野区災害ボランティアセンターの開設・運営</p> <p>～</p> <p>区は、ボランティア本部に対し、災害関連情報の提供をはじめ、活動拠点となる区立施設の提供など必要な支援を行う。なお、活動拠点については、主に中野四季の森公園（中野区中野2-14-1）とし、その他状況に応じて、区立施設等を活動拠点とする。</p> <p>また、東京都は、東京都災害ボランティアセンターを設置し、～資器材・ボランティア等の区市町村間の需給調整等を行う。</p> <p>② 外国人に対する支援</p> <p>中野区国際交流協会は、区及びボランティア本部と協力し、外国人被災者に対する情報提供、語学ボランティアの募集、語学ボランティアの派遣に係る調整を行う。</p> <p>～</p> <p>③ その他多様なボランティア等の活動</p> <p>ア 被災者のニーズに自主的に対応するボランティアや、民間非営利団体（NPO）などの活動は、救援・救助活動及び復旧活動を迅速かつ確に実施していく上において重要な役割を担う。そこで、区及び防災関係機関は、ボランティア等が技能を活かし、活動しやすい環境の整備を図る。</p> <p>イ 区は、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について、中野区社会福祉協議会と連携しながら研修や訓練を通じて推進する。</p> <p>ウ 区は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めるなど、ボランティア活動の環境整備に努める。</p> <p>④ ボランティア活動内容</p> <p>表&lt;都生活文化局&gt;</p>	<p>① 中野区災害ボランティアセンターの開設・運営</p> <p>～</p> <p>区は、ボランティア本部に対し、災害関連情報の提供をはじめ、活動拠点となる区立施設の提供など必要な支援を行う。なお、活動拠点については、主に中野四季の森公園（中野区中野4-12、13）とし、その他状況に応じて、区立施設等を活動拠点とする。</p> <p>都から事務の委任を受け、共助のボランティア活動と区の実施する救助の調整事務について、ボランティア本部に委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができ、活用</p> <p>に努める。</p> <p>また、東京都は、東京都災害ボランティアセンターを設置し、～資器材・ボランティア等の区市町村間の需給調整等を行う。</p> <p>② 外国人に対する支援</p> <p>中野区国際交流協会は、区及びボランティア本部と協力し、また、都が設置する外国人災害時情報センターを活用し、外国人被災者に対する情報提供、語学ボランティアの募集、語学ボランティアの派遣に係る調整を行う。</p> <p>～</p> <p>③ その他多様なボランティア等の活動</p> <p>ア 被災者のニーズに自主的に対応するボランティアや、民間非営利団体（NPO）などの活動は、救援・救助活動及び復旧活動を迅速かつ確に実施していく上において重要な役割を担う。そこで、区及び防災関係機関は、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する情報を共有し、ボランティア等が技能を活かし、活動しやすい環境の整備を図る。</p> <p>イ 区は、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について、中野区社会福祉協議会と連携しながら研修や訓練を通じて推進する。</p> <p>ウ 区は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めるなど、ボランティア活動の環境整備に努める。</p> <p>④ ボランティア活動内容</p> <p>表&lt;都生活文化スポーツ局&gt;</p>
<p>//</p> <p>(6) 自衛隊の災害派遣要請 (P111)</p>	<p>① 派遣要請等（災害対策基本法第68条の2）</p> <p>イ 緊急時の連絡</p> <p>(ア) 部隊名</p> <p>陸上自衛隊第1普通科連隊本部第4中隊</p>	<p>① 派遣要請等（災害対策基本法第68条の2）</p> <p>イ 緊急時の連絡</p> <p>(ア) 部隊名</p> <p>陸上自衛隊第1普通科連隊本部第4中隊</p>
<p>//</p> <p>8 被災市区町村応援職員確保システムの活用 (P116)</p>	<p>8 被災市区町村応援職員確保システムの活用</p> <p>区は、訓練等を通じて、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。</p> <p>なお、区は、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合に、総務省に対し、災害マネジメント総括支援員の派遣を要請する。</p>	<p>8 応急対策職員派遣制度の活用</p> <p>区は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。</p> <p>なお、区は、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合に東京都を通じて、総務省に対し、災害マネジメント総括支援員等で編成される総括支援チームの派遣を要請する。</p>
<p>//</p> <p>10 災害救助法の適用時における応急活動の実施</p>	<p>(2) 災害救助法の適用基準等 (略)</p> <p>① 適用基準</p> <p>ア 中野区内の住家の滅失した世帯が150世帯以上であること。</p>	<p>(2) 災害救助法の適用基準等 (略)</p> <p>① 適用基準</p> <p>ア 災害が発生した段階の適用</p>

(P118~120)	イ (略) ウ (略) エ 多数の者が生命、又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当すること。	(ア) 中野区内の住家の滅失した世帯が 150 世帯以上であること。 (イ) (略) (ウ) (略) (エ) 多数の者が生命、又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当すること。 イ 災害が発生するおそれ段階の適用 災害が発生するおそれがある場合において、国に災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置され、都が当該本部の所管区域として告示されたときに、都の区域内において災害により被害を受けるおそれがある場合、災害救助法を適用する。
	③ 被害の認定 (略) ウ 住家の被害 (略) (イ) (略) このうち、大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の 50%以上 70%未満、又はその住家の損害割合が 40%以上 50%未満のものを大規模半壊という。 (略)	③ 被害の認定 (略) ウ 住家の被害 (略) (イ) (略) このうち、大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の 50%以上 70%未満、又はその住家の損害割合が 40%以上 50%未満のものを大規模半壊とし、損壊部分とその住家の延床面積の 30%以上 50%未満、またはその住家の損害割合が 30%以上 40%未満のものを中規模半壊とする。 (略)

第 1 編 震災対策計画 第 3 部 震災応急対策計画 第 2 章 情報収集・伝達 (赤字：修正検討事項に基づく修正)

修正箇所	現行計画	修正案
第 1 節 基本方針 2 対応方針 (P124)	表< (株)ジェイコム東京 中野局>	表< (株)ジェイコム東京 杉並・中野局>
第 2 節 具体的な取組み 1 情報連絡体制の構築 (P125)	(2) 緊急一斉情報伝達・収集システム 災害発生直後の～(略)～安否・所在・活動の可否・周辺状況等の情報収集ができるよう緊急一斉情報伝達・収集システムを平成 17 年 7 月から運用している。	(2) 安否確認メール・職員参集メール配信システム 災害発生直後の～(略)～安否・所在・活動の可否・周辺状況等の情報収集ができるよう安否確認メール・職員参集メール配信システムを平成 17 年 7 月から運用している。
// 2 無線を基幹とした情報連絡体制の整備 (P125~126)	中野区防災行政無線(固定系無線、移動系無線)や高所カメラシステム、 <del>公衆無線 LAN</del> 、携帯電話(災害時優先電話)及び衛星携帯電話の運用による無線を基幹とした情報連絡体制を整備していく。 (略) <del>(4) 公衆無線 LAN(避難所)</del> 災害時に避難所において、情報収集を目的とした携帯電話の使用が多数見込まれる。通常の公衆無線 LAN では、容量不足が予想されるので、避難所生活が長期化する際には、Wi-Fi を設置し運用する。	中野区防災行政無線(固定系無線、移動系無線)や高所カメラシステム、携帯電話(災害時優先電話)及び衛星携帯電話の運用による無線を基幹とした情報連絡体制を整備していく。 (略)
// 3 区民等への情報提供 (P127)	(3) (株)ジェイコム東京中野局と連携した防災情報の放送	(3) (株)ジェイコム東京杉並・中野局と連携した防災情報の放送
// 4 都との情報連絡 (P131)	(1) 都多重無線システム (略) (2) 東京都災害情報システム(D I S) (略)	(1) 都多重無線システム (略) (2) 東京都災害情報システム(D I S) (略) (3) 安否不明者情報の提供 区は、人命救助活動の円滑化を図るため、都へ安否不明者の氏名情報等の情報提供を行う。

第 1 編 震災対策計画 第 3 部 震災応急対策計画 第 3 章 消火・救出・救助 (赤字：修正検討事項に基づく修正)

修正箇所	現行計画	修正案
第 2 節 具体的な取組み 2 消防署の活動等 (1) 活動方針 (P131)	③ 情報収集等 ア 署隊本部は、所定の計画に基づき地震被害予測システム、119 番通報、高所見張情報、情報活動隊による情報、参集職(団)員による地震被害情報を活用し、積極的な災害情報収集を行う。 イ 震災消防対策システムを活用し、円滑な情報伝達、管理を行う。 ウ ~	③ 情報収集等 ア 署隊本部は、所定の計画に基づき地震被害予測システム、119 番通報、高所見張情報、情報活動隊及び参集職(団)員情報による早期災害情報システム等を活用し、積極的な災害情報収集を行う。 イ 震災消防活動支援システム、延焼シミュレーションシステム等の震災消防対策システムの効果的な運用を図る。 ウ ~略~。
(P131~134)	(新規)	(8) 消防活動体制 ① 平時の消防力を地震時においても最大限に活用するため、過去の主な震災における地震被害状況、活動状況を踏まえた各種の計画等を策定し、有事即応体制を強化する。 ② 救急救護活動を効果的に実施するため、救急救命士等救急隊員を養成するとともに、職員の教育訓練をさらに充実する。 ③ 東京民間救急コールセンター登録事業者連絡協議会と連携し、多数傷病者の搬送補完体制の確立を図る。 ④ 緊急消防援助隊など全国からの応援部隊の受入れや平常時の消防隊の訓練などが可能な総合的な防災拠点を活用し、災害対応力の強化を図る。 ⑤ 区本部に参画し、消火的見地から情報提供や助言等を行う。 ⑥ 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区への通報。 ⑦ 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合における避難の指示等及びその後の区への通報 ⑧ 避難指示等が発令された場合は、災害の規模、道路橋梁の状況、被災状況、火災拡大の経路及び消防部隊の運用等を勘案し、必要な情報を区、関係機関に通報する。 ⑨ 避難指示等が発令された場合は、災害状況及び消防力の余力に応じ、広報車の活用等により避難指示等の伝達をする。
// (4) 救急活動 (P132)		(5) 救急活動 ~ ⑦ 傷病者の速やかな搬送及び都民への情報提供を的確に行うため、「広域災害・救急医療情報システム(E M I S)」を活用し、医療情報収集体制の強化を図る。 ⑧ 多言語音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」を活用し、外国人への救急対

// (6) 消防団の活動内容 (P133)	⑥ 避難場所の防護等 避難指示等が出された場合は、これを区民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら、避難者の安全確保と避難場所の防護活動を行う。	応の充実強化を図る。 ⑥ 避難場所の防護等 避難のための指示が出された場合は、が出された場合は、これを区民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら、避難者の安全確保と避難場所の防護活動を行う。
// 5 火災等の防止 (2) 地域の初期消火等に 必要な備品等の配備 (P136)	③ 消火用スタンドパイプの配備 区では震災時など消防隊の即時対応が困難な場合を想定して、災害危険度が高い地域など、地域特性を踏まえ、初期消火を行う一般住民が簡易に操作できる消火用スタンドパイプ 276基を配備している。 (略)	③ 消火用スタンドパイプの配備 区では震災時など消防隊の即時対応が困難な場合を想定して、災害危険度が高い地域など、地域特性を踏まえ、初期消火を行う一般住民が簡易に操作できる消火用スタンドパイプを配備している。 (略)
// 7 火災の拡大防止 (3) 消防水利の整備 (P140)	震災時の同時多発火災及び大規模市街地火災に対応するため、～有効活用できるように施策を進めていく。 ～	震災時の同時多発火災及び市街地火災に対応するため、～有効活用できるように施策を進めていく。 ～
// 8 危険物保管施設等の 安全対策 (新設) (P143)	(6) 危険物等の輸送の安全化 (略) (7) 高層建築物・地下街等の安全化対策 (略)	(6) 石綿含有建築物等の応急措置 ① 住民、作業員、ボランティア等に対し、石綿ばく露防止について注意喚起を行う。 ② 都の協定締結団体と連携して、倒壊建築物等の石綿露出状況調査及び環境モニタリングを実施する。 ③ 建築物所有者等が実施する応急措置の支援を行い、必要に応じて応急措置を実施する。 (7) 危険物等の輸送の安全化 (略) (8) 高層建築物・地下街等の安全化対策 (略)

第1編 震災対策計画 第3部 震災応急対策計画 第4章 避難者等対応 (赤字：修正検討事項に基づく修正)

修正箇所	現行計画	修正案
第1節 基本方針 1 避難者等対応概要 (P145)	<表：要配慮者支援> ○非常災害時救援希望者等同行避難（区・地域防災会等）  <表：帰宅困難者対応> (株)ジェイコム東京 中野局	<表：要配慮者支援> ○避難行動要支援者同行避難（区・地域防災会等）  <表：帰宅困難者対応> (株)ジェイコム東京 杉並・中野局
第2節 具体的な取組み <<避難>> 1 避難指示等 (P149)	(2) 避難指示等の発令 ① 区長は警察署長、消防署長と協議し、正確な情報の収集に努め、地域及び避難先を定めて避難指示をする。この場合、区長は知事に報告するものとする。 (略)  (3) 避難指示等の伝達 防災行政無線、デジタルサイネージ、ホームページ、アプリ、SNS、通信機器（緊急速報「エリアメール」、ソーシャルメディア等）、地域メディア（(株)ジェイコム東京中野局）、警察署、消防署等の各関係機関を含めた広報車等による伝達、また、災害の状況によっては、自転車、徒歩等により迅速に地域住民に周知する。	(2) 避難指示等の発令 ① 区長は警察署長、消防署長と協議し、正確な情報の収集に努め、対象地域、対象者及び避難先を定めて避難指示をする。この場合、区長は知事に報告するものとする。 (略) ④ 区長は、避難指示等に当たって助言が必要な場合は、国（指定行政機関の長・指定地方行政機関の長）又は都知事に対して助言を求める。 ⑤ 人の生命身体を保護するため必要があると認めるとき、区長は警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限若しくは禁止し、又は退去を命ずる。  (3) 避難指示等の伝達 防災行政無線、デジタルサイネージ、ホームページ、アプリ、SNS、通信機器（緊急速報「エリアメール」、ソーシャルメディア等）、地域メディア（(株)ジェイコム東京杉並・中野局）、警察署、消防署等の各関係機関を含めた広報車等による伝達、また、災害の状況によっては、自転車、徒歩等により迅速に地域住民に周知する。
// 4 避難所 (P152～155)	(2) 避難所の開設時期及び期間 ① 開設 (略) なお、区は避難所を開設した場合には、速やかに消防・警察等の関係機関に連絡する。 (略)  (4) 避難所の指定 ① 基本方針 (略) ウ 区は、広域避難場所と避難所の役割が違うことについて、日頃から区民等への周知徹底に努める。 (略) ③ 指定避難所 区立小学校 20か所、区立中学校 8か所、区立学校跡施設 5か所、国・都・私立学校 7か所、すこやか福祉センター 2か所、区立体育館 1か所、計 43か所（令和3年6月1日現在）  (5) 避難所設備、備蓄物資の配備等 (略)	(2) 避難所の開設時期及び期間 ① 開設 (略) なお、区は避難所を開設した場合には、速やかに消防・警察等の関係機関に連絡するとともに、東京都災害情報システム（DIS）への入力等により、都に報告する。 (略)  (4) 避難所の指定 ① 基本方針 (略) ウ 区は、ハザードマップの配布などにより、広域避難場所や避難路等の周知に努める。また、広域避難場所と避難所の役割が違うこと、二次避難所は受入対象が特定されていることなどについて、日頃から区民等への周知徹底に努める。 (略) ③ 指定避難所 区立小学校 21か所、区立中学校 9か所、区立学校跡施設 3か所、国・都・私立学校 7か所、すこやか福祉センター 2か所、区立体育館 1か所、計 43か所（令和5年12月1日現在）  (5) 避難所設備、備蓄物資の配備等 (略) ③ 避難所内で使用する毛布等については、燃えにくい素材のものを使用するなど、適切な防火対策に努める。
// 4 避難所 (P154～155)	(6) 避難所の管理運営体制等 (略) ② 避難所運営管理マニュアルの作成や訓練等にあたっては、避難者の刻々と変化するニーズに寄り添うためにも、ボランティアや職能団体等、専門性を有した外部支援者等の協力を得ながら、避難者によって自主的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。 (略) ④ 新型コロナウイルス感染症対策として、基本的な感染症予防の徹底や密集・密接・密閉の回避等、感染症対策に万全を期した避難所運営が求められており、避難スペースやソーシャルディスタンスの確保、指手消毒やマスクの着用の徹底、検温・問診票によるスクリーニングなどの感染症対策に万全を期すよう努める。 (略)	(6) 避難所の管理運営体制等 (略) ② 避難所運営管理マニュアルの作成や訓練等にあたっては、避難者の刻々と変化するニーズに寄り添うためにも、ボランティアや職能団体等、専門性を有した外部支援者等の協力を得ながら実施する。また、専門家等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。 (略) ④ 避難所において感染症の発生、拡大がみられる場合は、感染症対策に万全を期した避難所運営に努め、避難スペースやソーシャルディスタンスの確保、指手消毒やマスクの着用の徹底、検温・問診票によるスクリーニングなどの措置を実施する。 (略)

	<p>(7) 避難所運営における配慮 (略)</p> <p>① 要配慮者 移動のしやすさやトイレとの距離への配慮、障害の種類・男女別等の対応スペースの確保、冷暖房器具の配備、食料・おむつ等生活備蓄の確保、情報伝達に当たっての放送と掲示の併用、日本語が堪能ではない外国人への配慮、支援が必要な旨の掲示、妊婦への配慮等</p> <p>② 女性の避難者 男女別の更衣スペース、性別に配慮したトイレや洗濯物干し場の配置、授乳スペースの確保、女性への暴力防止等 (略)</p>	<p>(7) 避難所運営における配慮 (略)</p> <p>① 要配慮者 移動のしやすさやトイレとの距離への配慮、障害の種類・男女別等の対応スペースの確保、<b>障害者への的確・円滑な情報提供への配慮</b>、冷暖房器具の配備、食料・おむつ等生活備蓄の確保、情報伝達に当たっての放送と掲示の併用、日本語が堪能ではない外国人への配慮、支援が必要な旨の掲示、妊婦への配慮等</p> <p>② 女性・<b>子供</b>の避難者 男女別の更衣スペース、性別に配慮したトイレ・<b>更衣室・入浴施設</b>や洗濯物干し場の配置、授乳スペースの確保、<b>照明増設・注意喚起のためのポスターの掲載</b>など女性・<b>子供</b>への暴力防止等 (略)</p> <p>⑦ <b>消防署は、区の地域防災計画に指定されていない避難所の防火安全対策を策定し、区等の避難所運営等を支援する。</b></p>
<p>// 「要配慮者支援」 1 要配慮者への支援 (P162)</p>	<p>(1) 避難所等における支援 (略)</p> <p>(2) <b>外国人に対する支援</b> (略)</p>	<p>(1) 避難所等における支援 (略)</p> <p>(2) <b>障害者に対する支援</b> 区は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得できるよう、また、障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるよう、多様な手段による情報伝達・緊急通報等の体制・仕組みの整備に努める。</p> <p>(3) 外国人に対する支援 (略)</p>
<p>// 2 避難行動要支援者への支援 (P163～165)</p>	<p>(1) 避難行動要支援者の把握 (略)</p> <p>① 避難行動要支援者の範囲 (略)</p> <p>② <del>名簿に記載する事項</del> <del>ア 氏名</del> <del>イ 生年月日</del> <del>ウ 性別</del> <del>エ 住所又は居所</del> <del>オ 電話番号その他の連絡先</del> <del>カ 避難支援等を必要とする事由</del> <del>キ その他避難支援等の実施に必要となる事項(必要な支援の内容、支援者の情報等)</del></p> <p>③ 名簿の配備及び更新 名簿は、区役所防災センター(災害対策本部)及び区民活動センター15か所(地域本部)に<b>紙媒体</b>で配備する。 名簿は、<del>概ね年2回の</del><b>一斉更新(紙媒体)を行うほか</b>、住民基本台帳情報をはじめ、要介護や障害にかかる認定の際や日常的な福祉サービスの利用時、各種の訪問時など平常時に避難行動要支援者の要件等の実態把握に努め、要支援者情報台帳システム上で、適宜、更新する。 <del>なお、非常災害時救援希望者登録制度に基づく非常災害時救援希望者登録名簿は、見守り対象者名簿及び災害時避難行動要支援者名簿と平成30年に名簿の統合を図っている。</del></p> <p>④ 名簿の管理 (略)</p>	<p>(1) 避難行動要支援者の把握 (略)</p> <p>① 避難行動要支援者の範囲 (略)</p> <p>② 名簿の配備及び更新 名簿は、区役所防災センター(災害対策本部)及び区民活動センター15か所(地域本部)に配備する。 名簿は、住民基本台帳情報をはじめ、要介護や障害にかかる認定の際や日常的な福祉サービスの利用時、各種の訪問時など平常時に避難行動要支援者の要件等の実態把握に努め、要支援者情報台帳システム上で、適宜、更新する。</p> <p>③ 名簿の管理 (略)</p>

(2) 名簿の活用

名簿は、災害対策基本法に基づき、災害時に、避難支援等関係者のうち地域防災会、町会・自治会、民生・児童委員、警察、消防等に提供できるものとする。

なお、避難行動要支援者の同意が得られた場合は、平常時においても、名簿を地域防災会、町会・自治会、民生・児童委員、警察、消防等へ提供できるものとする。

(3) 個別避難支援計画の作成

区は、名簿に基づく実態把握を兼ねた訪問調査や日常的な業務等（外部委託を含む）を通じて、避難行動要支援者一人ひとりの個別避難支援計画の作成を進めるものとする。

① 個別避難支援計画に記載する事項

避難行動要支援者名簿に記載する事項に加え、支援者の氏名・住所・連絡先、支援内容、その他緊急連絡先を記載する。

② 支援者

原則として、支援者は、親族をはじめ、避難行動要支援者の近隣に居住等する者のなかから避難行動要支援者が依頼、選定することとする。

③ 支援者の役割

支援者は、原則として、震度5強以上の地震が発生したとき、または、高齢者避難等が発令されたときは、自身及び家族等の安全確保ないし安否確認及び居宅や周囲の安全確認をした後、可能な範囲で速やかに、担当する避難行動要支援者の安否確認を行う。

安否確認の結果、必要な場合は、個別避難支援計画にしたがい、指定の避難所等への避難支援を開始する。なお、怪我や家屋倒壊等の緊急事態及び避難に人手を要する等の場合は、周囲の協力を求め複数で支援にあたるものとする。

支援者による支援は、善意に基づく任意の活動とし、必ず支援を行わなければならない義務は生じないものとし、避難行動要支援者においてもこの点を理解したうえで支援者を依頼、選定することとする。

④ 支援者のいない避難行動要支援者の対応

支援者がいない場合、支援者が支援活動を行えない場合、支援者の支援活動の状況が不明な場合等は、下記の避難支援等関係者が支援を行うこととする。

- ア 区
- イ 消防
- ウ 警察
- エ 社会福祉協議会
- オ 地域防災会
- カ 町会・自治会
- キ 民生・児童委員
- ク 介護等サービス事業者、福祉団体
- ケ その他区長が認める者

■参照（別冊資料）

資料第12「中野区地域防災計画と各行動計画等の関係」（「個別避難支援計画」）

(2) 個別避難計画の作成

区は、名簿に基づく実態把握を兼ねた訪問調査や日常的な業務等（外部委託を含む）を通じて、避難行動要支援者一人ひとりの個別避難計画の作成を進めるものとする。

① 個別避難計画に記載する事項

避難行動要支援者名簿に記載する事項に加え、必要な支援者情報を記載する。

② 支援者

原則として、支援者は、親族をはじめ、避難行動要支援者の近隣に居住等する者のなかから避難行動要支援者が依頼、選定することとする。

③ 支援者の役割

支援者は、原則として、震度5強以上の地震が発生したとき、または、高齢者避難等が発令されたときは、自身及び家族等の安全確保ないし安否確認及び居宅や周囲の安全確認をした後、可能な範囲で速やかに、担当する避難行動要支援者の安否確認を行う。

安否確認の結果、必要な場合は、個別避難計画にしたがい、指定の避難所等への避難支援を開始する。なお、怪我や家屋倒壊等の緊急事態及び避難に人手を要する等の場合は、周囲の協力を求め複数で支援にあたるものとする。

支援者による支援は、善意に基づく任意の活動とし、必ず支援を行わなければならない義務は生じないものとし、避難行動要支援者においてもこの点を理解したうえで支援者を依頼、選定することとする。

④ 支援者のいない避難行動要支援者の対応

支援者がいない場合、支援者が支援活動を行えない場合、支援者の支援活動の状況が不明な場合等は、下記の避難支援等関係者が支援を行うこととする。

- ア 区
- イ 消防
- ウ 警察
- エ 社会福祉協議会
- オ 地域防災会
- カ 町会・自治会
- キ 民生・児童委員
- ク 介護等サービス事業者、福祉団体
- ケ その他区長が認める者

④ 福祉避難所との連携

福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

■参照（別冊資料）

資料第12「中野区地域防災計画と各行動計画等の関係」（「個別避難計画」）

(3) 名簿・個別避難計画の活用等

名簿及び個別避難計画は、災害対策基本法に基づき、災害時に、避難支援等関係者のうち地域防災会、町会・自治会、民生・児童委員、警察、消防等に提供できるものとする。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう検討する。

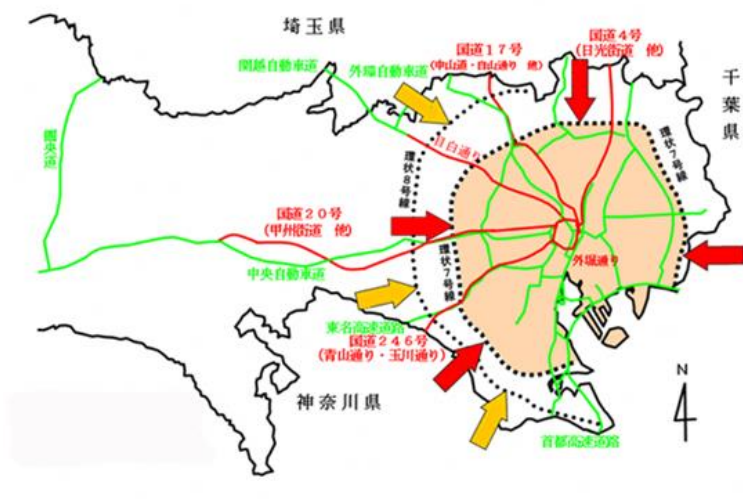
	<p>(4) 地域支えあい活動との連携 災害対策基本法に基づき作成した「避難行動要支援者名簿」を発災時の避難行動支援のための名簿と位置付けた。一方、中野区地域支えあい活動の推進に関する条例に基づき調整する「名簿」を平常時の支えあい活動のための名簿と位置付け、要配慮者に対する支援が、平常時から災害時へと円滑につながるようにした。</p> <p>(5) 避難支援部、避難支援班 避難所において、避難行動要支援者の安否確認や救出・救助などを行うため、各避難所組織の中に避難支援部、避難支援班を設置した。 また、避難支援部の構成員として、中野区民生・児童委員も加わっている</p> <p>(新規)</p>	<p>(4) 地域支えあい活動との連携 災害対策基本法に基づく「避難行動要支援者名簿」について、中野区地域支えあい活動の推進に関する条例に基づき調整する避難行動要支援者名簿と連動させ、要配慮者に対する支援を、平常時から災害時へと円滑につなげていく。</p> <p>(5) 避難支援部、避難支援班 避難所において、避難行動要支援者の安否確認や救出・救助などを行うため、各避難所組織の中に避難支援部、避難支援班を設置する。 また、避難支援部の構成員として、中野区民生・児童委員も加わっている</p> <p>(6) 福祉職員等の確保 区は、高齢者施設や障害者施設等と協定を締結し、災害時に、福祉避難所となる施設や災害対策業務に従事する福祉職員等の確保に取り組む。</p>
// 《帰宅困難者対応》 1 従業者の一斉帰宅抑制及び利用者の保護 (P165～166)	<p>(略)</p> <p>② 事業所等は、一時期に集中して帰宅が発生することのないよう、順次帰宅計画を作成する。</p>	<p>(略)</p> <p>② 事業所等は、一時期に集中して帰宅が発生することのないよう、日頃から従業員等の居住地、家族の事情などの把握に努め、帰宅者の順序をあらかじめ定めるなど、帰宅計画を作成する。</p> <p>③ 事業所等は、メール等による連絡や、帰宅時の班編成における連絡要員の指定など、従業員等が安全に帰宅したことを確認する方法を検討する。</p>
// 2 帰宅困難者一時滞在施設の確保 (P166～167)	<p>(2) 確保目標 職場や学校など所属する場所がなく屋外で滞留すると想定されている16,780人、及び遠方からの徒歩帰宅者で帰宅を断念した方等を支援の対象とする。なお、原則、1人あたりの面積を1㎡を目途に帰宅困難者一時滞在施設の確保を目指す。</p> <p>(4) 区内の帰宅困難者一時滞在施設 ① 区と協定を締結した施設 ア 帝京平成大学中野キャンパス (中野4-21-2) イ 明治大学中野キャンパス (中野4-21-1) ウ 早稲田大学中野国際コミュニティプラザ (中野4-22-3) エ なかのZERO (中野2-9-7) <del>オ 中野サンプラザ (中野4-1-1)</del> カ トヨタモビリティ東京(株)中野新井店 (新井2-47-2) キ トヨタモビリティ東京(株)中野坂上店 (中央2-49-1) ク トヨタモビリティ東京(株)東中野店 (東中野3-16-16)</p>	<p>(2) 確保目標 職場や学校など所属する場所がなく屋外で滞留すると想定されている方、及び遠方からの徒歩帰宅者で帰宅を断念した方等の帰宅困難者56,532人を支援の対象とする。なお、原則、1人あたりの面積を1㎡を目途に帰宅困難者一時滞在施設の確保を目指す。</p> <p>(4) 区内の帰宅困難者一時滞在施設 ① 区と協定を締結した施設 ア 帝京平成大学中野キャンパス (中野4-21-2) イ 明治大学中野キャンパス (中野4-21-1) ウ 早稲田大学中野国際コミュニティプラザ (中野4-22-3) エ なかのZERO (中野2-9-7) オ トヨタモビリティ東京(株)中野新井店 (新井2-47-2) カ トヨタモビリティ東京(株)中野坂上店 (中央2-49-1) キ トヨタモビリティ東京(株)東中野店 (東中野3-16-16) ク KOENJI Crossover (大和町1-67-8)</p>
// 6 正確な情報提供体制 (P170～171)	<p>(略)</p> <p>(1) 情報の収集 区は、周辺の被災状況を把握するとともに、公共交通機関と緊急時における情報収集方法について事前に協議をし、的確に必要な公共交通機関の運行状況を把握する。</p> <p>(2) 情報の提供 区は、(1)で把握した状況及び帰宅困難者一時滞在施設等の設置状況について区民等へ情報提供するとともに、各避難所、帰宅困難者一時滞在施設及び鉄道・バス事業者等へ情報提供を行い、利用者等への周知及び必要に応じた誘導等を依頼する。 情報の提供方法については、通常の通信手段に混乱が生じることを想定し、区ホームページ(モバイル版含む)に限らず、緊急速報メール(エリアメール)、ソーシャルメディア、(株)ジェイコム東京中野局による防災情報の放送等を活用する。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(1) 安全確保行動の発信 区は、発災直後から、区内の滞留者に対し報道機関やSNS等を活用するなどして迅速に安全確保のための行動を呼びかける。</p> <p>(2) 情報の収集 区は、周辺の被災状況を把握するとともに、公共交通機関と緊急時における情報収集方法について事前に協議をし、的確に必要な公共交通機関の運行状況を把握する。 収集した情報は、適宜DIS等で都と共有する。</p> <p>(3) 情報の提供 区は、(2)で把握した状況及び帰宅困難者一時滞在施設等の設置状況について区民や区内滞留者等へ情報提供するとともに、各避難所、帰宅困難者一時滞在施設及び鉄道・バス事業者等へ情報提供を行い、利用者等への周知及び必要に応じた誘導等を依頼する。 情報の提供方法については、通常の通信手段に混乱が生じることを想定し、区ホームページ(モバイル版含む)に限らず、緊急速報メール(エリアメール)、ソーシャルメディア、(株)ジェイコム東京杉並・中野局による防災情報の放送等を活用する。</p> <p>(略)</p>

第1編 震災対策計画 第3部 震災応急対策計画 第5章 輸送・交通ネットワーク等 (赤字：修正検討事項に基づく修正)

修正箇所	現行計画	修正案																																		
第2節 具体的な取組み 1 道路等障害物の除去 (P174)	<p>(1) 道路障害物除去路線 (略)</p> <p>② 区が指定する障害物除去路線 (16路線) (略)</p> <table border="1"> <tr> <td>上鷲東公園入口(交差点)～上鷲宮3-9付近</td> <td>白鷲2-3付近～武蔵台小学校前(交差点)</td> </tr> <tr> <td>白鷲1-9付近～若宮3-1付近</td> <td>大和町郵便局前(交差点)～鷲宮1-30付近</td> </tr> <tr> <td>野方警察署前(交差点)～野方陸橋野方南人道橋付近</td> <td>中野体育館北(交差点)～江古田4-20付近</td> </tr> <tr> <td>下徳田橋～江原町1-1付近</td> <td>新井3-10付近～上高田4-30付近</td> </tr> <tr> <td>中野五(交差点)～松が丘1-22</td> <td>青原寺駐在所前(交差点)～北原橋</td> </tr> <tr> <td>中野区役所前(交差点)～中野体育館北(交差点)</td> <td>鍋屋横丁(交差点)～中野6-32付近</td> </tr> <tr> <td>東中野1-5付近～上落合一(交差点)</td> <td>富士見橋～弥生町1-6付近</td> </tr> <tr> <td>東大付属前(交差点)～中野新橋入口(交差点)</td> <td>南台5-19付近～南台5-25付近</td> </tr> </table>	上鷲東公園入口(交差点)～上鷲宮3-9付近	白鷲2-3付近～武蔵台小学校前(交差点)	白鷲1-9付近～若宮3-1付近	大和町郵便局前(交差点)～鷲宮1-30付近	野方警察署前(交差点)～野方陸橋野方南人道橋付近	中野体育館北(交差点)～江古田4-20付近	下徳田橋～江原町1-1付近	新井3-10付近～上高田4-30付近	中野五(交差点)～松が丘1-22	青原寺駐在所前(交差点)～北原橋	中野区役所前(交差点)～中野体育館北(交差点)	鍋屋横丁(交差点)～中野6-32付近	東中野1-5付近～上落合一(交差点)	富士見橋～弥生町1-6付近	東大付属前(交差点)～中野新橋入口(交差点)	南台5-19付近～南台5-25付近	<p>(1) 道路障害物除去路線 (略)</p> <p>② 区が指定する障害物除去路線 (18路線) (略)</p> <table border="1"> <tr> <td>千川通り</td> <td>五中つつじ通り(一部)</td> </tr> <tr> <td>江原町1丁目～江古田3丁目</td> <td>哲学堂通り・薬師柳通り</td> </tr> <tr> <td>アカシア通り・とちの木通り</td> <td>桜が池通り・上高田中通り</td> </tr> <tr> <td>中杉通り(一部)</td> <td>けやき通り(一部)</td> </tr> <tr> <td>白鷲通り</td> <td>もみじ山通り</td> </tr> <tr> <td>平和公園通り</td> <td>東中野本通り</td> </tr> <tr> <td>大和町中央通り</td> <td>新橋通り</td> </tr> <tr> <td>若草通り</td> <td>本郷通り</td> </tr> <tr> <td>野方3丁目～新井2丁目通り</td> <td>南台5丁目25番地～南台5丁目19番地</td> </tr> </table>	千川通り	五中つつじ通り(一部)	江原町1丁目～江古田3丁目	哲学堂通り・薬師柳通り	アカシア通り・とちの木通り	桜が池通り・上高田中通り	中杉通り(一部)	けやき通り(一部)	白鷲通り	もみじ山通り	平和公園通り	東中野本通り	大和町中央通り	新橋通り	若草通り	本郷通り	野方3丁目～新井2丁目通り	南台5丁目25番地～南台5丁目19番地
上鷲東公園入口(交差点)～上鷲宮3-9付近	白鷲2-3付近～武蔵台小学校前(交差点)																																			
白鷲1-9付近～若宮3-1付近	大和町郵便局前(交差点)～鷲宮1-30付近																																			
野方警察署前(交差点)～野方陸橋野方南人道橋付近	中野体育館北(交差点)～江古田4-20付近																																			
下徳田橋～江原町1-1付近	新井3-10付近～上高田4-30付近																																			
中野五(交差点)～松が丘1-22	青原寺駐在所前(交差点)～北原橋																																			
中野区役所前(交差点)～中野体育館北(交差点)	鍋屋横丁(交差点)～中野6-32付近																																			
東中野1-5付近～上落合一(交差点)	富士見橋～弥生町1-6付近																																			
東大付属前(交差点)～中野新橋入口(交差点)	南台5-19付近～南台5-25付近																																			
千川通り	五中つつじ通り(一部)																																			
江原町1丁目～江古田3丁目	哲学堂通り・薬師柳通り																																			
アカシア通り・とちの木通り	桜が池通り・上高田中通り																																			
中杉通り(一部)	けやき通り(一部)																																			
白鷲通り	もみじ山通り																																			
平和公園通り	東中野本通り																																			
大和町中央通り	新橋通り																																			
若草通り	本郷通り																																			
野方3丁目～新井2丁目通り	南台5丁目25番地～南台5丁目19番地																																			

//  
2 道路の交通・警備  
(P177)

(2) 災害時における交通の禁止及び制限  
① 第一次交通規制（災害発生直後の交通規制）



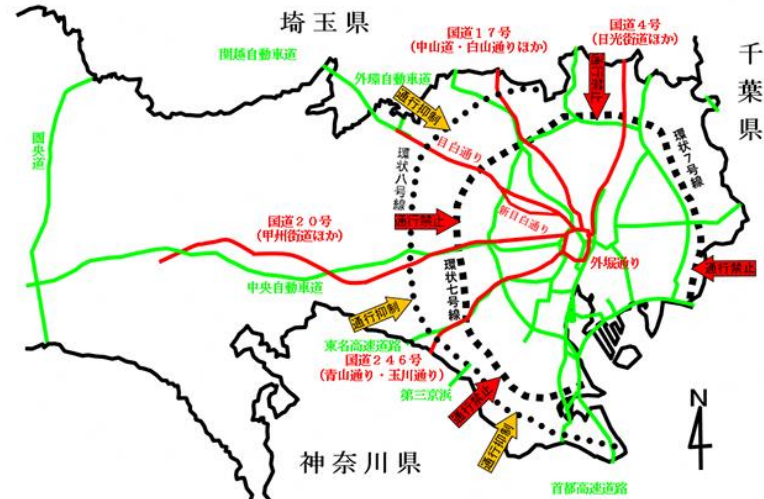
- ア 環状7号線内側の滞留車両の外側への流出を促すとともに、首都高速道路・高速自動車国道からの車両排出を容易にする。
- イ 環状7号線内側の道路を通行中の自動車（高速道路を下りた自動車を含む。）は、速やかに駐車場など道路外の場所への移動や、環状7号線の外側への移動を促す。
- ウ 環状7号線内側への流入禁止の実効性を高めるため、環状8号線で都心方向への青信号の時間を短縮し、流入を抑制する。
- エ 首都高速道路・高速自動車国道及び一般道路6路線の合計7路線を「緊急自動車専用路」として一般車両の通行を禁止する。

【緊急自動車専用路（7路線）】

首都高速道路・高速自動車国道	
国道4号（日光街道他）	国道17号（中山道、白山通り他）
国道20号（甲州街道他）	国道246号（青山・玉川通り）
目白通り	外堀通り

※自転車、路線バスは環状7号線から都心方向への車両流入禁止の対象車両から除外。ただし、「緊急自動車専用路」上は通行禁止

(2) 災害時における交通の禁止及び制限  
① 第一次交通規制（災害発生直後の交通規制）



- ア 環状七号線から都心方向へ流入する車両の通行を禁止する。
- イ 環状七号線内側への流入禁止の実効性を高めるため、環状八号線から都心方向へ流入する車両の通行を抑制する。
- ウ 緊急自動車専用路指定予定路線を緊急自動車専用路として指定し、緊急自動車等以外の車両の通行を禁止する（※）。

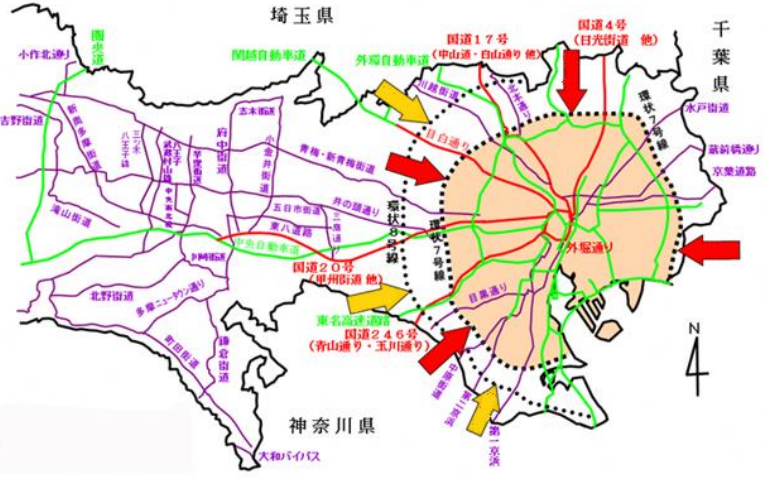
【緊急自動車専用路指定予定路線】

国道4号（日光街道他）	国道17号（中山道、白山通り他）
国道20号（甲州街道他）	国道246号（青山・玉川通り）
都道8号ほか（目白通り）	都道405号ほか（外堀通りほか）
都道8号（新目白通り）	
首都高速道路・東京高速道路株式会社線・自動車専用道路・高速自動車国道	

※自転車、路線バスは環状七号線から都心方向への車両流入禁止の対象車両から除外。ただし、「緊急自動車専用路」上は通行禁止

// (P178)

② 第二次交通規制  
 第一次交通規制の「緊急自動車専用路」を「緊急交通路」とし、下記路線についても被災状況に応じて緊急交通路に指定する。

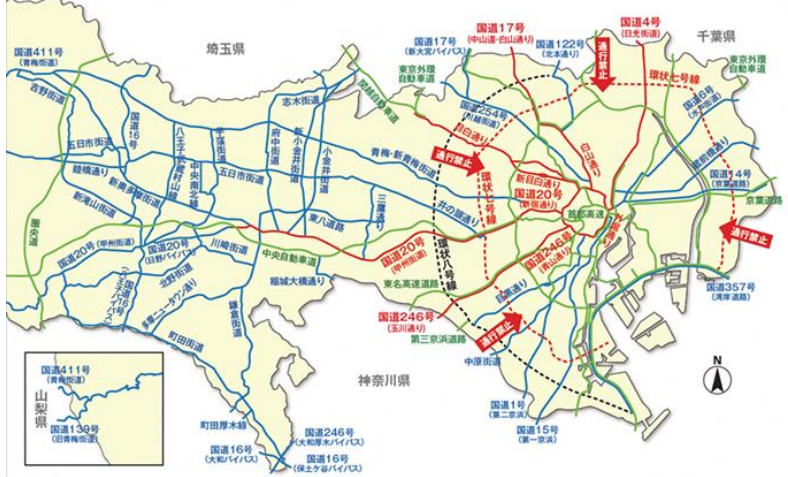


【その他の「緊急交通路」の指定】

第一京浜	第二京浜	京葉道路	目黒通り
青梅・新青梅街道	川越街道	北本通り	水戸街道
蔵前橋通り	中原街道	井の頭通り	三鷹通り
東八道路	小金井街道	志木街道	府中街道
芋窪街道	五日市街道	中央南北線	八王子武蔵村山線
三ツ木八王子線	新奥多摩街道	小作北通り	吉野街道
滝山海道	北野街道	川崎街道	大和バイパス
鎌倉街道	町田街道	多摩ニュータウン通り	

※自転車、路線バスは環状7号線から都心方向への車両流入禁止の対象車両から除外。ただし、「緊急交通路」上は通行禁止

② 第二次交通規制  
 第一次交通規制の「緊急自動車専用路指定予定路線」を「緊急交通路」とするほか、下記路線についても被災状況に応じて緊急交通路に指定する。



【その他の「緊急交通路」の指定】

国道1号 (永代通り)	国道6号 (水戸街道ほか)	国道14号 (京葉道路)	国道15号 (第一京浜ほか)
国道1号 (第二京浜ほか)			
国道17号 (新大宮バイパス)	国道122号 (北本通りほか)	国道254号 (川越街道ほか)	国道357号 (湾岸道路)
都道2号 (中原街道)	都道4号ほか (青梅街道ほか)	都道7号ほか (井の頭通りほか)	都道312号 (目黒通り)
		都道7号 (睦橋通り)	
都道315号ほか (蔵前橋通りほか)	国道16号 (東京環状ほか)	国道20号 (日野バイパスほか)	国道139号 (旧青梅街道)
	国道16号 (東京環状)		
	国道16号 (大和バイパスほか)		
国道246号 (大和厚木バイパス)	都道9号 (稲城大橋通りほか)	都道14号 (東八道路)	都道15号ほか (小金井街道)
都道17号ほか (府中街道ほか)	都道18号ほか (鎌倉街道ほか)	都道20号ほか (川崎街道)	都道29号ほか (新奥多摩街道ほか)
都道43号ほか (芋窪街道ほか)	都道47号ほか (町田街道)	都道51号 (町田厚木線)	都道59号 (八王子武蔵村山線)
都道121号 (三鷹通り)	都道153号ほか (中央南北線ほか)	都道158号 (多摩ニュータウン通り)	都道169号ほか (新滝山街道ほか)
都道173号 (北野街道)	都道248号ほか (新小金井街道)	都道256号 (甲州街道)	

※自転車、路線バスは環状7号線から都心方向への車両流入禁止の対象車両から除外。ただし、「緊急交通路」上は通行禁止

// (P179)

⑤ 緊急通行車両の確認 (略)  
 イ 緊急通行車両等の事前届出  
 事前届出は、～(略)～ 緊急通行車両等事前届出済証を交付する。

⑤ 緊急通行車両の確認 (略)  
 イ 緊急通行車両等の事前届出  
 事前届出は、～(略)～ 緊急通行車両等事前届出済証を交付する。  
 なお、災害対策基本法施行令・同規則の改正(令和5年5月改正)による新制度については、適宜対応していく。

// 3 各交通機関の応急活動  
 (3) 京王バス(株)中野営業所 (P183)

① 一般乗合旅客自動車異常事態の処理の概要  
 運行管理者は異常事態等の状況に応じ、下記の処置をとる。  
 ア 広域避難場所または危険箇所等への係員の派遣  
 イ 救出応援の処置  
 ② 発災時の応急対策  
 乗務員は、異常事態により運行に危険を感じた場合は直ちに運行を中止し、電話その他の方法で運行の継続の可否、安全待避等について運行管理者、または現場の警察官、消防官、区の担当職員等の指示を受ける。  
 ③ 乗務員の対応  
 乗務員は、事故が発生した場合は、沈着冷静に対処し、旅客と公衆の救出、安全保護を第一に、事故の損害を最小限に止めるよう努力する。  
 ④ 異常事態発生時の対応  
 異常事態時における災害予防として、次の場合バスの運転を中止する。  
 ア 激しい地震があったとき(震度6以上)  
 イ その他運行経路において火災、出水、土砂崩れ、陥没等があったとき

① 大規模災害など非常事態の影響があった場合は、何よりもお客様の安全確保を最優先とし、救出救助に努める。  
 ② バスの運行を中止した場合、公共交通の使命に鑑み、ライフライン確保のための路線優先順位に基づいた旅客輸送の実施を最優先し、直ちに運行再開に関する業務を重要業務として復旧に努めるものとする。但し、常に輸送の安全性を確保しながら実施することを大前提とする。  
 ③ バス事業においては、道路交通施設被害の復旧に運行が直結するため、道路が復旧され次第運行を再開することを目標とする。

// (5) 東日本旅客鉄道(株)(中野駅、東中野駅) (P184)

① 災害が発生、またはその恐れがある場合は、本社防災規程(管理規程)、東京地域本社防災管理基準(規程)及び駅防災内規に基づくほか、発生した場合の対策については、「大地震発生時の対応マニュアル」に基づき応急の対策を実施する。

① 災害が発生、またはその恐れがある場合は、本社防災規程(管理規程)、首都圏本部防災管理基準(規程)及び駅防災内規に基づくほか、発生した場合の対策については、「大地震発生時の対応マニュアル」に基づき応急の対策を実施する。

// (6) 東京地下鉄(株)新宿駅管区中野坂上地域(地下鉄) (P185)

② 旅客に対する避難誘導計画 (略)  
 ア 地下よりも地上が安全と認めるとき  
 東京都の指定する広域避難場所を放送等で徹底し、その方向の出口へ誘導案内する。

② 旅客に対する避難誘導計画 (略)  
 ア 地下よりも地上が安全と認めるとき  
 東京都の指定する広域避難場所を放送等で周知徹底し、その方向の出口へ誘導案内する。

// (7) 西武鉄道(株)

災害時における被害の拡大防止を図り、旅客・顧客・従業員の安全を確保し、被害を早期に復旧して速やかに輸送の再開を図る。

災害時における被害の拡大防止を図り、旅客・顧客・従業員の安全を確保し、被害を早期に復旧して速やかに輸送の再開を図る。



<p>(P185~186)</p>	<p>① 復旧用資材の配備        応急復旧に要する最小限の資材は、被害が予想される個所付近に予め配置し、現場に配置できないものは最寄りの駅構内等に配置する。資材以外の器具及び資材は、次の個所に整備しておく。        ア 電気関係・・・電気資材管理区、各電気所及び各変電所        イ 工務関係・・・各保線所及び<b>軌道事務所</b>        ウ 車両関係・・・車両検修場及び各車両所</p> <p>② 震災時の応急対策        ア 運転司令長        地震が発生したときには応急対策として、次の処置を行う。        (ア) 地震が発生し、列車の運転が危険と判断した場合または震度4以上の場合には、列車無線等により列車の停止手配をとる。        (イ) 停止した列車の列車番号および停止位置を把握し、被害状況をあらゆる手段を尽くして確認する。        (ウ) 震度5弱のときは、次の処置を行う。        a 駅間に停止している列車の運転士に時速25キロメートル以下で次駅まで注意運転するよう指示する。        b 駅長および運転士の状況報告に基づき、異状がないときは、平常運転を指令する。        (エ) 震度5強以上のときには、列車の運転を一時中止し、電気、施設司令長および電気、保線の各所長に要注意箇所等の点検を依頼する。        イ 駅長        駅長は、地震発生時には、次の処置を行う。        (ア) 地震が発生し被害が予想される場合には、速やかに構内巡視をして異常の有無を点検し、その状況を運転司令長に報告する。  <del>(イ) 運転再開の指令があった場合には、自駅に停止している列車に対して次駅または先行列車が停止していた個所まで注意運転する旨の通告をした後、進路の安全を確かめたうえで出発を指示する</del>  <del>(ウ) 運転再開後、最初の列車が到着したときには、その列車の運転再開個所および自駅までの状況を確認し、これを運転司令長に報告するとともに後方駅長に通告する。</del>        (エ) 線路巡回中の係員から、巡回区間の異常の有無についての情報を求めて、運転司令長に報告する。</p>	<p>① 復旧用資材の配備        応急復旧に要する最小限の資材は、被害が予想される個所付近に予め配置し、現場に配置できないものは最寄りの駅構内等に配置する。資材以外の器具及び資材は、次の個所に整備しておく。        ア 電気関係・・・電気資材管理区、各電気所及び各変電所        イ 工務関係・・・各保線所及び<b>保線機械所・新線軌道所</b>        ウ 車両関係・・・車両検修場及び各車両所</p> <p>② 震災時の応急対策        ア 運転司令長        地震が発生したときには応急対策として、次の処置を行う。        (ア) 地震4以上の地震が発生したとき、または緊急地震速報による震度4以上の予報を受信したときは、直ちに列車を一旦停止させる。        (イ) 停止した列車の列車番号および停止位置を把握し、被害状況をあらゆる手段を尽くして確認する。        (ウ) 緊急地震速報による震度4以上の予報を受信したときで、震度3以下を観測したときは、安全を確認後、運転再開を指令する。        (エ) 地震4を観測したときは、毎時55キロメートル以下で先行列車が停止していた位置まで注意運転するよう指令する。        (オ) 震度5弱を観測したときは、毎時25キロメートル以下で先行列車が停止していた位置まで注意運転するよう指令する。        (カ) 震度5強以上を観測したときは、電気司令長および施設司令長に要注意点検箇所等の点検を依頼し、点検が終わるまで列車の運転を中止する。ただし、震度5強を観測したときに限り(高麗～西武秩父間を除く)、状況により旅客の避難・誘導等を目的として、停止していた列車を毎時15キロメートル以下で次駅または最近の駅まで運転するよう指令することができる。        イ 駅長        駅長は、地震発生時には、次の処置を行う。        (ア) 地震が発生し被害が予想される場合には、速やかに構内巡視をして異常の有無を点検し、その状況を運転司令長に報告する。        (イ) 線路巡回中の係員から、巡回区間の異常の有無についての情報を求めて、運転司令長に報告する。</p>																																								
<p>//        4 輸送        (P187)</p>	<p>(3) 東京都との連携        ① 区は、物資の調達、輸送態勢整備にあたって、東京都との連携態勢をとる。        ② 物資の調達では、<b>災害情報システム(DIS)</b>への入力等により、都福祉保健局に備蓄物資等の放出を要請し、地域内輸送拠点で受領する。        (略)</p> <table border="1" data-bbox="424 1308 1108 1614"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>物資搬送ルート(基地→拠点)【通称名】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1</td> <td>中野区</td> <td>中野区本庁舎</td> <td>中野 4-8-1</td> <td>笹目通り-川越街道-環七通り-早稲田通り</td> </tr> <tr> <td>第2</td> <td>中野区</td> <td>都立稔ヶ丘高等学校</td> <td>上鷲宮 5-11-1</td> <td>笹目通り-環八通り-新青梅街道</td> </tr> <tr> <td>第3</td> <td>中野区</td> <td>都立富士高等学校</td> <td>弥生町 5-21-1</td> <td>笹目通り-川越街道-環七通り-早稲田通り-山手通り</td> </tr> </tbody> </table>			施設名	所在地	物資搬送ルート(基地→拠点)【通称名】	第1	中野区	中野区本庁舎	中野 4-8-1	笹目通り-川越街道-環七通り-早稲田通り	第2	中野区	都立稔ヶ丘高等学校	上鷲宮 5-11-1	笹目通り-環八通り-新青梅街道	第3	中野区	都立富士高等学校	弥生町 5-21-1	笹目通り-川越街道-環七通り-早稲田通り-山手通り	<p>(3) 東京都との連携        ① 区は、物資の調達、輸送態勢整備にあたって、東京都との連携態勢をとり、<b>地域内輸送拠点を指定し、都総務局に報告する。</b>        ② 物資の調達では、<b>物資調達・輸送調整等支援システム</b>への入力等により、都福祉保健局に備蓄物資等の放出を要請し、地域内輸送拠点で受領する。        (略)</p> <table border="1" data-bbox="1213 1338 1911 1644"> <thead> <tr> <th></th> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>物資搬送ルート(基地→拠点)【通称名】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中野区</td> <td>中野区本庁舎</td> <td>中野 4-8-1</td> <td>笹目通り-川越街道-環七通り-早稲田通り</td> </tr> <tr> <td>中野区</td> <td>中野区立総合体育館</td> <td>新井 3-37-78</td> <td>笹目通り-新青梅街道-中野通り</td> </tr> <tr> <td>中野区</td> <td>都立稔ヶ丘高等学校</td> <td>上鷲宮 5-11-1</td> <td>笹目通り-環八通り-新青梅街道</td> </tr> <tr> <td>中野区</td> <td>都立富士高等学校</td> <td>弥生町 5-21-1</td> <td>笹目通り-川越街道-環七通り-早稲田通り-山手通り</td> </tr> </tbody> </table>		施設名	所在地	物資搬送ルート(基地→拠点)【通称名】	中野区	中野区本庁舎	中野 4-8-1	笹目通り-川越街道-環七通り-早稲田通り	中野区	中野区立総合体育館	新井 3-37-78	笹目通り-新青梅街道-中野通り	中野区	都立稔ヶ丘高等学校	上鷲宮 5-11-1	笹目通り-環八通り-新青梅街道	中野区	都立富士高等学校	弥生町 5-21-1	笹目通り-川越街道-環七通り-早稲田通り-山手通り
		施設名	所在地	物資搬送ルート(基地→拠点)【通称名】																																						
第1	中野区	中野区本庁舎	中野 4-8-1	笹目通り-川越街道-環七通り-早稲田通り																																						
第2	中野区	都立稔ヶ丘高等学校	上鷲宮 5-11-1	笹目通り-環八通り-新青梅街道																																						
第3	中野区	都立富士高等学校	弥生町 5-21-1	笹目通り-川越街道-環七通り-早稲田通り-山手通り																																						
	施設名	所在地	物資搬送ルート(基地→拠点)【通称名】																																							
中野区	中野区本庁舎	中野 4-8-1	笹目通り-川越街道-環七通り-早稲田通り																																							
中野区	中野区立総合体育館	新井 3-37-78	笹目通り-新青梅街道-中野通り																																							
中野区	都立稔ヶ丘高等学校	上鷲宮 5-11-1	笹目通り-環八通り-新青梅街道																																							
中野区	都立富士高等学校	弥生町 5-21-1	笹目通り-川越街道-環七通り-早稲田通り-山手通り																																							

第1編 震災対策計画 第3部 震災応急対策計画 第6章 物資の確保と供給 (赤字：修正検討事項に基づく修正)

修正箇所	現行計画	修正案
<p>第2節 具体的な取組み            2 食料            (P193)</p>	<p>(2) 調達            ① 都からの調達            ア 都の備蓄物資を調達する場合            (略)</p>	<p>(2) 調達            ① 都からの調達            ア 都の備蓄物資を調達する場合(物資調達・輸送調整等支援システムへの入力等により、都福祉保健局に備蓄物資の放出を要請)</p>
<p>//            3 生活必需品            (P194)</p>	<p>(1) 供給            (略)            &lt;表：3・4行目&gt;            間仕切り <del>ユニツト</del>            電池式ランタン・手回し充電式ラジオ</p> <p>(2) 調達            ① 都からの調達            ア 都の備蓄物資の調達            イ 都があらかじめ協力依頼している業界等及び他府県等からの調達            (略)</p>	<p>(1) 供給            (略)            &lt;表：3・4行目&gt;            間仕切り            電池式ランタン・手回し充電式ラジオ・<b>非接触型体温計</b></p> <p>(2) 調達            ① 都からの調達            ア 都の備蓄物資の調達(物資調達・輸送調整等支援システムへの入力等により、都福祉保健局に備蓄物資の放出を要請)            イ 都があらかじめ協力依頼している業界等及び他府県等からの調達            (略)</p>

第1編 震災対策計画 第3部 震災応急対策計画 第7章 医療救護・保健等対策 (赤字：修正検討事項に基づく修正)

修正箇所	現行計画	修正案
<p>第1節 基本方針            1 医療救護活動概要            (P195~196)</p>	<p>(タイムライン表)</p>	<p>(表：次頁のとおり)</p> <p>(表下注釈)            ※東京DMAT(東京 Disaster Medical Assistance Team)            大震災等の自然災害や交通事故等の災害現場で救命処置等を行うため専門知識を習得した医師、看護師等で編成される災害医療派遣チーム            ※東京DPAT(東京 Disaster Psychiatric Assistance Team:ディーパット)            被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神医療の提供と精神保健活動の支援を行うために、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チーム</p>

タイムライン表修正案

	発災時～6時間	超急性期（～72時間）	急性期（72時間～）
区	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医療救護活動拠点の設置</li> <li>○災害医療コーディネーター、災害薬事コーディネーターとの連携</li> <li>○救護所の設置</li> <li>○医師会等へ医療救護活動要請</li> <li>○搬送手段の確保</li> <li>○区民への情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○在宅難病患者等支援</li> <li>○災害薬事センターの</li> <li>○医療チーム及びボランティア等の要請・受入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保健・健康相談、防疫活動</li> <li>○遺体の搬送・遺体収容所の設置</li> <li>○死亡届受理・火葬許可証等交付</li> </ul>
五師会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○情報収集・他機関との連携</li> <li>○緊急医療救護所等への医療救護隊等の出場(区からの要請又は自主的な判断に基づく)</li> <li>○病院前トリアージ、軽症者応急処置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○検視・検案へ協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難所の救護所への巡回</li> <li>○歯科医療救護所の設置</li> </ul>
東京都保健医療局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医療救護に関する総合的な指揮命令及び連絡調整</li> <li>○東京都災害医療コーディネーターや災害時小児周産期リエゾンの医学的な助言を受け都内全域の医療救護活動等を統括調整</li> <li>○東京DMATの派遣</li> <li>○東京DPATの派遣</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○都民への情報提供</li> <li>○都医療救護班等の派遣</li> <li>○他県等の医療チームの派遣を要請し、受入れ体制を確立</li> <li>○医薬品の供給</li> </ul>	
二次医療圏	<ul style="list-style-type: none"> <li>○都保健医療局と連携</li> <li>○東京DMATと連携</li> <li>○東京DPATと連携</li> </ul>		
警察・消防等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○救助・救出活動</li> <li>○東京DMATと連携した救命処置</li> <li>○負傷者等の搬送</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○検案（監察医務院）</li> <li>○検視（警察）</li> </ul>	

<p>// 第2節 具体的な取組み</p> <p>1 医療救護体制の整備</p> <p>(2) 災害時医療救護基盤の整備</p> <p>(P198~199)</p>	<p>&lt;表：救護所（30か所）&gt;</p> <p>&lt;表：医療救護所&gt;</p> <p>ア 避難所の救護所のうち、区民活動センター（地域本部）単位に1か所設置する。</p> <p>イ 五師会の協力により傷病者のトリアージ、処置が可能な軽症者の患者の応急処置を行う。</p> <p>&lt;表：緊急医療救護所（うち6箇所）&gt;</p> <p>ア 発災から速やかに、災害拠点病院等の救急医療機関に近接する<b>医療救護所</b>を緊急医療救護所として指定する。</p> <p>イ 五師会の協力により指定された医療機関での病院前トリアージ、軽症者（一部の中等症者を含む）への応急処置を行う。</p> <p>ウ 一定期間経過後は、<b>医療救護所等へ移行する。</b></p> <p>&lt;表：災害拠点病院&gt;</p> <p>ア 主に重症者の収容・治療を行う。</p> <p>イ <del>必要に応じて</del>五師会から派遣される医師等により病院前トリアージ及び軽症者に対する<b>応急措置</b>を行い、重症者の受入機能を確保する。（東京警察病院、新渡戸記念中野総合病院）</p> <p>&lt;表：災害医療支援病院&gt;</p> <p>ア <b>専門医療、慢性疾患への対応を行う病院</b></p> <p>イ <b>災害拠点病院及び災害拠点連携病院、上記のアの病院を除くすべての病院等</b></p> <p>&lt;表：診療所等&gt;</p> <p>ア <b>産科、透析医療等の専門的治療を行う診療所等</b></p> <p>イ <b>医療救護活動を行う診療所等</b></p>	<p>&lt;表：救護所（28か所）&gt;</p> <p>&lt;表：医療救護所&gt;</p> <p>ア 避難所の救護所のうち、区民活動センター（地域本部）単位に1か所設置する。</p> <p><b>中野区医師会は医療救護所単位で医療救護隊を編成し救護隊員（医師）を派遣する。</b></p> <p>イ <b>救護隊員および四師会の協力により傷病者のトリアージ、処置が可能な軽症者の患者の治療、中等症・重症者の初期治療</b>を行う。</p> <p><b>ウ 中等症・重症者は災害拠点病院等に搬送する。</b></p> <p>&lt;表：緊急医療救護所（6箇所）&gt;</p> <p>ア 発災後速やかに、災害拠点病院等の救急医療機関に近接する<b>場所に緊急医療救護所</b>を開設する。</p> <p>イ 医師会は救護隊員を派遣し四師会の協力により病院前トリアージ、軽症者の治療を行う。</p> <p>ウ 一定期間経過後は<b>閉鎖する。</b></p> <p>&lt;表：災害拠点病院&gt;</p> <p>ア 主に重症者の収容・治療を行う。</p> <p>イ 五師会から派遣される医師等により病院前トリアージ及び軽症者の<b>治療</b>を行い、重症者の受入機能を確保する。</p> <p>&lt;表：災害医療支援病院&gt;</p> <p>ア 主に容態の安定した重症者・中等症者、慢性疾患で被災により状態の悪化した患者等の収容・治療を行う。</p> <p>イ 五師会から派遣される医師等により病院前トリアージ及び軽症者の治療を行う。</p> <p><b>ウ 中等症・重症者は災害拠点病院へ搬送する。</b></p> <p>&lt;表：診療所等&gt;</p> <p>ア 超急性期を過ぎた後は通常の業務を行う。</p> <p>イ 超急性期後も医療救護所、避難所の慢性疾患患者の治療に協力する。</p> <p><b>ウ 産科、透析医療等の専門的治療を行う診療所は専門治療に専念する。</b></p>
<p>// (3) 中野区における災害時の緊急医療救護所の設置</p> <p>(P199~201)</p>	<p>① 緊急医療救護所設置の目的</p> <p>緊急医療救護所設置の目的は、災害拠点病院等の救急医療機関に近接する場所で、トリアージ、軽症者（慢性疾患等を含む）に対する治療、必要に応じて中等症者・重症者に対する<b>搬送</b>までの応急処置をすることで…(省略)…である。</p> <p>② 中野区の緊急医療救護所設置場所の考え方</p> <p>中野区では、中野区災害医療連携会議での検討を経て、緊急医療救護所設置の考え方を次のとおり整理している。</p> <p>ア 緊急医療救護所設置前（発災直後）</p> <p>発災直後で緊急医療救護所が設置される前は、<b>負傷者等</b>は病院が受け付け、トリアージ、軽症者（慢性疾患等を含む）に対する治療、必要に応じて中等症者・重症者に対する<b>搬送</b>までの応急処置は、医師等病院関係者が病院敷地内で実施する。</p> <p><del>-(図)-</del></p> <p>イ 災害拠点病院の近接地（病院開設者の同意がある場合は、病院敷地内を含む）に設置</p> <p>災害拠点病院等に近接して緊急医療救護所が設置された後、緊急医療救護所は負傷者等被災した区民等のトリアージ、軽症者（慢性疾患等を含む）に対する治療、必要に応じて中等症者・重症者に対する搬送までの応急処置を、五師会の協力により実施する。</p> <p>(図：差し替え)</p> <p><b>③—中野区内の緊急医療救護所の設置場所</b></p> <p><del>-(略)-</del></p> <p><del>-(表)-</del></p> <p>④ 設置期間</p> <p>(略)</p>	<p>① 緊急医療救護所設置の目的</p> <p>緊急医療救護所設置の目的は、災害拠点病院等の救急医療機関に近接する場所で、<b>病院前</b>トリアージ、軽症者（慢性疾患等を含む）に対する治療、必要に応じて中等症者・重症者に対する<b>病院搬入</b>までの応急処置をすることで…(省略)…である。</p> <p>② 中野区の緊急医療救護所設置場所の考え方</p> <p>中野区では、中野区災害医療連携会議での検討を経て、緊急医療救護所設置の考え方を次のとおり整理している。</p> <p>ア 緊急医療救護所設置前（発災直後）</p> <p>発災直後で緊急医療救護所が設置される前は、<b>傷病者</b>は病院が受け付け、<b>病院前</b>トリアージ、軽症者に対する治療、必要に応じて中等症者・重症者に対する<b>病院搬入</b>までの応急処置は、医師等病院関係者が病院敷地内で実施する。</p> <p>イ <b>緊急医療救護所設置</b></p> <p>五師会からの支援体制が整い次第、緊急医療救護所を災害拠点病院等の近接地（病院開設者の同意がある場合は、病院敷地内）に設置する。</p> <p>緊急医療救護所では五師会から派遣された医師等により被災傷病者の<b>病院前トリアージ、軽症者（慢性疾患等を含む）に対する治療、必要に応じて中等症者・重症者に対する病院搬入</b>までの応急処置を行う。</p>  <p>③ 設置期間</p> <p>(略)</p>
<p>// 2 医療救護活動</p> <p>(1) 医療救護活動</p> <p>(P201)</p>	<p>五師会は、災害が発生し、区から医療救護活動の要請があった場合、直ちに医療救護隊等を緊急医療救護所等に派遣し、区と連携、協力のもと医療救護活動を行う。</p> <p>ただし、大震災発生等の緊急を要すると判断したときは、五師会は区からの要請を待たずに自主的に緊急医療救護所等に参集する。</p> <p>区は、中野区災害医療コーディネーター、中野区災害薬事コーディネーター、五師会等との連携のもと、緊急医療救護所等の設置状況や医療救護活動状況、医療機関等の被害情報や患者受入れ状況を把握し、医療救護にかかる方針を定める。また、区及び五師会の対応能力のみでは十分でない認められる場合は、東京都地域災害医療コーディネーター、都福祉保健局及びその他関係機関に医療救護班の応援派遣を求めるほか、災害医療チーム及びボランティアの活用等について検討する。</p> <p>なお、区内の専門的医療（透析・産婦人科・慢性期等）を行う病院や診療所は、各自の業務を継続することにより、災害時の医療救護活動を行うものとする。</p>	<p>五師会は、災害が発生し、区から医療救護活動の要請があった場合、直ちに医療救護隊等を緊急医療救護所等に派遣し、区と連携、協力のもと医療救護活動を行う。</p> <p>ただし、大震災発生等の緊急を要すると判断したときは、五師会は区からの要請を待たずに自主的に緊急医療救護所等に参集する。</p> <p>区は、中野区災害医療コーディネーター、中野区災害薬事コーディネーター、五師会等との連携のもと、緊急医療救護所等の設置状況や医療救護活動状況、医療機関等の被害情報や患者受入れ状況を把握し、医療救護にかかる方針を定める。また、区及び五師会の対応能力のみでは十分でない認められる場合は、東京都地域災害医療コーディネーター、都<b>保健医療局</b>及びその他関係機関に医療救護班や<b>東京 DMAT、東京 DPAT</b>の応援派遣を求めるほか、<b>D H E A T</b>や<b>保健活動班による支援</b>、災害医療チーム及びボランティアの活用等について検討する。</p> <p>なお、区内の専門的医療（透析・産婦人科・慢性期等）を行う病院や診療所は、各自の業務を継続することにより、災害時の医療救護活動を行うものとする。</p> <p><b>※DHEAT (Disaster Health Emergency Assistance Team:ディーヒート)</b></p> <p><b>被災都道府県の保健医療調整本部及び被災都道府県等の保健所の指揮調整機能の支援のために、災害発生時の健康危機管理に係る指揮調整等に関する専門的な研修・訓練を受けた都道府県等の職員を中心として編成する災害時健康危機管理支援チーム。</b></p>
<p>// (4) 時系列に応じた医療救護隊の活動方針</p> <p>(P204)</p>	<p>① 発災直後～超急性期（発災から72時間以内）</p> <p>ア 負傷者が多数発生した災害現場、負傷者が殺到する病院等の近接地などに設置する緊急医療救護所、医療救護所での救護活動を主とする。</p> <p>イ 救助救出に伴う医療救護活動については、必要に応じ東京DMATと連</p>	<p>① 発災直後～超急性期（発災から72時間以内）</p> <p>ア 負傷者が多数発生した災害現場、負傷者が殺到する病院等の近接地などに設置する緊急医療救護所、医療救護所での救護活動を主とする。</p> <p>イ 救助救出に伴う医療救護活動については、必要に応じ東京DMATと連</p>

	携して行く。 ウ 重症者・中等症者に対しては、災害拠点病院・災害拠点連携病院への速やかな搬送に努める。 エ 医療救護所は主に外傷等の軽症者等に対する医療が中心となる。	連携して行く。 ウ 重症者・中等症者に対しては、災害拠点病院・災害拠点連携病院への速やかな搬送に努める。 エ 医療救護所は主に外傷等の軽症者等に対する医療が中心となる。 オ 必要に応じ東京 DPAT 等と連携し精神保健医療活動を行う。
// (5) 医療資器材・医薬品等の備蓄及び調達 (P204)	① 医療資器材の備蓄及び調達 区は、～(略)～、救護所(30か所)に～(略)～。 ② 災害用流通備蓄医薬品の備蓄及び調達 (略) ～卸売販売業者へ発注又は区で調達が困難な場合は、都福祉保健局に対し調達要請を行う。 (略) ③ 医療救急資器材(医薬品含む) <表:1行1列目> 医療資器材7点セット	① 医療資器材の備蓄及び調達 区は、～(略)～、救護所(30か所)に～(略)～。 ② 災害用流通備蓄医薬品の備蓄及び調達 (略) ～卸売販売業者へ発注又は区で調達が困難な場合は、都保健医療局に対し調達要請を行う。 (略) ③ 医療救急資器材(医薬品含む) <表:1行1列目> 医療資器材7点セット
// 3 防疫及び保健衛生 (1) 健康調査、相談及び防疫措置 (P206～207)	① 避難所等を開設後、保健師・栄養士その他必要な職種により健康調査及び健康相談等を実施し、避難所等の感染症発生状況等を把握、患者の早期発見、感染拡大防止に努める。また、必要に応じて応急措置又は保健・栄養指導を行う。 ② 避難所等の防疫指導を行い、給食施設、便所等の生活施設の衛生的管理及び消毒、手洗いの励行等の指導を行う。 ③ 災害の状況、災害地の感染症発生状況により、予防接種対象及び期間を定めて実施するものとする。	① 避難所等を開設後、保健師・栄養士その他必要な職種により健康調査及び健康相談等を実施し、避難所等の感染症発生状況等の把握、患者の早期発見、感染拡大防止に努める。また、必要に応じて応急措置又は生活不活発病対策、エコノミークラス症候群の予防、環境整備などの保健・栄養指導を行う。 ③ 避難の場所ごとで要配慮者(医療的ケアを要するもの、要介護者、障害児・者、妊婦、乳幼児、アレルギーやぜんそくを有する者、外国人など)について直接又は関係機関の関係者を通じて情報を収集し適切な支援を行う。 避難の場所ごと(避難所、二次避難所、在宅避難、車中泊、仮設住宅など)の健康課題の把握に務め応援派遣医療チームと連携し健康管理を実施する。情報を分析し重大性と優先性により、医療対策、保健予防対策、生活環境対策等の対策を立て情報連絡会等で検討し対応する。 ④ 避難所等の防疫指導を行い、給食施設、便所等の生活施設の衛生的管理及び消毒、手洗いの励行等の指導を行う。 ⑤ 災害の状況、災害地の感染症発生状況により、予防接種対象及び期間を定めて予防接種を実施するものとする。
// (2) 感染症予防のための広報及び健康指導 (P207)	健康調査及び健康相談の実施と並行して、以下の広報及び健康指導を行う。なお、実施にあたっては、ポスターの掲示、ビラの配布、拡声器等により周知の徹底を図る。 ① 食品の保管方法、炊き出しの仕方について ② 水洗トイレ使用マニュアル(消毒法など)の周知徹底及び仮設トイレの消毒について ③ 室内清掃、害虫・ねずみ等の駆除について ④ 断水時の手洗い、うがいの方法について ⑤ 貯水槽やプール水の安全な活用について	健康調査及び健康相談の実施と並行して、以下の広報及び健康指導を行う。なお、実施にあたっては、ポスターの掲示、ビラの配布、拡声器等により周知の徹底を図る。下痢や嘔吐、発熱等の有症状者数などの経時的変化を把握し、管内医療機関や保健医療活動チームと情報を共有し対応する。 ① 食品の保管方法、炊き出しの仕方について ② 水洗トイレ使用マニュアル(消毒法など)の周知徹底及び仮設トイレの消毒について ③ 室内清掃、害虫・ねずみ等の駆除について ④ 断水時の手洗い、うがいの方法について ⑤ 貯水槽やプール水の安全な活用について ⑥ 室内換気、適切な加湿、ゾーニング方法等について ⑦ マスクの正しい使い方、咳エチケット ⑧ 正しい吐物処理及び下痢便処理の方法 ⑨ 調理従事者、炊き出し、ボランティアに対する指導(加熱調理、手指衛生、健康管理など) ⑩ 食生活・栄養指導 ⑪ 口腔衛生、口腔ケア
// (3) メンタルヘルスケア (P207)	(略) ① 避難住民の健康状態の把握 ② 精神的動揺等に対するケアとして、巡回精神相談チームを編成する。 ③ 避難住民へ、自分や家族の心身の健康状態(精神的な疲労、不安、イライラ等)の相談を受け、必要に応じて医療救護所等の受診を勧める。	(略) ① 避難住民や援助者の健康状態の把握(特に PTSD、飲酒問題、睡眠障害、バーンアウト等の課題の把握、虐待やDV等の要支援者を把握する) ② 精神的課題に対するケアとして、避難の場所での保健師チームや必要に応じて DPAT との連携により、精神保健相談、精神保健に関する普及啓発等の活動を実施する。精神科病院、診療所の外来実施状況の把握に務め情報提供する。 ③ 避難住民やその家族の心身の健康状態(精神的な疲労、不安、イライラ等)の相談を受け、必要に応じて医療救護所や精神科医療機関等への受診を勧める。 ④ 避難住民のみならず援助者側である区職員、他機関からの派遣職員等へのメンタルヘルスの支援を実施する。ストレスの軽減をはかり疲労を最小限に防ぐために業務ローテーションと役割分担の明確化を行う。「災害時こころのチェックリスト」等のアセスメントシートを援助者に手渡し、必要時に健康相談を受けられる体制を準備する。
// (4) 在宅難病患者への対応 (P207)	区は、災害時個別避難支援計画を作成している。 発災時には、都への要請及び医療機関等関係者(関係機関)との連携により同計画に基づいた支援を行う。また、災害時個別避難支援計画未作成者の状況を把握し、関係機関と連携し、必要な支援を行う。	区は、災害時個別避難支援計画を作成している。 発災時には、都への要請及び医療機関等関係者(関係機関)との連携により同計画に基づいた支援を行う。また、災害時個別避難支援計画未作成者の状況を把握し、関係機関と連携し、必要な支援を行う。 <在宅人工呼吸器使用者への対応> ① 「在宅人工呼吸器使用者災害対策リスト」を基に、「人工呼吸器使用者災害時個別支援計画」で定めた方法により、在宅人工呼吸器使用者の安否確認を行う。 ② 人工呼吸器使用者及び家族に被害状況、医療機関の開設状況等の情報を提供するとともに、できるだけ在宅療養が継続出来る様に支援する。 ③ 在宅療養の継続や避難等に際し、支援が困難な場合は都へ支援を要請する。 <透析患者等への対応> ① 東京都や災害時情報ネットワーク等との連携により、透析医療機関の被災の状況、透析医療の可否について情報を収集し関係機関に情報を提供する。 ② 被災状況に応じ、水の供給、患者搬送について関係機関と調整する。 ③ 東京都と連携し他県市への支援要請を行い必要な調整を図る。
(5) 応援保健医療活動チームとの連携 (以降番号順送り)	(新設)	避難所等の巡回健康相談や、感染症予防の広報活動や指導、精神保健活動を効果的に実施するために、応援保健医療活動チームの受援体制を速やかに整備する。また応援保健医療活動チームとは連絡体制を密にし、情報連絡会を活動拠点毎に1日1～2回開催し課題の把握や体制の確保、活動内容について協議する。
(6) 避難所、被災家屋		

等の衛生管  (7) 飲料水の衛生指導等		※応援保健医療活動チーム 日本DMAT、JMAT、日本赤十字社救護班、国立病院機構、日本病院会、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会及び災害派遣精神医療チーム(DPAT)などの医療チーム、都外からの派遣保健師チーム、管理栄養士チームなど。
// (8) 食品の衛生確保(P209)	② 避難所の食品衛生指導 ア 避難所における <b>食品取扱管理者</b> の設置促進等、食品衛生管理体制の確立	② 避難所の食品衛生指導 ア 避難所における <b>食品を取り扱う担当者</b> の設置促進等、食品衛生管理体制の確立
// (9) 動物の保護対策(P209)	④ 東京都との役割分担 (表機関名： <b>都福祉保健局</b> )	④ 東京都との役割分担 (表機関名： <b>都保健医療局</b> )
// 4 行方不明者の捜索、遺体の取扱い (1) 行方不明者の捜索・遺体の収容等(P210)	① 各関係機関の活動体制 (表：警視庁) ア 救助・救出活動に伴い発見・収容した遺体を適切に取り扱う。 イ 区が実施する行方不明者の捜索・収容に協力する。 ウ 各警察署において、行方不明者の届出受理の適性を期するとともに、情報の入手に努め、調査を実施する。 <del>エ 身元不明者については、人相・所持品・着衣・特徴等を写真撮影するとともに、遺品を保存して身元確認に努める。</del>	① 各関係機関の活動体制 (表：警視庁) ア 救助・救出活動に伴い発見・収容した遺体を適切に取り扱う。 イ 区が実施する行方不明者の捜索・収容に協力する。 ウ 各警察署において、行方不明者の届出受理の適性を期するとともに、情報の入手に努め、調査を実施する。
// (P211)	② 遺体の取扱いの流れ ※2 区市町村の要請に基づき、 <b>都福祉保健局</b> が関係機関(一般社団法人全国霊柩自動車協会等)に協力を要請	② 遺体の取扱いの流れ ※2 区市町村の要請に基づき、 <b>都保健医療局</b> が関係機関(一般社団法人全国霊柩自動車協会等)に協力を要請
// (3) 遺体収容所の設置等(P212)	① 遺体収容所 区は、災害発生後速やかに遺体収容所を設置するとともに、管理責任者を置く。 設置場所は、原則として <del>キリンレモンスポーツセンター(中野区立総合体育館)</del> とするが、大災害による死者多数の場合は、区民活動センターを臨時収容所とする。(略)	① 遺体収容所 区は、災害発生後速やかに遺体収容所を設置するとともに、管理責任者を置く。 設置場所は、原則として中野区立総合体育館とするが、大災害による死者多数の場合は、区民活動センターを臨時収容所とする。(略)
// (4) 検視・検案(P212~213)	① 各関係機関の活動体制 <表：警視庁> ア <b>検視班等を編成し、遺体収容所に派遣</b> イ <b>各遺体収容所等における遺体の収容状況を集約・調整の上、監察医務院長に検案を要請する。</b> ウ 検視班は、検視規則及び死体取扱規則並びに「大震災発生時における多数死体取扱要綱」等に基づき、遺体の検視及びこれに必要な措置を講ずる。  ② 協力機関 検視・検案活動は、警視庁及び <b>都福祉保健局</b> (監察医務院)の検視・検案責任者の指揮に基づいて活動を行う。中野区医師会、中野区歯科医師会においてもこれに協力する。 ③ 検視・検案の活動場所 遺体の検視・検案は、原則として遺体収容所で行うが、これにより難しい場合は、 <b>都福祉保健局</b> (監察医務院)・区・警察署が協議し決定した場所とする。	① 各関係機関の活動体制 <表：警視庁> ア <b>遺体収容所において、遺体の受付、検視、所持品等からの身元確認等を行う。</b> イ <b>検視班は、法令及び警視庁の内規に基づき、遺体の検視及び身元確認に必要な資料の採取等を行う。</b> ウ 検視班は、検視規則及び死体取扱規則並びに「大震災発生時における多数死体取扱要綱」等に基づき、遺体の検視及びこれに必要な措置を講ずる。  ② 協力機関 検視・検案活動は、警視庁及び <b>都福祉医療局</b> (監察医務院)の検視・検案責任者の指揮に基づいて活動を行う。中野区医師会、中野区歯科医師会においてもこれに協力する。 ③ 検視・検案の活動場所 遺体の検視・検案は、原則として遺体収容所で行うが、これにより難しい場合は、 <b>都保健医療局</b> (監察医務院)・区・警察署が協議し決定した場所とする。
// (5) 身元確認(P213)	① 身元確認作業 警視庁が編成した「身元確認班」は、DNA採取用器具等を活用し、効率的な証拠採取に努める。また、警視庁は必要により身元確認班(歯科医師会)へ協力を要請し、警視庁の検視責任者の指示の下、身元確認作業に従事する。身元が判明したときは、着衣・所持品と共に「遺体引渡班」へ引き継がれ、おおむね2日間身元確認調査を行っても身元が判明しない場合は、所持品とともに、区へ引き継ぐ。 区は、遺体処理票及び遺留品処理票を作成のうえ、納棺し、氏名札を棺に貼付する。また、遺体収容所において、遺体火葬許可証を発行する。	① 身元確認作業 警視庁は、 <b>行方不明者と身元不明者の照合、DNA型鑑定等の身元調査を行う。</b> 身元が判明したときは、着衣・所持品と共に「遺体引渡班」へ引き継がれ、おおむね2日間身元確認調査を行っても身元が判明しない場合は、所持品とともに、区へ引き継ぐ(引き継いだ後も身元調査は継続する。)。 区は、遺体処理票及び遺留品処理票を作成のうえ、納棺し、氏名札を棺に貼付する。また、遺体収容所において、遺体火葬許可証を発行する。
// (8) 遺体の火葬(P215)	(図 広域火葬体制) 東京本部 <b>福祉保健局</b>	(図 広域火葬体制) 東京本部 <b>保健医療局</b>

第1編 震災対策計画 第3部 震災応急対策計画 第8章 施設等の応急対策 (赤字：修正検討事項に基づく修正)

修正箇所	現行計画	修正案
// (3) 電気施設(P219~220)	③ 応急復旧対策 ア 非常災害前の予防策 設備の予防強化として、工実施中あるいは仮工事のものは、速やかに本工事を完了するか、補強または応急措置を講ずる。 イ 非常災害発生時の対策 (ア) 電力需要の実態に鑑み、震災時においても原則として送電を継続するが、火災拡大等に伴い円滑な防災活動のため、警察、消防機関等から送電停止の要請があった場合には、適切な危険予防措置を講ずる。 (イ) 全般的被害状況の掌握の遅速は復旧工事におおいに影響するので、あらゆる方法をもって、状況の早期把握に努める。 (ウ) 災害復旧の順位は、復旧対策の中核となる官公署、報道機関、避難救護所等並びに人命にかかわる病院等を原則的に優先するほか、被害状況、復旧の難易等を勘案して供給上、復旧効果の最も大きいものから行う。 (エ) 災害時における感電事故並びに漏電等による出火を防止するため、利用者に対し次の事項を十分PRする。 a 垂れ下がった電線に触らないこと。 b 外へ避難するときは、コンセントからの機器の引抜き、安全器またはブレーカーを切ること。 (オ) 災害時における住民の不安を鎮静させる意味からも、電力の果たす役割の大きいことに鑑み、電力施設の被害状況、復旧予定等についての的確な広報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。 (カ) 復旧資材は、 <b>現業機関の貯蔵品等の在庫量を常に把握し、調達を必要とする資材は、現業機関相互の流用、現地調達、本店対策本部に対する応急資材の請求により復旧工事の迅速化に努める。</b> (キ) 非常災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ調達契約をしている請負会社の車両等により行うか、輸送力が不足する場合は、他の請負会社	③ 応急復旧対策 ア 電力需要の実態に鑑み、震災時においても原則として送電を継続するが、火災拡大等に伴い円滑な防災活動のため、警察、消防機関等から送電停止の要請があった場合には、 <b>送電停止等</b> 適切な危険予防措置を講ずる。 イ 全般的被害状況の掌握の遅速は復旧工事におおいに影響するので、あらゆる方法をもって、状況の早期把握に努める。 ウ 災害復旧の順位は、復旧対策の中核となる官公署、報道機関、避難救護所等並びに人命にかかわる病院等を原則的に優先 <b>とするが、</b> 災害状況、復旧の難易等を勘案して供給上、復旧効果の最も大きいものから行う。 エ <b>公衆感電事故、電気火災を防止するため、切れた電線には絶対にさわらない、屋外に避難するときはブレーカー又は安全器を必ず切ることなどについても広報する。</b> オ 災害時における住民の不安を鎮静させる意味からも、電力の果たす役割の大きいことに鑑み、電力施設の被害状況、復旧予定等についての的確な広報をテレビ、ラジオ、新聞、ウェブ、SNSおよびインターネットを通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。 カ 復旧資材は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、現地調達、他支部相互との相互流用、他電力会社等からの融通のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。 キ 非常災害対策用の資機材の輸送は、原則としてあらかじめ調達契約をしている請負会社の車両を活用する。状況により舟艇、ヘリコプター等の活用も考慮する。

	及び他電力会社等の車両を調達し輸送力の確保を図る。	
// (5) 通信施設 ((株)NTT東日本) (P222)	① 活動手順 (略) ② 応急復旧対策 (略)	① 活動手順 (略) ② 応急復旧対策 (略) ③ 区との連携 自治体リエゾンを区に派遣し、通信障害・復旧状況等の情報共有、区の要望・活動状況の情報収集等を行う。

第1編 震災対策計画 第4部 震災復旧・復興計画 第1章 生活の安全確保・安定化 (赤字：修正検討事項に基づく修正)

修正箇所	現行計画	修正案
第2節 具体的な取組み 1 災害廃棄物処理 (P234～235)	(4) 災害廃棄物処理対応策 (略) ③ し尿処理 (略) し尿処理の体制は、～(略)～ 不足する場合は、仮設トイレ等を利用する。なお、貯留したし尿については、～(略)～ し尿受入用マンホール等への搬入体制を整備する。 (略) なお、避難所におけるし尿処理対策として、各避難所の備蓄倉庫に、マンホールトイレ、仮設トイレ、簡易トイレを備蓄し、便袋(凝固シート一体型)の配備を進めている。必要に応じてこれらを活用し、避難所のし尿対策を行う。	(5) 災害廃棄物処理対応策 (略) ③ し尿処理 (略) し尿処理の体制は、～(略)～ 不足する場合は、仮設トイレ等を利用する。 発災後3日目までは、し尿収集車によるし尿の収集・運搬が困難な状況が予想されることから、区は、可能な限りし尿収集車による収集を要しない災害用トイレを活用し、対応する。 なお、貯留したし尿については、区が協定締結先の民間事業者等の協力により収集し、都下水道局との覚書に基づき、水再生センター、し尿受入用マンホール等への搬入体制を整備する。 (略) 避難所においては、各避難所の備蓄倉庫に、マンホールトイレ、仮設トイレ、簡易トイレを備蓄し、便袋(凝固シート一体型)の配備を進めており、必要に応じてこれらを活用し、避難所のし尿対策を行う。 都と連携し、災害発生時には避難者約50人当たり1基、その後、避難が長期化する場合には、約20人当たり1基の災害用トイレの確保に努める。 また、仮設トイレ等の設置体制・維持管理方法等に関するマニュアルを作成するほか、女性・要配慮者、子供等の安全性の確保等に配慮して、車椅子利用者対応トイレの設置や、一般トイレの洋式化などバリアフリー化を推進する。
// 4 応急仮設住宅の供給 (P245)	(1) 応急仮設住宅の種類 表 <公的住宅の供給> <民間賃貸住宅の供給> <建設する仮設住宅の供給> (2) 仮設住宅を建設する用地 ① 仮設住宅を建設する用地の選定 区は、あらかじめ次の点を考慮のうえ区内公園等に <b>応急仮設住宅建設用地</b> を指定する。また、区は用地の選定にあたって、常に最新の状況を把握し、都の求めに応じて報告する。 ア 接道及び用地の整備状況 イ ライフラインの状況(埋設配管) ウ 避難所などの利用の有無 エ <b>応急仮設住宅建設用地</b> (略)	(1) 応急仮設住宅の種類 表 <公的住宅の活用による一時提供型住宅> <民間賃貸住宅を活用した賃貸型応急住宅> <建設型応急住宅> (2) 建設型応急住宅の用地 ① 建設型応急住宅の用地の選定 区は、あらかじめ次の点を考慮のうえ区内公園等に <b>建設型応急住宅の用地</b> を指定する。また、区は用地の選定にあたって、常に最新の状況を把握し、都の求めに応じて報告する。 ア 接道及び用地の整備状況 イ ライフラインの状況(埋設配管) ウ 避難所などの利用の有無 エ <b>建設型応急住宅用地</b> (略)
// 5 租税等の徴収猶予及び減免等 (P247～248)	罹災した納税義務者または特別徴収義務者(以下「納税義務者等」という。)、被保険者等に対し、地方税法又は区条例により、～ (P248表)	罹災した納税義務者または特別徴収義務者(以下「納税義務者等」という。)、被保険者等に対し、地方税法又は区条例等により、～ (P248表) <後期高齢者医療保険料> ① 減免 災害により、財産に損害を受けた納付義務者であると認められるときは、申請により受けた損害の程度に応じて1年を限度として保険料を減免することができる。 ② 徴収猶予 災害により、財産に損害を受けた納付義務者が保険料を一時的に納付することができないと認められるときは、申請により納付することができないと認められる金額を限度として6か月以内において徴収を猶予することができる。 <後期高齢者医療保険一部負担金> ① 減免 災害により、財産に損害を受けた被保険者であると認められるときは、申請により受けた損害の程度に応じて6か月を限度として一部負担金を減免することができる。 ② 徴収猶予 災害により、財産に損害を受けた被保険者であると認められるときは、申請により6か月を限度として一部負担金の徴収を猶予することができる。
// 8 その他の生活再建支援施策 (P251～252)	(2) 郵便料金の免除等 ① 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の <b>支店</b> 、郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。 (3) 生活相談 関係機関と連携し、被災者の苦情や要望を聴取しその解決を図るため、相談窓口を設置する。相談窓口の設置にあたっては、女性の視点等に配慮した環境整備に努める。 ① 応急相談窓口 (略) ② 専門相談所 (略)	① 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。 (3) 生活相談 関係機関と連携し、被災者の苦情や要望を聴取しその解決を図るため、 <b>被災者生活実態調査を実施するとともに</b> 相談窓口を設置する。相談窓口の設置にあたっては、女性の視点等に配慮した環境整備に努める。 ① 被災者生活実態調査 区は、避難所における避難者、在宅避難者、域外への自主避難者等の全被災者(世帯)を対象とした被災者生活実態調査(被災者センサス)を実施する。 ② 応急相談窓口 (略) ③ 専門相談所 (略)

	<p>(5) 消防署の取組み</p> <p>① 被災建物、仮設建物、避難所等における火災予防対策の徹底、機能復旧時における出火防止対策の徹底、危険物施設等における余震に対する警戒体制、構造設備点検に関すること。</p> <p>② 災害の規模に応じて、消防署、出張所その他必要な場所に<b>消防相談所を開設し、各種相談案内等の対応に関すること。</b></p>	<p>① 被災建物、仮設建物、避難所等における火災予防対策の徹底、機能復旧時における出火防止対策の徹底、<b>電気、都市ガス等の機能停止に伴う火気使用形態の変化に対応した出火防止及び危険物施設等における余震に対する警戒体制、構造設備点検に関すること。</b></p> <p>② 災害の規模に応じて、<b>消防庁舎</b>その他必要な場所で<b>各種相談等に対応。</b></p>
--	---	---

第1編 震災対策計画 第4部 震災復旧・復興計画 第2章 復興計画 (赤字：修正検討事項に基づく修正)

修正箇所	現行計画	修正案
<p>第1節 震災復興の基本的考え方</p> <p>2 生活復興と都市復興</p> <p>(2) 都市復興 (P255)</p>	<p>都市復興は、建物の不燃化や避難路等の整備を中心とした都市基盤の整備を着実に進め、まちの安全性<sup>①</sup>より高めていく木造住宅密集地域等の改善を目指す普段からの防災まちづくりの延長線上にある。</p> <p>特に大きな被害を受けた地域のみならず、都市全体の防災性の向上を目指し、将来世代も含め、人々が暮らしやすく、住み続けることができる活力に満ちた<sup>②</sup>まちをつくること都市復興の基本目標である。</p>	<p>都市復興は、建物の不燃化や避難路等の整備を中心とした都市基盤の整備を着実に進め、まちの安全性<sup>①</sup>をより高めていく木造住宅密集地域等の改善を目指す普段からの防災まちづくりの延長線上にある。</p> <p>特に大きな被害を受けた地域のみならず、都市全体の防災性の向上を目指し、将来世代も含め、人々が暮らしやすく、住み続けることができる活力に満ちたまちをつくること都市復興の基本目標である。</p>
<p>//</p> <p>4 事前復興 (P256)</p>	<p>大地震が発生する前に、予め地震等に対するハード・ソフトを含めた危険性やぜい弱性(ヴァルナビリティ)を、官民一体となって予測・予見し、それらを取り除き、あるいは減ずる普段からの取組みを積極的に進めていることが重要である。</p> <p>そして、いざ大地震が発生した際に、被害を最小限に食い止め(減災)、円滑かつ速やかな復興まちづくりへとつながる本部体制設置に加え、区、区民、事業者等の実効性ある活動(事前復興のまちづくり)を、模擬訓練等を通じて実践しておくことが特に求められる。</p> <p>(略)</p>	<p>大地震が発生する前に、予め地震等に対するハード・ソフトを含めた危険性やぜい弱性(ヴァルナビリティ)を、官民一体となって予測・予見し、それらを取り除き、あるいは減ずる普段からの取組みを積極的に進めていくことが重要である。</p> <p>そして、いざ大地震が発生した際に、被害を最小限に食い止め(減災)、円滑かつ速やかな復興まちづくりへとつながる本部体制設置に加え、区、区民、事業者等の実効性ある活動(事前復興のまちづくり)を、<b>復興模擬訓練</b>等を通じて実践しておくことが特に求められる。</p> <p>(略)</p>
<p>//</p> <p>震災後の復旧・復興の取組み図 (P257)</p>	<p>震災後の復旧・復興の取組み図</p> <p>この図は、地震発生後の対応と復興に向けた取組みを時系列で示しています。地震発生後、まず「応急・復旧の取組み」が行われ、被災直後には「被災直後」の対応（災害情報の収集・伝達、消防活動、救助・救急、医療施設、警備・交通規制、ライフライン、公共施設の復旧対策）が行われます。同時に「被災状況の把握（家屋被害調査等）」、「用地の確保・調整」、「がれき等の処理」、「復興対象地区選定」が行われます。その後、「復興に向けた取組み」に移り、被災後1週間程度から「家屋被害復興本部設置」が行われ、被災後2週間以内には「第1次方針・建築の制限」が決定し、被災後6ヶ月以内には「第2次建築制限の策定」が行われます。最終的に「復興」が実現し、「事業の推進計画」が策定されます。</p>	<p>【震災時における東京都の取組み図】</p> <p>この図は、東京都における震災時の取組みを示しています。地震発生後、まず「応急・復旧の取組み」が行われ、被災直後には「被災直後」の対応（災害情報の収集・伝達、消防活動、救助・救急、医療施設、警備・交通規制、ライフライン、公共施設の復旧対策）が行われます。同時に「被災状況の把握（家屋被害調査等）」、「用地の確保・調整」、「がれき等の処理」、「相談」が行われます。その後、「復興に向けた取組み」に移り、被災後1週間程度から「復興本部設置」が行われ、被災後2週間以内には「第1次方針の策定」が行われ、被災後6ヶ月以内には「第2次建築制限の策定」が行われます。最終的に「復興」が実現し、「事業の推進計画」が策定されます。</p>
<p>//</p> <p>(P257)</p>	<p>東京都防災都市づくり推進計画において、「整備地域」に指定される区内の木造住宅密集地域の多くは火災に対する危険性が高いことから、これらの地域では建物の不燃化、道路の拡幅等による延焼遮断帯の形成、広域避難場所等へ通ずる避難路、公園等の整備などのオープンスペース等の確保を積極的に推進していくことが必要となる。</p>	<p>東京都防災都市づくり推進計画において、「整備地域」に指定される区内の木造住宅密集地域の多くは火災に対する危険性が高いことから、これらの地域では建物の不燃化、<b>都市計画道路の整備</b>や道路の拡幅等による延焼遮断帯の形成、広域避難場所等へ通ずる避難路、公園等の整備などのオープンスペース等の確保を積極的に推進していくことが必要となる。</p>
<p>//</p> <p>5 震災都市復興の流れ (P257)</p>	<p><b>都及び</b>区の震災復興マニュアル(都市復興編)による都市復興の流れは次のとおりである。</p> <p>(略)</p>	<p>区の震災復興マニュアル(都市復興編)による都市復興の流れは次のとおりである。</p> <p>(略)</p>
<p>//</p> <p>第2節 具体的な取組み</p> <p>3 震災復興マニュアル</p> <p>(2) 震災復興マニュアルの改定 (P260)</p>	<p>表&lt;生活復興&gt;(1)生活復興の目標</p> <p>② 心身や財産に回復し難いダメージを受け、震災前のくらしに戻ることが困難な場合には、被災者の<b>新しい将来像</b>を構築していけるようにする。</p> <p>③ 個人<b>や</b>事業者は自らの責任において、あるいは共に助け合って復興を図っていくことが基本である。行政は、被災者の復興作業が円滑に進むよう、公的融資や助成、情報提供・指導・相談等を通じて自立のための環境整備を行う。</p> <p>表&lt;都市復興&gt;(1) 都市復興の目標</p> <p>① <b>特に大きな被害を受けた地域のみならず、「被災を繰り返さない都市づくり」及び、将来世代も含め人びとが暮らしやすく、住み続けることができる、活力に満ちたまちをつくるため、「持続的発展が可能な都市」にしていく。</b></p> <p>② 復興の整備水準は、新しい時代の要請に応えられる質の高い都市の実現を目指す。</p> <p>(2) 都市復興の推進</p> <p>① 地域の協働復興の取組みを支援し、地域内のまちづくり計画を始め、地域の実状に応じた様々な地域課題の解決を図るためのまちづくりの総合的な計画やルールづくりを行う。</p> <p>② 被災実態に応じた時限的な市街地づくりや復興まちづくり計画について、地域の合意形成を図りながら復興まちづくり事業の速やかな展開を図る。</p> <p>「東京都地域防災計画」から引用</p>	<p>表&lt;生活復興&gt;(1)生活復興の目標</p> <p>② 心身や財産に回復し難いダメージを受け、震災前のくらしに戻ることが困難な場合には、被災者が<b>新しい現実の下で、それに適合したくらしのスタイル</b>を構築していけるようにする。</p> <p>③ 個人<b>及び</b>事業者は自らの責任において、あるいは共に助け合って復興を図っていくことが基本である。行政は、被災者の復興作業が円滑に進むよう、公的融資や助成、<b>様々な媒体による</b>情報提供・指導・相談等を通じて自立のための環境整備を行う。</p> <p>表&lt;都市復興&gt;(1) 都市復興の目標</p> <p>① 「被災を繰り返さない、活力とゆとりのある高度成熟都市の実現」</p> <p>② 都市復興後、再び東京が地震等の自然災害に襲われたとしても、被害を限りなく低減でき、合わせて、高度に成熟し、世界中の人から選択される都市を目指す決意を示すものである。</p> <p>「東京都地域防災計画 震災編(令和5年修正)」から引用</p>
<p>//</p> <p>6 地籍調査の促進 (P262)</p>	<p>中野区は、地籍調査を進めている。<b>災害により地権者等が離散している場合等における権利関係をめぐる調整に多大な困難を伴うことが予想されることから、地籍調査の実施を促進する。</b></p>	<p>中野区は、地籍調査を進めている。<b>震災後のすみやかな復興のため、支障となるような土地等の複雑な権利関係については予め整理しておくことが重要であり、地籍調査を促進する。</b></p>

第2編 風水害編 第2部 風水害予防計画 第1章 地域の防災行動力の向上 (赤字：修正検討事項に基づく修正)

修正箇所	現行計画	修正案																																																																															
第3節 具体的な取組み 1 区民等における防災対策の推進 (P266)	(略) (4) 買い物や片付けなど日頃の暮らしの中でできる災害への備え <del>(都RI)</del> (略)	(略) (4) 買い物や片付けなど日頃の暮らしの中でできる災害への備え (略) (8) ペットの同行避難や避難所での飼養準備 (9) <b>所有建築物等の強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策</b>																																																																															
// 2 防災に関する知識等の普及啓発 (P267~268)	(5) 防災教育の促進 ① 区は、地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材の充実を図る。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施、各地域においては、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう努める。 さらに、区は、防災(防災・減災への取組実施機関)と福祉(地域包括支援センター・ケアマネジャー)の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。	(5) 防災教育の促進 ① 区は、地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材の充実を図る。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育を実施する。各地域においては、 <b>気象防災アドバイザー等の専門家の活用を図り</b> 、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう努める。 さらに、区は、防災(防災・減災への取組実施機関)と福祉(地域包括支援センター・ケアマネジャー)の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。																																																																															
// 3 浸水想定区域内と土砂災害警戒区域内に立地する要配慮者利用施設の安全対策 (P268)	(1) 避難確保計画の作成と避難訓練の実施の義務化等 区は、浸水想定区域内と土砂災害警戒区域内に立地する要配慮者利用施設に対する、避難確保計画の作成と避難訓練 <b>実施の義務化</b> に関する取組を推進していく。 <b>なお、区は、浸水想定区域内と土砂災害警戒区域内に立地する要配慮者利用施設に対して、避難確保計画作成を指示するとともに、正当な理由なく指示に従わなかった場合には、その旨を公表することができる。 また、当該計画に定められているところにより、避難訓練を実施する義務が課せられている。 なお、浸水想定区域内と土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自衛水防組織の設置に努めるとともに、作成した避難確保計画の報告及び自衛水防組織を設置した場合、計画の作成及び変更があったときには、区長に報告する。</b>	(1) 避難確保計画の作成と避難訓練の実施の義務化等 <b>平成29年6月19日及び令和3年7月15日に水防法等の一部が改正されたことを踏まえ</b> 、区は、浸水想定区域内と土砂災害警戒区域内に立地する要配慮者利用施設に対する、避難確保計画の作成と避難訓練 <b>の実施</b> に関する取組を推進していく。 <b>浸水想定区域内と土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自衛水防組織の設置に努めるとともに、避難確保計画の作成・変更、避難訓練の実施結果及び自衛水防組織の設置・変更について区長に報告しなければならない。</b> また、区は、浸水想定区域内と土砂災害警戒区域内に立地する要配慮者利用施設に対して、避難確保計画の作成を指示し、正当な理由なく指示に従わなかった場合には、その旨を公表するとともに、 <b>避難確保計画の作成・変更及び避難訓練の実施結果について報告を受けたときは、必要な助言または勧告をすることができる。</b>																																																																															
// 4 急傾斜地の安全対策 (P269)	(1) 土砂災害警戒区域等の指定 東京都は、～(略)～。中野区には、 <b>22か所</b> の土砂災害警戒区域が指定され、その内、 <b>12か所</b> が土砂災害特別警戒区域に指定されている。  【中野区の土砂災害警戒区域等指定数(平成30年1月30日、令和元年9月26日告示)】 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区域の町丁目</th> <th colspan="2">指定箇所数</th> </tr> <tr> <th>土砂災害警戒区域</th> <th>土砂災害特別警戒区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>弥生町 一丁目</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>弥生町 五丁目</td><td>1</td><td>0</td></tr> <tr><td>弥生町 六丁目</td><td>2</td><td>2</td></tr> <tr><td>本町 五丁目</td><td>2</td><td>0</td></tr> <tr><td>中央 一丁目</td><td>1</td><td>0</td></tr> <tr><td>中央 二丁目</td><td>1</td><td>0</td></tr> <tr><td><b>東中野 五丁目</b></td><td><b>+</b></td><td><b>+</b></td></tr> <tr><td>上高田 四丁目</td><td>6</td><td><b>5</b></td></tr> <tr><td>上高田 五丁目</td><td>3</td><td>2</td></tr> <tr><td>松が丘 一丁目</td><td>2</td><td>0</td></tr> <tr><td>松が丘 二丁目</td><td>2</td><td>1</td></tr> <tr><td>合計</td><td><b>22</b></td><td><b>12</b></td></tr> </tbody> </table>	区域の町丁目	指定箇所数		土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	弥生町 一丁目	1	1	弥生町 五丁目	1	0	弥生町 六丁目	2	2	本町 五丁目	2	0	中央 一丁目	1	0	中央 二丁目	1	0	<b>東中野 五丁目</b>	<b>+</b>	<b>+</b>	上高田 四丁目	6	<b>5</b>	上高田 五丁目	3	2	松が丘 一丁目	2	0	松が丘 二丁目	2	1	合計	<b>22</b>	<b>12</b>	(1) 土砂災害警戒区域等の指定 東京都は、～(略)～。中野区には、 <b>21か所</b> の土砂災害警戒区域が指定され、その内、 <b>10か所</b> が土砂災害特別警戒区域に指定されている。  【中野区の土砂災害警戒区域等指定数(平成30年1月30日、令和元年9月26日、令和3年5月28日、令和5年6月21日告示)】 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区域の町丁目</th> <th colspan="2">指定箇所数</th> </tr> <tr> <th>土砂災害警戒区域</th> <th>土砂災害特別警戒区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>弥生 一丁目</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>弥生 五丁目</td><td>1</td><td>0</td></tr> <tr><td>弥生 六丁目</td><td>2</td><td>2</td></tr> <tr><td>本町 五丁目</td><td>2</td><td>0</td></tr> <tr><td>中央 一丁目</td><td>1</td><td>0</td></tr> <tr><td>中央 二丁目</td><td>1</td><td>0</td></tr> <tr><td>上高 四丁目</td><td>6</td><td><b>4</b></td></tr> <tr><td>上高 五丁目</td><td>3</td><td>2</td></tr> <tr><td>松が丘 一丁目</td><td>2</td><td>0</td></tr> <tr><td>松が丘 二丁目</td><td>2</td><td>1</td></tr> <tr><td>合計</td><td><b>21</b></td><td><b>10</b></td></tr> </tbody> </table>	区域の町丁目	指定箇所数		土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	弥生 一丁目	1	1	弥生 五丁目	1	0	弥生 六丁目	2	2	本町 五丁目	2	0	中央 一丁目	1	0	中央 二丁目	1	0	上高 四丁目	6	<b>4</b>	上高 五丁目	3	2	松が丘 一丁目	2	0	松が丘 二丁目	2	1	合計	<b>21</b>	<b>10</b>
区域の町丁目	指定箇所数																																																																																
	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域																																																																															
弥生町 一丁目	1	1																																																																															
弥生町 五丁目	1	0																																																																															
弥生町 六丁目	2	2																																																																															
本町 五丁目	2	0																																																																															
中央 一丁目	1	0																																																																															
中央 二丁目	1	0																																																																															
<b>東中野 五丁目</b>	<b>+</b>	<b>+</b>																																																																															
上高田 四丁目	6	<b>5</b>																																																																															
上高田 五丁目	3	2																																																																															
松が丘 一丁目	2	0																																																																															
松が丘 二丁目	2	1																																																																															
合計	<b>22</b>	<b>12</b>																																																																															
区域の町丁目	指定箇所数																																																																																
	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域																																																																															
弥生 一丁目	1	1																																																																															
弥生 五丁目	1	0																																																																															
弥生 六丁目	2	2																																																																															
本町 五丁目	2	0																																																																															
中央 一丁目	1	0																																																																															
中央 二丁目	1	0																																																																															
上高 四丁目	6	<b>4</b>																																																																															
上高 五丁目	3	2																																																																															
松が丘 一丁目	2	0																																																																															
松が丘 二丁目	2	1																																																																															
合計	<b>21</b>	<b>10</b>																																																																															

第2編 風水害編 第2部 風水害予防計画 第2章 災害に強い都市基盤整備 (赤字：修正検討事項に基づく修正)

修正箇所	現行計画	修正案
第1節 現状と課題 2 下水道 (P271)	(略) 下水道局では、平成25年に「下水道事業経営計画2013」や「豪雨対策下水道緊急プラン」を策定し、浸水対策の充実・強化を図っていくこととしている。(略)	(略) 下水道局では、令和3年の「下水道事業経営計画2021」や令和2年の「東京都豪雨対策アクションプラン」を策定し、浸水対策の充実・強化を図っていくこととしている。(略)
第2節 具体的な取組み 1 河川の事業計画 (1) 神田川 (P272)	(略) 区内における神田川の護岸改修は、小滝橋下流の新宿区区境から柳橋下流まで1時間当たり50ミリ規模の降雨に対応する護岸改修が完了している。現在は、柳橋下流から寿橋間について、用地取得をしながら、1時間当たり50ミリ規模の降雨に対応する護岸整備工事を進めている。	(略) 区内における神田川の護岸改修は、小滝橋下流の新宿区区境から柳橋まで1時間当たり50ミリ規模の降雨に対応する護岸改修が完了している。現在は、柳橋から寿橋間について、用地取得をしながら、1時間当たり50ミリ規模の降雨に対応する護岸整備工事を進めている。
// (2) 善福寺川 (P272)	(略) 環状七号線から上流は、平成17年度から1時間当たり50ミリ規模の降雨に対応する護岸整備工事に着手している。	(略) 環状七号線から上流は、平成17年度から1時間当たり50ミリ規模の降雨に対応する護岸整備工事を <b>実施</b> している。
// (3) 妙正寺川・江古田川 (P272)	(略) ～妙正寺川上流域の浸水被害の早期軽減を図るため、鷺宮調節池を設置している。	(略) ～妙正寺川上流域の浸水被害の早期軽減を図るため、鷺宮調節池を設置している。 <b>平成26年度からは、鷺宮調節池から八幡橋間の護岸整備工事を実施している。</b>



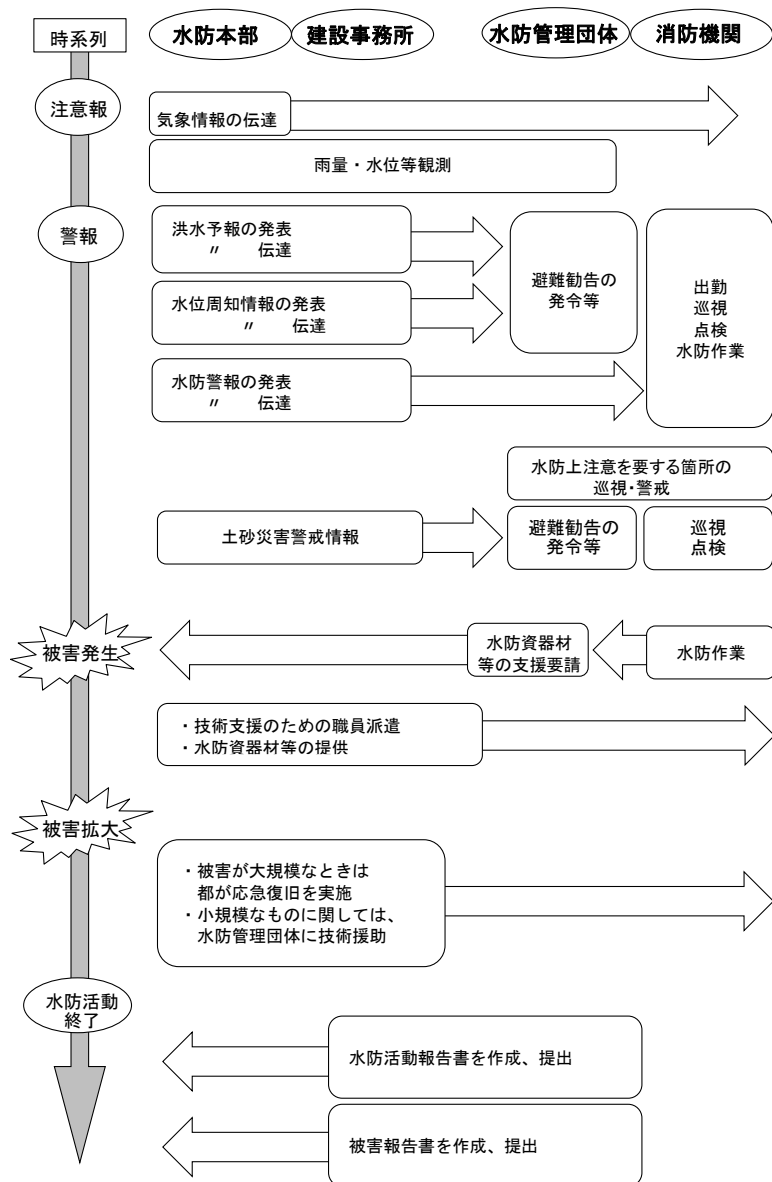
第2編 風水害編 第3部 風水害応急対策計画 第1章 災害応急対策の活動態勢(赤字:修正検討事項に基づく修正)

修正箇所	現行計画	修正案																																										
<p>第2節 具体的な取組み 2 都の活動態勢(都の水防組織) (2) 水防本部の態勢及び活動 (P279~281)</p>	<p>① 都の態勢 都建設局(都水防本部)からの指示、または所長が必要と認めるときは、次表の態勢をとるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="411 335 1136 1302"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>基準及び内容</th> <th>人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>連絡態勢</td> <td>主として情報の収集及び連絡にあたり、事態に応じた配備態勢の指示連絡が行える態勢。</td> <td>若干名</td> </tr> <tr> <td>警戒配備態勢</td> <td>おおむね次の場合で、警戒するとともに主として雨量・水位の観測及び水防資器材の点検等を行う態勢。 1 水防用気象情報の警報が発せられたとき。 2 国管理河川のいずれかに洪水注意報が発せられたとき。 3 国管理河川のいずれか水防警報の待機または準備が発せられたとき。</td> <td>水防要員のおおむね 1/9</td> </tr> <tr> <td>第1非常配備態勢</td> <td>おおむね次の場合で、水害が発生したとき、ただちに水防活動に対応できる態勢。 1 国管理河川のいずれかに洪水警報が発せられたとき。 2 国管理河川のいずれかに水防警報の出勤が発せられたとき。 3 局地的な水害が発生するおそれがあるとき、または発生したとき。</td> <td>水防要員のおおむね 1/6</td> </tr> <tr> <td>第2非常配備態勢</td> <td>複数の区域で水害が発生するおそれがあるとき、または発生したとき。</td> <td>水防要員のおおむね 1/5</td> </tr> <tr> <td>第3非常配備態勢</td> <td>大規模な水害が発生するおそれがあるとき、または発生したとき。</td> <td>水防要員のおおむね 1/3</td> </tr> <tr> <td>第4非常配備態勢</td> <td>都内全域にわたり水害が発生するおそれがあるとき、または発生したとき。</td> <td>水防要員全員</td> </tr> </tbody> </table>	種類	基準及び内容	人員	連絡態勢	主として情報の収集及び連絡にあたり、事態に応じた配備態勢の指示連絡が行える態勢。	若干名	警戒配備態勢	おおむね次の場合で、警戒するとともに主として雨量・水位の観測及び水防資器材の点検等を行う態勢。 1 水防用気象情報の警報が発せられたとき。 2 国管理河川のいずれかに洪水注意報が発せられたとき。 3 国管理河川のいずれか水防警報の待機または準備が発せられたとき。	水防要員のおおむね 1/9	第1非常配備態勢	おおむね次の場合で、水害が発生したとき、ただちに水防活動に対応できる態勢。 1 国管理河川のいずれかに洪水警報が発せられたとき。 2 国管理河川のいずれかに水防警報の出勤が発せられたとき。 3 局地的な水害が発生するおそれがあるとき、または発生したとき。	水防要員のおおむね 1/6	第2非常配備態勢	複数の区域で水害が発生するおそれがあるとき、または発生したとき。	水防要員のおおむね 1/5	第3非常配備態勢	大規模な水害が発生するおそれがあるとき、または発生したとき。	水防要員のおおむね 1/3	第4非常配備態勢	都内全域にわたり水害が発生するおそれがあるとき、または発生したとき。	水防要員全員	<p>① 都の態勢 都は気象状況等により、洪水、高潮、津波等のおそれがあるときは、直ちに以下の態勢をとる。</p> <table border="1" data-bbox="1197 335 1921 1783"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>基準及び内容</th> <th>人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>連絡態勢</td> <td>主に以下のいずれかの場合に該当し、気象・雨量・水位等の情報の収集・連絡、及び事態に応じた配備態勢の指示連絡を行う態勢 1. 水防活動用注意報※1が発表されたとき 2. 国管理・都管理・都県境の県管理河川の水防警報河川に水防警報(待機または準備)が発表されたとき 3. 国管理の水位周知河川に、氾濫注意情報が発表されたとき 4. 国管理・都県境の県管理河川の洪水予報河川に、氾濫注意情報が発表されたとき</td> <td>若干名</td> </tr> <tr> <td>水防本部の設置</td> <td>警戒配備態勢 主に以下のいずれかの場合に該当し、気象・雨量・水位等の情報の収集・連絡に加えて、水防資器材の点検等を行い、直ちに水防活動に対応できる態勢 1. 東京地方に水防活動用警報※2が発表されたとき 2. 国管理・都管理・都県境の県管理河川の水防警報河川に、水防警報(出勤)が発表されたとき 3. 都管理の水位周知河川に氾濫危険情報が発表されたとき 4. 国管理・都県境の県管理河川の水位周知河川に、氾濫警戒情報・氾濫危険情報が発表されたとき 5. 国管理・都管理の洪水予報河川に、氾濫警戒情報・氾濫危険情報が発表されたとき 6. 都管理の水位周知海岸に、氾濫発生情報が発表されたとき</td> <td>水防要員のおおむね 1/15</td> </tr> <tr> <td>第1非常配備態勢</td> <td>局地的な水害が発生するおそれがあるとき、または発生したとき</td> <td>水防要員のおおむね 1/10</td> </tr> <tr> <td>第2非常配備態勢</td> <td>(現行)</td> <td>(現行)</td> </tr> <tr> <td>第3非常配備態勢</td> <td>(現行)</td> <td>(現行)</td> </tr> <tr> <td>第4非常配備態勢</td> <td>(現行)</td> <td>(現行)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 水防活動の利用に適合する注意報で、災害の起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報。 気象、津波、高潮、洪水の注意報はある。 ※2 水防活動の利用に適合する警報で、重大な災害の起こるおそれがある旨を警告して行う予報。 気象、津波、高潮、洪水の警報がある。</p>	種類	基準及び内容	人員	連絡態勢	主に以下のいずれかの場合に該当し、気象・雨量・水位等の情報の収集・連絡、及び事態に応じた配備態勢の指示連絡を行う態勢 1. 水防活動用注意報※1が発表されたとき 2. 国管理・都管理・都県境の県管理河川の水防警報河川に水防警報(待機または準備)が発表されたとき 3. 国管理の水位周知河川に、氾濫注意情報が発表されたとき 4. 国管理・都県境の県管理河川の洪水予報河川に、氾濫注意情報が発表されたとき	若干名	水防本部の設置	警戒配備態勢 主に以下のいずれかの場合に該当し、気象・雨量・水位等の情報の収集・連絡に加えて、水防資器材の点検等を行い、直ちに水防活動に対応できる態勢 1. 東京地方に水防活動用警報※2が発表されたとき 2. 国管理・都管理・都県境の県管理河川の水防警報河川に、水防警報(出勤)が発表されたとき 3. 都管理の水位周知河川に氾濫危険情報が発表されたとき 4. 国管理・都県境の県管理河川の水位周知河川に、氾濫警戒情報・氾濫危険情報が発表されたとき 5. 国管理・都管理の洪水予報河川に、氾濫警戒情報・氾濫危険情報が発表されたとき 6. 都管理の水位周知海岸に、氾濫発生情報が発表されたとき	水防要員のおおむね 1/15	第1非常配備態勢	局地的な水害が発生するおそれがあるとき、または発生したとき	水防要員のおおむね 1/10	第2非常配備態勢	(現行)	(現行)	第3非常配備態勢	(現行)	(現行)	第4非常配備態勢	(現行)	(現行)
種類	基準及び内容	人員																																										
連絡態勢	主として情報の収集及び連絡にあたり、事態に応じた配備態勢の指示連絡が行える態勢。	若干名																																										
警戒配備態勢	おおむね次の場合で、警戒するとともに主として雨量・水位の観測及び水防資器材の点検等を行う態勢。 1 水防用気象情報の警報が発せられたとき。 2 国管理河川のいずれかに洪水注意報が発せられたとき。 3 国管理河川のいずれか水防警報の待機または準備が発せられたとき。	水防要員のおおむね 1/9																																										
第1非常配備態勢	おおむね次の場合で、水害が発生したとき、ただちに水防活動に対応できる態勢。 1 国管理河川のいずれかに洪水警報が発せられたとき。 2 国管理河川のいずれかに水防警報の出勤が発せられたとき。 3 局地的な水害が発生するおそれがあるとき、または発生したとき。	水防要員のおおむね 1/6																																										
第2非常配備態勢	複数の区域で水害が発生するおそれがあるとき、または発生したとき。	水防要員のおおむね 1/5																																										
第3非常配備態勢	大規模な水害が発生するおそれがあるとき、または発生したとき。	水防要員のおおむね 1/3																																										
第4非常配備態勢	都内全域にわたり水害が発生するおそれがあるとき、または発生したとき。	水防要員全員																																										
種類	基準及び内容	人員																																										
連絡態勢	主に以下のいずれかの場合に該当し、気象・雨量・水位等の情報の収集・連絡、及び事態に応じた配備態勢の指示連絡を行う態勢 1. 水防活動用注意報※1が発表されたとき 2. 国管理・都管理・都県境の県管理河川の水防警報河川に水防警報(待機または準備)が発表されたとき 3. 国管理の水位周知河川に、氾濫注意情報が発表されたとき 4. 国管理・都県境の県管理河川の洪水予報河川に、氾濫注意情報が発表されたとき	若干名																																										
水防本部の設置	警戒配備態勢 主に以下のいずれかの場合に該当し、気象・雨量・水位等の情報の収集・連絡に加えて、水防資器材の点検等を行い、直ちに水防活動に対応できる態勢 1. 東京地方に水防活動用警報※2が発表されたとき 2. 国管理・都管理・都県境の県管理河川の水防警報河川に、水防警報(出勤)が発表されたとき 3. 都管理の水位周知河川に氾濫危険情報が発表されたとき 4. 国管理・都県境の県管理河川の水位周知河川に、氾濫警戒情報・氾濫危険情報が発表されたとき 5. 国管理・都管理の洪水予報河川に、氾濫警戒情報・氾濫危険情報が発表されたとき 6. 都管理の水位周知海岸に、氾濫発生情報が発表されたとき	水防要員のおおむね 1/15																																										
第1非常配備態勢	局地的な水害が発生するおそれがあるとき、または発生したとき	水防要員のおおむね 1/10																																										
第2非常配備態勢	(現行)	(現行)																																										
第3非常配備態勢	(現行)	(現行)																																										
第4非常配備態勢	(現行)	(現行)																																										
	<p>② 都及び水防管理団体等の水防活動 (図)</p>	<p>② 都及び水防管理団体等の水防活動 都及び水防管理団体等は、気象状況等により、洪水、高潮、津波、土砂災害等のおそれがあるときは、直ちに事態に即応した配備態勢をとり、以下の水防活動を行う。 (図:下図のとおり変更)</p>																																										

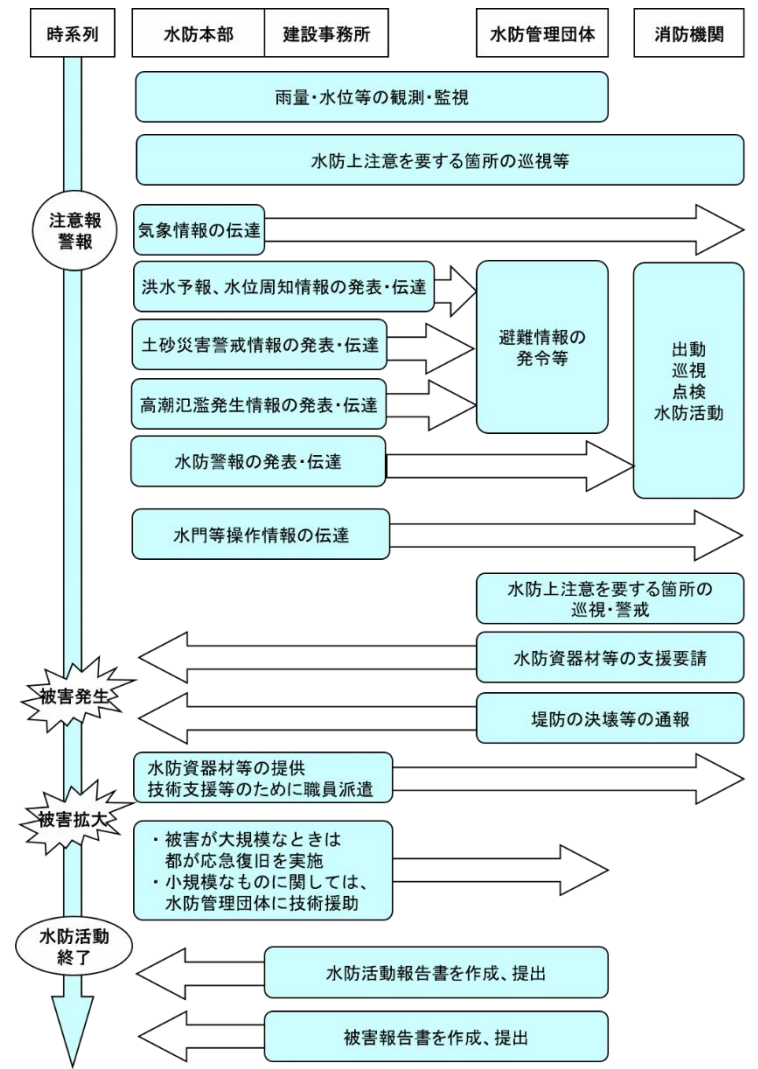
図変更

< 現行計画 >

< 修正案 >



※水防管理団体には避難勧告等発令部署を含む



※水防管理団体には避難情報発令部署を含む

修正箇所	現行計画	修正案
// 3 消防機関の活動態勢 (1) 消防活動 (P283)	③ 水防活動 ～ ウ 消防・救急無線、消防団MCA無線、中野区防災行政無線及び有線電話を効果的に活用し消防団及び関係行政機関と情報連絡を行う。	③ 水防活動 ～ ウ 消防・救急デジタル無線、消防団MCA無線、中野区防災行政無線及び有線電話を効果的に活用し消防団及び関係行政機関と情報連絡を行う。

第3編 大規模事故対策計画 第2部 大規模事故等予防計画 第4章 危険物施設等の安全化 (赤字: 修正検討事項に基づく修正)

修正箇所	現行計画	修正案
(P317)	表<東京消防庁 消防署>	1 危険物を貯蔵し、又は取扱う事業所に対して、予防規程又は事業所防災計画に基づき対応を図るよう指導する。 2 ~ (以降、番号順送り)

第3編 大規模事故対策計画 第2部 大規模事故等予防計画 第5章 危険物等の輸送の安全化 (赤字: 修正検討事項に基づく修正)

修正箇所	現行計画	修正案
(P318)	常置場所及び走行中のタンクローリーについて、立入検査を行う。	消防法に定める危険物を運搬する車両及びタンクローリーを所有する事業所等に対し、災害防止の観点から次の応急措置を検討、実施するように指導する。 ① 出荷及び受入れの停止又は制限。 ② 輸送途中車両に措置の徹底。

第3編 大規模事故対策計画 第2部 大規模事故等予防計画 第6章 都市施設の安全化 (赤字: 修正検討事項に基づく修正)

修正箇所	現行計画	修正案
第2節 地下工事 1 生活関連施設工事 (P318)	表<東京電力パワーグリッド(株)> ① 安全管理対策の確立 ア 安全管理組織 (ア) 各事業所に安全担当を設け、安全の確保及び事故防止に努めている。 (イ) 大規模工事については、きめ細かな施工監理を行い、事故の防止を図っている。  イ 現場責任者の指定 (ア) 適正円滑な工事の施工及び安全確保のため、責任者として担当管理職を当て工事毎に担当監理者を選任している。 (イ) 請負会社に対しては、責任者として現場代理人を届けさせるとともに、	表<東京電力パワーグリッド(株)> ① 安全管理対策の確立 ア 安全管理組織 (ア) 本社(東京電力ホールディングス)に安全推進室・内部監査室を設け、各方面にわたり安全の確保、推進を図っている。 (イ) 本社各部、各店所、建設所等に専任の安全品質担当を設け、安全の確保、事故の防止に専念させている。 (ウ) 大規模工事については、送変電建設センターを設置し、集中管理と綿密な事故の防止を図っている。  イ 現場責任者の指定 (ア) 担当管理職を責任者にするともに、工事ごとに担当監理員を選定し、適正円滑な工事の施工と安全の確保にあたらせている。 (イ) 協力会社に対しては、責任者として現場代理人を届出させるととも

	<p>災害の防止に関する事項を補佐する災害防止責任者を選定させる。  ウ 工事の安全確保及び事故発生時の体制について社内マニュアル及び要領仕様書類を定め万全を期している。</p> <p>② 安全対策（事故防止対策）  事故防止に対する対策については、以下の事項を考慮のうえ工事の施工を実施する。  ア 施工段階毎の安全対策の徹底  イ 東京ガスとの保安協定  ウ 地下埋設物、重要施設物管理者との協議  エ 他工事との連絡・調整  オ 各種標識の設置  カ 工事現場の巡回・点検  キ 工事従事者に対する安全教育の徹底</p>	<p>に、工事の規模等を勘案して必要と認めるときは、災害の防止に関する一切の事項を管理する災害防止責任者を選定させる。  ウ 社内に「グループ非常災害対策規定」を制定し、緊急時の具体的措置を定め、速やかな初期対応と災害の拡大防止を図るとともに、緊急時の基本連絡ルートを決めている。  エ 万一事故が発生した場合の応動体制について、次のとおり社内規程・要領・仕様書類を定め、万全を期している。  （ア） グループ非常災害対策規程  （イ） 地中送電線路電気工事安全仕様書  （ウ） 土木工事共通仕様書  （エ） 地中送電設備工事監理マニュアル  （オ） 配電工事監理業務マニュアル  （カ） 配電工事仕様書 等</p> <p>② 安全対策（事故防止対策）  事故防止に対する対策については、以下の事項を考慮のうえ工事の施工を実施する。  ア 各施工工事に係る安全対策  イ 他の地下埋設物管理者との協定等  ウ 他の工事との連絡・調整  エ 各種標識、ガス検知器等の設置  オ 工事現場の巡回・点検  カ 工事従事者に対する安全教育</p>
--	---	---

第3編 大規模事故対策計画 第3部 大規模事故等応急対策計画 第4章 大規模事故対策（赤字：修正検討事項に基づく修正）

修正箇所	現行計画	修正案
第1節 鉄道事故 (P337)	<p>表&lt;西武鉄道(株)&gt;  事故が発生した場合は、死傷者の救護を迅速、適切に行うとともに、併発事故の防止の処置を講じ、速やかに輸送の再開を図るものとする。また、必要と認めるときは本社に「事故対策本部」、事故現場に「現地事故復旧部」を設置する。</p>	<p>表&lt;西武鉄道(株)&gt;  事故が発生した場合は、死傷者の救護を迅速、適切にするとともに、併発事故の防止の処置を講じ、損害の拡大を防止し、速やかに輸送の再開を図るものとする。  多数の死傷者を生じるか本線を長時間支障する事故が発生したときは、状況に応じて本社に「事故対策本部」を、また現地に「現地事故復旧部」を設置する。</p>

## 第1部 計画の前提条件

### 第1節 火山災害対策計画の位置づけ

火山災害対策計画は、中野区の区域内において、富士山の噴火に伴う降灰が発生し、または発生するおそれがある場合において、区民等の生命・財産を守るために区、防災関係機関、事業者、区民が行うべき、災害予防、災害応急対策及び災害復旧にかかる取組みについて定めた計画である。

### 第2節 計画の前提

東京都は富士山火口から距離があるため、溶岩流や火砕流等の被害を受けることはなく、広範囲な降灰に起因する被害が想定されている。

したがって本計画では、主に富士山降灰対策について定めることとし、国が設置した富士山ハザードマップ検討委員会が平成16年（2004年）6月に公表した「富士山ハザードマップ検討委員会報告書」に示された被害想定を計画の基礎とする。

### 第3節 富士山の現況

#### 1 富士山の概要

- (1) 富士山は、我が国に存在する活火山の一つで、静岡県及び山梨県の二県にまたがって位置している。標高は3,776mで我が国の最高峰であり、山体の体積は約500km<sup>3</sup>で、我が国で最大の火山である。
- (2) 活動度はランク B(100年活動度または1万年活動度が高い活火山)とされている。
- (3) 富士山山頂火口から都内までの距離は、最も近い檜原村の山梨県境まで約47km、最も遠い葛飾区の千葉県境まで約115kmとなっている。

#### 2 富士山の活動史

富士山は今から約70～20万年前に活動を開始し、噴火を繰り返すことで約1万年前に現在のような美しい円すい形の火山となったと考えられている。それ以降も活発な火山活動を繰り返しており、過去の噴火で流れ出た溶岩が多く見つかっており、古文書等の歴史資料にも富士山の噴火の記録がある。

##### (1) 富士山の成り立ち

富士山は、約10万年前から1万年前まで活動した「古富士火山」と、それ以降、現在まで活動を続ける「新富士火山」に区分されている。

古富士火山は、それ以前からあった小御岳火山の南斜面で噴火を開始し、爆発的噴火を繰り返すとともに、活動末期には複数回の山体崩壊（表層の崩壊ではなく深

部に至る崩壊)が発生した。

新富士火山は、山頂火口及び側火口(山頂以外の山腹等の火口)からの溶岩流や火砕物(火山灰、大山礫等砕けた形で噴出されるもの)の噴出によって特徴づけられ、噴火口の位置や噴出物の種類等から5つの活動期に分類できる。

〈新富士火山の主な噴火活動期〉 ※宮地(1988)に基づく

活動期	年 代	主な噴火口の位置	噴火の特徴
I	約 11000 年前～約 8000 年前	山頂、山腹等	多量の溶岩流の噴出 噴出量は、新富士火山全体の8～9割に及ぶ。
II	約 8000 年前～約 4500 年前	山頂	溶岩流の噴出はほとんどなく、間欠的に比較的小規模な火砕物噴火。
III	約 4500 年前～約 3200 年前	山頂、山腹等	小・中規模の火砕物噴火及び溶岩流噴火。
IV	約 3200 年前～約 2200 年前	山頂	比較的規模の大きい火砕物噴火が頻発。
V	約 2200 年前以降	山腹等	火砕物噴火及び溶岩流噴火。

(2) 歴史資料上の噴火

歴史資料で確認できる噴火は下表のとおりである。1707年の宝永噴火を最後に、これまでの約300年間、富士山は静かな状態が続いている。

年 代	火山活動の状況	特に名前が付いた噴火
781年(天応元年)	山麓に降灰、木の葉が枯れた。	
800～802年(延暦19～21年)	大量の降灰、噴石	延暦(エンリヤク)噴火
864～866年(貞観6～7年)	溶岩流出(青木ヶ原溶岩)。溶岩により人家埋没。湖の魚被害。	貞観(ジョウガン)噴火
937年(承平7年)	噴火	
999年(長保元年)	噴火	
1033年(長元6年)	溶岩流が山麓に達した。	

年 代	火山活動の状況	特に名前が付いた噴火
1083年(栄保3年)	爆発的な噴火	
1511年(永正8年)	噴火	
1560年(永録3年)	噴火	
1707年(宝永4年)	噴火前日から地震群発、12月16日から2週間にわたって爆発的な噴火。江戸にも降灰。	宝永(ホエイ)噴火

### (3) 最近の活動

平成12年(2000年)10月から12月まで及び翌年4月から5月までの間にかけて、富士山直下の深さ15km付近を震源とする低周波地震の多発が確認された。これより浅い地震活動や地殻変動等の異常は観測されず、直ちに噴火の発生が懸念される活動ではなかった。

## 3 富士山における噴火の特徴

これまでに分かっている「新富士火山」の噴火の特徴は、次のとおりである。

- (1) 噴火のタイプは、火砕物噴火、溶岩流噴火及びこれらの混合型の噴火で、少数ではあるが火砕流の発生も確認されている。
- (2) 山頂火口では、繰り返し同一の火口から噴火しているが、側火口では同一火口からの再度の噴火は知られていない。
- (3) 噴火の規模は、小規模なものが圧倒的に多く、約2200年前以降で最大の火砕噴火は、宝永噴火であり最大の溶岩流噴火は貞観噴火である。
- (4) 古文書等の歴史的資料には、確かな噴火記録だけでも781年以降10回の噴火が確認されている。

## 4 国による検討

- (1) 平成12年(2000年)10月から12月まで及び翌年4月から5月までには富士山直下の深さ15km付近を震源とする低周波地震の多発が観測され、改めて富士山が活火山であることが認識された。仮に噴火した場合には、他の火山とは比較にはならない広範かつ多大な被害や影響が生じるおそれがあるため、平成13年(2001年)7月に、国、関係する県及び市町村により「富士山防災協議会」が設立(後に東京都も参加)され、火山防災対策の確立のため、平成16年(2004年)6月に富士山ハザードマップが作成された。
- (2) ハザードマップの作成においては、過去3200年間の噴火活動の実績を踏まえて、火口の範囲の想定、溶岩流、火砕流、融雪型火山泥流、降灰、噴石、土石流等の各

現象について数値シミュレーション等により到達範囲等が求められた。

(3) 富士山の噴火に伴う被害として想定されたものには、次のようなものがある。

火山活動に起因する現象	溶岩流、噴石、降灰、火砕流、火砕サージ、水蒸気爆発、岩屑なだれ、融雪型火山泥流、噴火に伴う土石流、噴火に伴う洪水、火山性地震(地殻変動)、津波、空振及び火山ガス
火山活動に起因しない現象	斜面表層崩壊、豪雨等に伴う土石流、豪雨等に伴う洪水、雪泥流、岩屑なだれおよび落石

## 第4節 被害の想定

### 1 噴火による被害想定

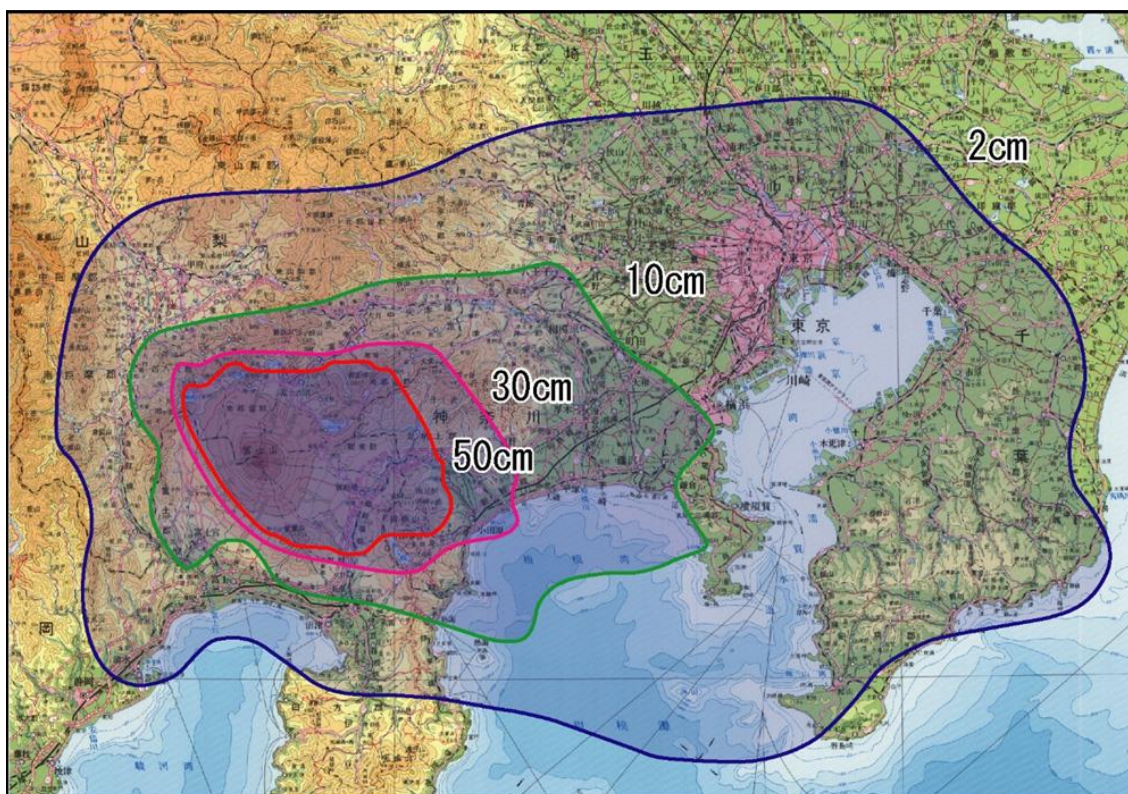
本計画では、国が設置した富士山ハザードマップ検討委員会が、平成16年(2004年)6月に公表した「富士山ハザードマップ検討委員会報告書」に示された被害想定を計画の基礎とする。

東京都は、富士山山頂火口から距離があり、溶岩流、火砕流等の被害を受けることはなく、降灰に起因する被害が想定される。

(1) 噴火の規模及び被害の概要は次のとおりである。

	内容	
噴火の規模等	規模	宝永噴火と同程度
	継続時間	16日間
	時期	①梅雨期 ②その他の時期
被害の原因	降灰	
被害の範囲	都内全域	
被害の程度	中野区 2～10 cm程度 (八王子市及び町田市の一部 10 cm程度)	
被害の概要	降灰に伴うもの	健康障害、建物被害、交通・ライフライン・農林水産業・商工業・観光業への影響
	降灰後の降雨等に伴うもの	洪水、泥流及び土石流にともなう人的・物的被害

(2) 降灰予想図（降灰の影響がおよぶ可能性の高い範囲）



出典 「富士山火山広域防災対策基本方針」より

## 2 火山灰による被害

### (1) 火山灰の特徴

- ① 火山灰とは、火山岩が粉々になった細かい粒子（直径2ミリ以下のもの）のことである。
- ② 火山灰が生じるのは、火山が爆発するときや、高温の岩なだれが火山の山腹を流れ落ちるとき、赤熱した液状の溶岩がしぶきになって飛び散るときなどである。
- ③ 火山灰の外見は、火山のタイプや噴火の仕方によって異なる。色は、明るい灰色から黒色まで様々で、大きさも小石のようなものから化粧用パウダーと同じぐらい細かいものまでである。
- ④ 空中を浮遊する火山灰は太陽光をさえぎり、視界を悪くする。昼間なのに真っ暗になることもある。

### (2) 火山灰による健康被害

#### ① 呼吸器系への影響

噴火によっては、火山灰粒子が非常に細かく、呼吸によって肺の奥深くにまで入ることがある。大量の火山灰にさらされると、健康な人でも、せきの増加や炎症などを伴う旨の不快感を覚える。一般的な急性(短期間)の症状は次のとおり。



ア 鼻の炎症と痛み。乾いたせきを伴うこともある。

イ 呼吸器系の基礎疾患がある人は、火山灰を浴びた後、数日続く気管支のひどい症状（例えば、空せき、たん、ゼーゼーとした呼吸、息切れ）を引き起こす可能性がある。

ウ ぜんそくまたは気管支炎の患者における気道の刺激；ぜんそく患者は、息切れ、ゼーゼーとした呼吸、せきなどの症状を訴えることが一般的。

エ 息苦しくなる。

## ② 目の症状

火山灰のかけらによって、目に痛みを伴う角膜のひっかき傷や結膜炎が生じる。コンタクトレンズを着用している人は特にこの問題が大きい。一般的な症状は次のとおり。

ア 目の異物感。

イ 目の痛み、かゆみ、充血。

ウ ねばねばした目やに、涙。

エ 角膜の引っかけ傷。

オ 火山灰が目に入ることによる結膜炎。充血や、ひりひり感。まぶしく感じるなど。

## ③ 皮膚への刺激

火山灰で皮膚に炎症を起こすことがある。特に火山灰が酸性である場合に多くみられる。症状は次のとおり。

ア 皮膚の痛みや腫れ。

イ 引っかけ傷からの二次感染。

## (3) 交通被害

① 少量の降灰でも、視界や大気の状態などの運転条件が著しく悪化する可能性がある。また、自動車が巻き上げる火山灰が、さらなる条件悪化の要件にもなる。

② 道路に火山灰が薄く積もると、湿っていても乾いていても非常に滑りやすく、ブレーキが利きにくくなる。

③ 火山灰が厚く積もると、道路が通行不能になる。

## (4) ライフライン被害

降灰によって停電が起きることがある。また、湿った火山灰に導電性があるため、電源供給装置の清掃を行うときに感電する可能性がある。

## (5) 給水への影響

① 降灰によって、水の汚濁や給水装置の遮断・破損が起きる可能性がある。

② ふたのない給水施設は少量の火山灰でも給水に支障をきたす。

- ③ 火山灰で汚れた水は、有毒である可能性は低いものの、酸性度が強くなったり、塩素による殺菌効果が弱くなったりする可能性がある。
- ④ 降灰後、しばらくの間、清掃用に供する水の需要が増加し、その結果、水不足になる可能性がある。

(6) 建物被害

- ① 火山灰の重みによって屋根が崩壊することがある。
- ② 屋根の清掃の際に人の重みがかかりで屋根が崩壊する危険性がある。

## 第2部 火山災害予防計画

### 第1節 現状と課題

第1編第2部第1章に準じる。

### 第2節 対策の方向性

1編第2部第1章に準じる。

### 第3節 具体的な取組み

#### 1 区民等における防災対策の推進

区民、事業所等は、次に掲げる措置をはじめ、必要な防災対策を進める。

また、防災対策は想定にとらわれることなく自らの生命を守ることを最優先とし行動することを前提とする。

- (1) 都又は国がインターネット、携帯電話等で配信する降灰注意報等の情報の確認
- (2) 降灰を屋内に侵入させないための対策、家族の役割分担の確認
- (3) マスク、目を守るゴーグル、水(1日30目安)、食料、衣料品、医薬品、携帯ラジオなど非常用持ち出し用品や簡易トイレの準備
- (4) 買い物や片付けなど日頃の暮らしの中でできる災害への備え
- (5) 降灰が雨水等の流れをせき止めないよう、地域ぐるみで側溝の詰まり等を取り除く等の対策を実施
- (6) 避難行動要支援者がいる家庭における、降灰時の支援体制の確保
- (7) 過去の災害から得られた教訓の伝承等による防災への寄与

#### 2 防災に関する知識の普及啓発

各防災関係機関は、様々な機会を通じて、自助・共助を育み、防災に関する知識等の普及啓発を行う。普及啓発にあたっては、中野区においては降灰による災害が身近でないこと等を考慮し、方法や内容等を工夫し、分かりやすく実践的なものとなるよう努める。

##### (1) 区

##### ① 防災意識の高揚促進

区は、様々な機会を通じて、被害の防止、軽減の観点から、区民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を区民に周知し、区民の理解と協力を得る。

## ② 降灰がもたらす被害及び対応行動の周知

### ア 健康被害への予防対策

- (ア) ドアや窓を閉め、火山灰の屋内侵入を防ぐ。
- (イ) コンタクトを使用せず、眼鏡やゴーグルを使用する。
- (ウ) 外出する際にはマスクやハンカチで鼻と口を覆い、火山灰の吸引を防ぐ。
- (エ) 帰宅時は、うがい、手洗い、洗顔等を行う。
- (オ) 火山灰の付着した食べ物は、食べる前によく洗う。

### イ 交通被害への予防対策

- (ア) 少量の降灰でも視界が悪化し交通事故等の危険が高まるため、運転は控える。
- (イ) どうしても運転しなければならない場合には、十分な車間距離をとり、ヘッドライトを点灯し、徐行運転を心がけるとともに、信号等の確認と他車、歩行者の早期発見に努めることにより交通事故を防止する。
- (ウ) 二輪車や自転車は転倒のリスクが高いため利用しない。

### ウ 建物等被害への予防対策

- (ア) ドアや窓を閉め、火山灰の屋内侵入を防ぐ。
- (イ) 火山灰が電化製品に入ると故障を引き起こすことがあるため、電化製品のカバーをして、火山灰が完全になくなるまでカバーを外さない。カバーが出来ないものについてはラップをかけるなどする。
- (ウ) 下水がつまらないよう、雨どいや排水管を排水溝から外す。また、排水溝もつまらないよう、水と火山灰が地面に流れるような状態にする。
- (エ) 火山灰の重みによって屋根が崩壊することがあるため、屋根上の清掃を定期的に行う。この際、人の重み加わり屋根が崩壊する危険があることや、屋根の表面が火山灰によって非常に滑りやすくなっている点に注意する。

## (2) 警視庁（警察署）

様々な警察活動を通じて広報啓発や防災訓練を実施し、防災知識の普及および防災意識の向上努める。

- ① 広報誌、パンフレット等を各種広報啓発活動の機会を通じて配布する。
- ② 各団体が行う研修会や訓練に参加し、防災講話を行う。
- ③ 外国人が必要な情報を容易に入手できるように「やさしい日本語」の使用を含めた適切な対応を図り、効果的な防災情報の提供を推進する。

## (3) 東京消防庁（消防署）

- ① 地域住民や自主防災組織等の災害対応力を高めるため、平時においては、区の普及啓発活動に合わせて防災指導を行うとともに、火山災害時においては、火山灰による健康被害を防ぐため、降灰時の不要不急の外出自粛やマスク、ゴーグル等の着用など、適切な行動を促す情報を発信する。

- ② 降灰時等における事業所の被害を軽減するため、長時間にわたる停電による消防用設備等の機能不全、通信障害による通報連絡の遅延、断水による衛生環境の悪化その他の火山災害時の影響を踏まえた防火防災対策を推進するとともに、危険物の流出や火災の拡大危険など、災害発生時の社会的影響が大きい危険物施設の安全対策を強化する。

## 第3部 火山災害応急対策計画

### 第1章 災害応急対策の活動

#### 第1節 対応方針

区の地域に災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、住民の生命、身体、及び財産を災害から保護するため、区及び防災関係各機関が一体的な効果を発揮しうよう必要な態勢を確立し、災害応急対策の実施に万全を期するものとする。

#### 第2節 具体的な取組

##### 1 区民、マンション管理組合等、事業所の自主防災活動

区民、マンション管理組合等及び事業者は、自らが所有又は居住する建物・土地にかかわる災害応急対策を実施するとともに、区や地域防災会、自治会等が実施する応急活動に協力するものとする。

##### 2 防災関係機関の活動態勢

区の区域にかかわる防災関係機関は、所管にかかわる災害応急対策を実施するとともに、区が実施する応急対策が円滑に行われるようにその業務について協力するものとする。

###### (1) 警視庁（警察署）

- ① 被害実態の把握及び各種情報の収集に関すること。
- ② 交通規制に関すること。
- ③ 被災者の救出救助に関すること。
- ④ 被災者の避難誘導に関すること。
- ⑤ 行方不明者の捜索及び調査に関すること。
- ⑥ 遺体の調査等及び検視に関すること。

## 第2章 情報収集・伝達

### 第1節 対応方針

区は、降灰に関する重要な情報について、気象庁及び関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに管内の公共的団体、重要な施設の管理者、住民の防災市民組織等に通報するとともに、警察機関等の協力を得て住民に周知する。

### 第2節 国の火山観測体制

#### 1 富士山における国の火山観測体制 (平成30年(2018年)時点)

気象庁	東京大学地震研究所	防災科学技術研究所	国の他の機関
・地震計 6	・地震計 8	・地震計 6	国土地理院及び海上保安庁が地殻変動観測、水準測量等の観測を実施している。
・GNSS 3	・傾斜計 1	・傾斜計 6	
・空振計 2	・歪計 1	・雨量計 4	
・傾斜計 2	・体積温度計 1	・気圧計 4	
・監視カメラ 1	・全磁力 1	・GNSS 6	

#### 2 気象庁の実施する火山観測

区分	内容
震動観測	地震計により、火山、その周辺に発生する火山性地震及び火山性微動を観測する。
地殻変動観測	GNSS、傾斜計等により、マグマの活動に伴って生じる火山地域における膨張、収縮、傾斜変化等の地殻変動を観測する。
表面現象の観測	監視カメラ等により、噴煙の状態、噴出物当の観測を行う。また、空震計により、火山噴出物に伴う空気振動を観測する。
その他の観測	磁力計により、マグマの活動等に伴う地磁気の変化を観測する。また、噴気地帯等の噴気温度、ガス等を定期的に観測する。

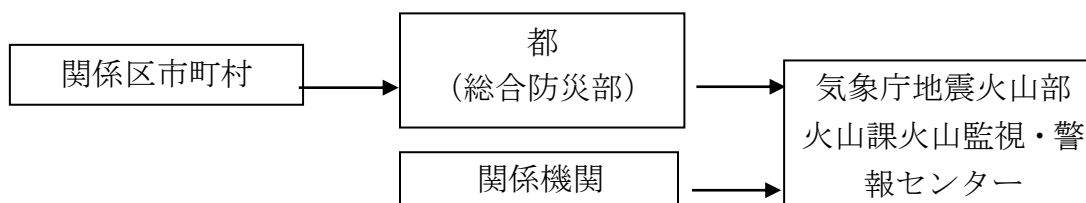
## 第3節 具体的な取組み

### 1 情報の収集・伝達

#### (1) 火山(降灰)情報伝達

##### ① 連絡経路

東京都内の降灰の状況は、以下の経路を通じて気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センターに集約される。



##### ② 区が調査を実施する項目

降灰調査項目は、以下のとおりである。

- ア 降灰の有無及び堆積の状況
- イ 時刻及び降灰の強さ(※)
- ウ 構成粒子の大きさ
- エ 構成粒子の種類、特徴等
- オ 堆積物の採取
- カ 写真撮影
- キ 降灰量及び降灰の厚さ (可能な場合のみ実施)

##### ※ 降灰の強さ

階 級	解 説
1	降っているのがようやくわかる程度
2	降っているのが明確にわかり、10分～20分で地上を薄く覆う程度
3	10～20分で厚さ1mm以上積もる程度

##### ③ 収集情報の伝達

東京都及び各県から収集された降灰の情報は、気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センターで取りまとめ、「富士山の火山活動解説資料」として公表され、都、区市町村、防災関係機関等に伝達される。

#### (2) 降灰予報の収集

噴火後に、どこに、どれだけの量の火山灰が降るかについて、気象庁から詳細な情報が発表される。また、噴火直後には、風に流される小さな噴石が降る範囲



についても速報される。

① 降灰予報（定時）

ア 噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、3時間ごとに発表

イ 発表時刻は2時、5時、8時、11時、14時、17時、20時及び23時

ウ 18時間先（3時間ごと）までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供

② 降灰予報（速報）

ア 噴火が発生した火山について速やかに発表

イ 降灰予報（定時）が発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表

ウ 降灰予報（定時）が未発表の火山では、降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表

エ 噴火発生から1時間以内に予想される、降灰分布や小さな噴石の落下範囲を提供

③ 降灰予報（詳細）

ア 噴火が発生した火山に対して、より精度の高い降灰量の予報を行い発表

イ 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表

ウ 降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表

エ 降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず発表。

オ 降灰予測計算結果に基づき、噴火後20～30分程度で発表

カ 噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や、降灰開始時刻を提供

降灰量階級…気象庁から発表される降灰量情報は、3階級で表現される

階級名称	降灰の厚さ	イメージ
多量	1 mm 以上	路面は完全に覆われ、視界不良となる。
やや多量	0.1 mm 以上 1 mm 未満	路面は白線が見えづらくなり、明らかに降灰していることがわかる。
少量	0.1 mm 未満	路面にはうっすら積もり、降灰しているのがようやくわかる程度。

## 2 区民への情報提供

健康被害や、道路上に火山灰が堆積することによる交通事故の発生、交通渋滞等が予想されることを踏まえ、以下のような周知を住民に対し実施する。

- (1) 窓を閉め、火山灰が屋内に侵入しないよう対策を講じること
- (2) 交通渋滞や交通事故を引き起こす可能性が高まるため、むやみに車両移動をしないこと
- (3) 不必要な外出は控えること
- (4) やむを得ず外出する場合には、マスク、ゴーグル等を着用すること
- (5) 火山灰によって引き起こされる健康被害に関する情報

なお、その具体的方法については、第1編第3部第2章第2節「3 区民等への情報提供」を準用する。

## 3 都との情報連絡

第1編第3部第2章を準用する。

## 第3章 避難者対応

第1編第3部第4章を準用する。

## 第4章 輸送・交通ネットワーク等

### 第1節 対応方針

降灰による視界不良や、道路上に火山灰が堆積することによる交通環境の混乱が予想される。区は、都及び各防災関係機関との連携協力のもと、迅速な交通環境の復旧及び災害応急対策に必要な交通路の確保を行う。

### 第2節 具体的な取組み

#### 1 道路障害物除去

第1編第3部第5章を準用する。

#### 2 交通規制

##### (1) 方針

降灰時には、視界不良による衝突事故やスリップ事故等が急増することが予想されることから、適切な交通規制を実施することが必要である。

##### (2) 降灰時の交通規制

《交通情報の収集と交通規制》

- ① 降灰の範囲や規模等、具体的な交通情報の収集に努めるとともに、交通障害の実態把握を速やかに行い、その状況を警備本部に報告する。

《交通規制》

- ① 広域的な降灰による被害発生時に、交通部長の決定に基づき必要な措置を講ずる。
- ② 危険箇所の表示、局地的な通行禁止、一方通行等適切な交通規制を行い、道路管理者とともに被災地及びその周辺における交通の安全と円滑に努める。

#### 3 各交通機関の応急活動

第1編第3部第5章を準用する。

## 第5章 物資の確保と供給

第1編第3部第6章を準用する。

## 第6章 医療救護等

第1編第3部第7章を準用する。

## 第7章 施設等の応急対策

### 第1節 対応方針

第1編第3部第8章を準用する。

### 第2節 具体的な取組み

#### 1 ライフライン施設の応急対策

第1編第3部第8章を準用する。

#### 2 建造物等応急対策

##### (1) 庁舎の応急対策

庁舎については、区の応急対策上最も重要な施設であるため、噴火後ただちに被害状況を調査し、使用の可否を判断するとともに、利用者等の安全確保、混乱防止を図り、必要な応急措置を講じる。

##### (2) 公共施設応急対策

庁舎以外の区立施設、医療・保健福祉施設、各官公署、文化財施設等の公共施設等の管理者は、噴火後ただちに被害状況を調査し、必要な応急措置を講じる。

#### 3 公共土木施設応急対策

##### (1) 道路

##### ① 区の応急対策

第1編第3部第8章を準用する。

##### ② 都の応急対策

第1編第3部第8章を準用する。

#### 4 危険物保管施設等の応急対策

##### (1) 警視庁（警察署）

第3編第3部第3章を準用する。

##### (2) 東京消防庁（消防署）

第3編第3部第3章を準用する。

## 第4部 火山災害復旧計画

### 第1節 基本方針

火山噴火によって降灰が長時間続いた場合は、宅地や公園等に大きな被害を与え、ひいては地域の経済活動や市民の社会生活に著しい障害をもたらす、地域の活力を失うこととなる。このため、降灰によって被害が発生した場合は、早急な復旧対策を行い地域の活力を取り戻す必要がある。

そのため、区と各関係機関とは、平時から緊密な情報交換を行い、体制整備を図っていく。

### 第2節 具体的な取組み

#### 1 火山灰の収集

- (1) 宅地等に降った火山灰の収集は、原則として土地所有者又は管理者が行うこととする。
- (2) 宅地以外に降った火山灰の収集は、各施設管理者が行うこととする。
- (3) 火山灰の処理体制が整うまでの間、一時的な火山灰の仮置き場として、区は応急集積場所を設置し、区民自ら収集した火山灰を搬入する集積場所として利用する。
- (4) 火山灰の集積場所においては、飛散の防止に努め、区はその方法等について区民に対し周知する。

#### 2 火山灰の運搬

- (1) 火山灰の運搬は、一般廃棄物とは別に行い、飛散しないように努めるものとする。
- (2) 宅地等に降った火山灰の運搬については、区が行うものとする。
- (3) 宅地以外に降った火山灰の運搬については、各施設管理者が行うものとする。

#### 3 火山灰の処分

- (1) 収集、集積した火山灰は、中・長期の保管も想定し、区は、第1編第4部第1章第2節「仮置き場の選定等」の考え方にに基づき、仮置き場を選定するものとする。
- (2) 最終的な火山灰の処分方法については、広域的な対応を要することから、関係機関との検討や都の動向等を踏まえ、今後詳細に決定することとする。

なお、都は、火山灰の処分について国に働き掛けていくことから、区はこの方針に従うものとする。



#### 4 火山灰の除去計画

- (1) 都、区、関係各機関、住民等の役割を明確にし、速やかに降灰を除去し、障害の軽減を図るものとする。
- (2) 宅地内の降灰については、区民自らその除去に努め、除去した降灰は、区が指定する仮置き場に集積し、区はこれらを一般廃棄物とは別に収集する。
- (3) 区は宅地内の降灰除去の効率化・円滑化のため、自治会等の自主防災組織の活用を図り、地域ぐるみの降灰除去が推進されるよう努める。